

2024年4月版

ご契約のしおり・約款

無 配 当

米国ドル建積立利率更改型
一時払終身保険（無告知型）

プルデンシャル生命



この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認ください。

ご加入後は、別途お届けする保険証券とともに保存していただき、末永くご活用ください。

なお、わかりにくい点がございましたら、担当のライフプランナーまたはもよりの支社へお気軽にお問合わせください。

金融商品取引法第2条第31項第4号に規定される 「特定投資家」となられるお客さまへ

プルデンシャル生命保険株式会社

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第34条の2の規定により、金商法第34条の4の規定によって既に「特定投資家」とみなされたお客さまは、「特定投資家以外のお客さま（以下、「一般投資家」といいます。）」としてご自身を取扱うよう、当社にお申出いただくことができます。

お手続きの方法や本制度に関する説明をご希望される場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡をお願いいたします。

なお、過去に上記のお手続きをされ、「一般投資家」としてお取り扱いさせていただいているお客さまのうち、その後、「特定投資家」として取扱うよう区分変更のお手続きをご希望される場合は、当社カスタマーサービスセンターにお問合わせください。

■ご注意ください

- 法令等の規定により、上記のような「特定投資家」と「一般投資家」の区分を現在設けておりますが、当社の生命保険契約に関しましては、「特定投資家」としてお取り扱いさせていただく場合と「一般投資家」としてお取り扱いさせていただく場合で、お手続き等に相違はございません（当社は、特定投資家の方に対しても、一般投資家の方と同様の商品説明等をいたします）
- 上記の区分変更のお手続きによって、お申込みいただく保険契約の成立が遅れる場合がございます。
- 「特定投資家」としてお取り扱いさせていただく場合は、お客さまは金融サービスの提供に関する法律第4条第7項第1号の政令で定める者（特定顧客）に該当するため、同法に定める重要事項説明義務及び重要事項説明義務に違反した場合の損害賠償責任にかかる規定の適用が受けられないこととなります。

■ご参考

投資家区分について

特定投資家	
一般投資家に区分変更不可能	一般投資家に区分変更可能
<ul style="list-style-type: none">・国・日本銀行・適格機関投資家	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体・政府系金融機関・金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社・資本金5億円以上が見込まれる株式会社・その他「金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令」第23条に掲げる者

以上

ご契約のしおり・約款をお読みいただく前に

この冊子はずぎの順番で記載されています。

ご契約のしおり

この保険の約款のなかで特に保険契約者にとって大切なことから（重要事項、保障内容、諸手続き、税法上の扱いなど）を抜き出し、わかりやすくご説明しています。

普通保険約款（主契約）

生命保険会社と保険契約者との間でとりかわす約束の内容となる、お互いの権利義務を規定しています。

特約条項（特約）

保障内容を充実させる目的等で主契約に付加するものです。

別表

普通保険約款や特約条項に共通している「別表」をまとめて記載しています。

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金等のお支払いなどに関するご相談、ご質問、ご不満等につきましては、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

最新の営業時間については、プルデンシャル生命のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.prudential.co.jp/>

【カスタマーサービスセンター
パートナーフォーユー
0120-810740】

目次

ご契約のしおり・約款

ご契約のしおり

目的別もくじ	3	愛の割増年金特約（割増年金支払特約）	29
主な保険用語のご説明	4	介護割増年金移行特約	31
1. ご契約に際して		指定代理請求特約	33
ご契約申込時のお手続き	7	4. お支払いについて	
生命保険募集人	8	保険金等の支払事由等が生じた場合	35
当社の組織形態（株式会社）	8	保険金即日支払サービス	36
クーリング・オフ制度	9	保険金等をお支払いできない場合等	37
新たな保険契約への乗換え	10	5. ご契約後について	
保障の開始（責任開始期）	11	ご契約の継続が困難になった場合	39
2. 主契約について（外貨建保険）		解約と解約返戻金	40
米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）	12	保険金等の受取人の変更	42
米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に関するご注意	16	6. その他	
外貨でのお支払いまたは払戻しができない場合の取扱い	20	生命保険と税金	43
円換算払込特約および円換算支払特約	21	保険契約等に関する情報の共同利用	46
円換算払込特約	22	生命保険会社の財産状態の変化に伴う影響の可能性	48
円換算支払特約	23	生命保険契約者保護機構	49
3. 特約について		管轄裁判所	51
リビング・ニーズ特約	24	成年後見制度	51
保険金等の支払方法の選択に関する特約	27	保険会社からのお願い	52
		相談窓口とその連絡先	53
		手続きのための必要書類一覧	54

約款

米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）普通保険約款	59	介護割増年金移行特約条項	98
リビング・ニーズ特約条項	71	指定代理請求特約条項	109
保険金等の支払方法の選択に関する特約条項	80	円換算払込特約条項	114
割増年金支払特約条項	93	円換算支払特約条項	117
		外国通貨建保険の特別取扱いに関する特約条項	121

別表

別表 1	対象となる高度障害状態 ……………	127
別表 2	対象となる不慮の事故 ……………	128
別表 3	対象となる身体障害の状態 ……………	131
別表 4	請求書類 ……………	134
別表 19	身体障害者 ……………	143

ご契約のしおり

目的別もくじ

このようなときは

保険用語の意味を知りたい

申込を撤回したい
契約を解除したい

いつから保障が開始されるのか
知りたい

保険（主契約）の特徴としくみ
を知りたい

リスクや諸費用について知りたい

保険金等を請求したい

保険金等の代理請求について知
りたい

保険金等が支払われない場合に
ついて知りたい

契約の継続が困難になった

保険契約を解約したい

保険料や保険金に関する税金に
ついて知りたい

このページをご覧ください

[4](#)
ページ 主な保険用語のご説明

[9](#)
ページ クーリング・オフ制度

[11](#)
ページ 保障の開始（責任開始期）

[12](#)
ページ 米国ドル建積立利率更改型一時
払終身保険（無告知型）

[16](#)
ページ 米国ドル建積立利率更改型一時
払終身保険（無告知型）に関す
るご注意

[35](#)
ページ 保険金等の支払事由等が生じた
場合

[33](#)
ページ 指定代理請求特約

[37](#)
ページ 保険金等をお支払いできない場
合等

[39](#)
ページ ご契約の継続が困難になった場
合

[40](#)
ページ 解約と解約返戻金

[43](#)
ページ 生命保険と税金

主な保険用語のご説明

「ご契約のしおり・約款」をご理解いただくために、主な保険用語についてご説明いたします。

あ	
■一時払保険料相当額	ご契約のお申込みの際にお支払いいただくお金のことで、ご契約が成立した場合には、一時払保険料に充当されます。

か	
■解除	保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。
■解約	保険期間の途中で、保険契約者の意思でご契約を将来に向かって消滅させることをいいます。
■解約返戻金	ご契約を解約した場合などに、保険契約者にお支払いするお金のことをいいます。
■契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。特に月単位あるいは半年単位の契約応当日といったときは、それぞれ月・半年ごとの契約日に対応する日となります（契約日に対応する日がない場合は、その月の末日とします）。
■契約年齢	契約日における被保険者の年齢をいい、満年齢で計算します。 （例）24歳7か月の被保険者の契約年齢は、24歳となります。
■契約日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日のことをいい、通常は責任開始日と同じ日となります。ただし、保険料の払込経路によっては、契約日と責任開始日が異なる場合があります。

さ	
■支払事由	約款に定める保険金等をお支払いする事由のことをいいます。
■主契約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。
■責任開始期(日)	当社が、ご契約上の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

た	
■積立金	将来の保険金のお支払いのために、一時払保険料の中から積み立てた部分をいいます。
■T T S	Telegraphic Transfer Selling rate（対顧客電信売相場）の略で、銀行等が顧客向けに外貨を売る（円を外貨に交換する）時に用いられる為替レートのことをいいます（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）。

た	
■ T T M	Telegraphic Transfer Middle rate (対顧客電信仲値) の略で、銀行等で対顧客向け為替売買をする際の基準となるレートのことをいいます。この保険契約において、特約により日本円でのお払込み・お受取りをする場合には、円換算基準日のTTMを基準としたレートを使用します（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）。
■ T T B	Telegraphic Transfer Buying rate (対顧客電信買相場) の略で、銀行等が顧客向けに外貨を買い取る（外貨を円に交換する）時に用いられる為替レートのことをいいます（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします）。
■ 特 約	さまざまな保障内容を充実させるためや、普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加する契約内容のことをいいます。

は	
■ 被保険者	保険金等の支払事由の対象となる人のことをいいます。
■ 保険期間	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。
■ 保険金（年金）	被保険者が約款で定める支払事由に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。
■ 保険金（年金） 受取人	保険契約者が指定した、保険金（年金）を受取る人のことをいいます。
■ 保険契約者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（たとえば、契約内容の変更などの請求権）と義務（たとえば、保険料支払義務）を持つ人のことをいいます。
■ 保険証券	ご契約の保険金額や保険期間などご契約の内容を具体的に記載したものです。
■ 保険年度	契約日から起算して満1か年を第1保険年度といたします。以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……となります。
■ 保険料	保険契約者から当社にお払込みいただくお金のことをいいます。

ま	
■ 無 効	保険契約者が保険金等を不法に取得する目的でご契約を締結したことが判明した場合などにより、ご契約の効力が当初から無くなることをいいます。
■ 免責事由	被保険者が支払事由に該当した場合でも、保険金等が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

■約 款

“ご契約からお支払いまたは満了までのとりきめ”を記載したものです。

1. ご契約に際して

ご契約申込時のお手続き

ご契約の申込書は保険契約者および被保険者ご自身で正確にご記入ください。

■ 申込書の記入

- ご契約の申込書は、保険契約者および被保険者ご自身でご記入ください。また記入後は、内容を十分お確かめください。
- なお、ご契約の際にご印章をご使用の場合、そのご印章は、将来いろいろな手続きに必要となりますので、大切に保管してください。ご印章を紛失した場合は、諸手続きに際して、印鑑証明書と実印で手続きしていただくことになります。
- 当社所定の情報端末を利用して、申込手続を行うこともできます。画面上に表示された内容を十分お確かめのうえ、保険契約者および被保険者ご自身で情報端末に直接入力・ご署名ください。

■ 保険証券の確認

- ご契約に際して、当社は、保険証券を保険契約者にお届けします。万一、お申込みの際の内容と保険証券が相違しているときは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 保険証券等の電子化に関する特約を付加した場合、当社の保険契約者専用Web サイト（[サイバーセンター](#)）よりお申込内容をご確認いただけます。この場合、書面の保険証券は発行しません。くわしくは、保険証券等の電子化に関する特約条項をご覧ください。

[サイバーセンター](#)
〈相談窓口とその連絡先〉
参照

生命保険募集人

保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

■ 保険契約締結の「媒介」と「代理」

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

■ 当社のライフプランナー（生命保険募集人）

当社のライフプランナー（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

（当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例）

- ・ 保険契約の復活
- ・ 特約の中途付加 など

当社の組織形態（株式会社）

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は「株式会社」です。

■ 保険会社における株式会社

株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社のよう、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

■ 保険契約者の権利および義務

保険契約者の権利は、契約内容の変更などの請求権など約款に定める保険契約に関する権利です。なお、保険契約者の義務としては、約款に基づく保険料のお払込みなどがあります。

クーリング・オフ制度

ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます*。生命保険契約は長期にわたる契約ですので、ご契約に際しては、十分ご検討いただくようお願いいたします。

※「クーリング・オフ制度」といいます。

■ クーリング・オフ制度について

お申込者または保険契約者（以下、「お申込者等」といいます。）は、つぎに掲げる日のうちいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、書面または所定の電磁的記録によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。

- ①注意喚起情報の説明の完了日（「お申し込みに際してのご確認事項」に署名した日）
- ②一時払保険料充当金のお払込方法により定まるつぎのいずれかの日
 - ・デビットカードまたはクレジットカードをご利用の場合、デビットカード口座引落確認書またはクレジットカード売上票もしくは利用票の交付日
 - ・お振込みの場合、その着金日
 - ・口座振替の場合、注意喚起情報の説明の完了日

■ お申込みの撤回等の方法について

- お申込みの撤回等の方法としては、つぎのいずれかによる方法があります。
 - ①書面
 - ・本社または支社に直接ご持参いただくか、もしくは郵便によりご送付ください（消印日が申出日です）。
 - ・お申込者等の氏名および住所をご記入のうえ、お申込みの撤回等をする旨を明記してください。
 - ②電磁的記録
当社ホームページの「お問い合わせ」内の「クーリング・オフのお申し出」よりお申出、お手続きください*（送信日が申出日です）。
ホームページアドレス <https://www.prudential.co.jp/>
- お申込みの撤回等があった場合には、当社はお申込者等にすでにお払込みいただいた金額をお返しいたします。

※当社ホームページ経由以外の方法でお申し出いただいた際は、お取扱いできない場合があります。

⚠️ ご注意

- 保険契約者が法人（個人事業主を含みます。）の場合、またはその他法令に定める場合にはこのお取扱いをいたしません。
- ご契約のお申込みを撤回することのできる期間およびご契約をその成立時にさかのぼって解除することができる期間には、上記のとおり制限があります。

新たな保険契約への乗換え

現在ご契約の保険契約の解約等を前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方は下記の点にご注意ください。

解約等

解約・減額・払済保険への変更を含みます。

■ 現在ご契約の保険契約について不利益となる場合

- 解約等の際にお払戻しできる金額は、多くの場合、お払込保険料（減額の場合は減額部分に対応するお払込保険料）の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約等したときの解約返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ご契約後、所定の年数を経過した有配当の保険契約に対する配当の権利などを失う場合があります。

■ 新しい保険契約のお取扱いについての注意事項

- お申込みに際して、ご加入状況などによってはご契約をお断りする場合があります。
- 新たな保険契約では、詐欺による取消や責任開始期から2年以内の自殺の場合には、死亡保険金をお支払いしません（ただし、責任開始期から2年以内の自殺の場合については、当社の定める取扱範囲内で、死亡保険金の一部または全部をお支払いすることがあります）。
- 保険料の基礎となる予定利率等は、現在ご契約の保険契約と新たな保険契約とで異なることがあります。新たな保険契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。

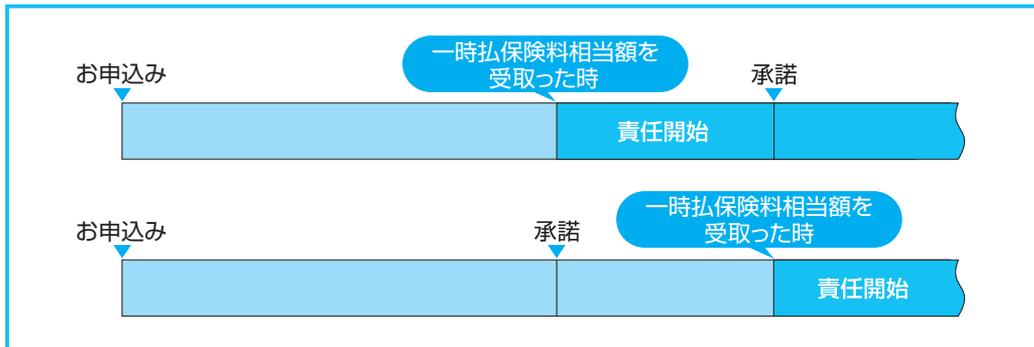
しおり

ご契約に際して

保障の開始（責任開始期）

お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払込みが完了した時から保険契約上の責任を負います。

■ 責任開始期について



- この保険は「告知」が不要なため、「一時払保険料相当額のお払込み」が完了した時から責任が開始されます。

⚠️ ご注意

当社ライフプランナーが直接現金をお預かりすることはありません。

2. 主契約について（外貨建保険）

米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）

米国ドルで一生にわたる死亡の保障を確保できる保険です。

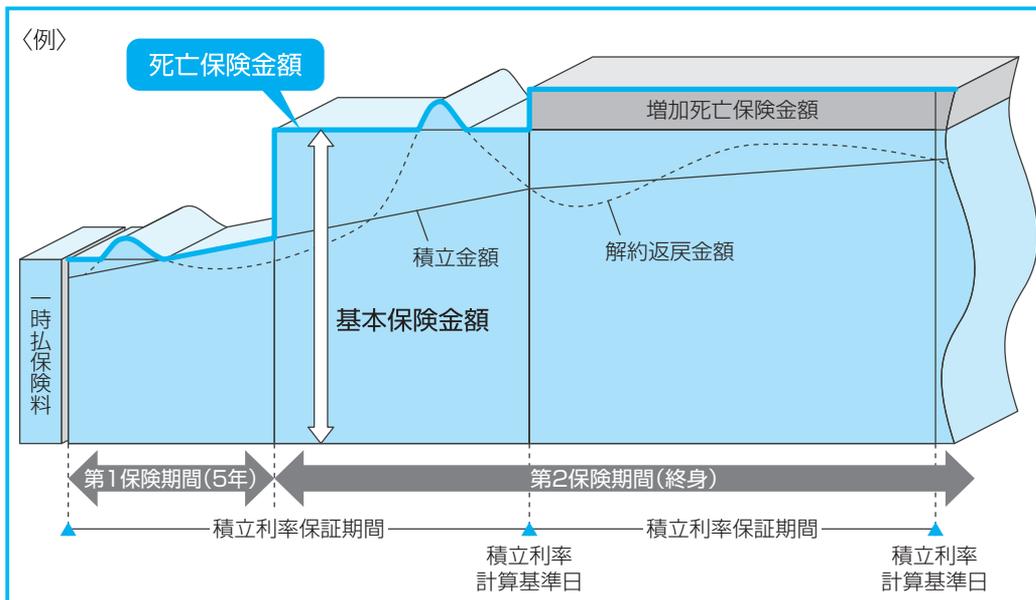
■ 特徴としくみ

特徴

この保険は、一時払保険料のお支払いや保険金のお支払いなど金銭の授受について米国ドルで行います。

- 被保険者が死亡したとき、保険金をお支払いします。保障は一生続き、何歳で死亡しても、保険金をお支払いします。
- 保険期間が第1保険期間と第2保険期間に分かれており、第1保険期間中は、死亡保険金として、一時払保険料相当額、積立金額または解約返戻金額のいずれか最も大きい金額をお支払いします。第2保険期間中は、死亡保険金として、基本保険金額と増加死亡保険金額の合計額または解約返戻金額のいずれか大きい金額をお支払いします。
- 積立利率は一定期間ごとに更改され、更改時の積立利率に応じて、増加死亡保険金額が発生する場合があります。
- 市場価格調整により、解約返戻金額が増減します。
- この保険に当社が準備している円換算払込特約および円換算支払特約をつけると、当社所定の換算レートにより米国ドルを円に換算して、一時払保険料のお支払いや保険金のお受取りなどができます。
- ご契約に際して、健康状態等に関する医師の診査や告知は不要です。
- この保険には、配当金はありません。

しくみ



〈米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に関するご注意〉を必ずご確認ください。

積立利率計算基準日における積立利率が予定利率（0.5%）を上まわり、増加死亡保険金額が発生した場合を表示しています。

■ 保障内容

保険金のお支払い

給付の名称	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	(1)第1保険期間中 被保険者が死亡した日におけるつぎのいずれか大きい金額 ①一時払保険料相当額 ②積立金額 ③解約返戻金額 (2)第2保険期間中 被保険者が死亡した日におけるつぎのいずれか大きい金額 ①基本保険金額と増加死亡保険金額の合計額 ②解約返戻金額	死亡保険金受取人

⚠️ ご注意

- この保険には、高度障害保険金のお支払いはありません。
- この保険は、健康に不安がある方でも告知なしでご契約いただけるよう設計しているため、医師の診査等を必要とする商品に比べて保険料が割高に設定されています。
- 保険金の支払事由が発生した場合は、直ちに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、[所定の請求書類](#)をご提出ください。

[所定の請求書類](#)

〈手続きのための必要書類一覧〉参照

<積立金と積立利率について>

- 「積立金」とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立利率を適用して、経過した年月数により当社の定める方法で計算します。
- 積立利率は、契約日または契約日後に到来する各積立利率計算基準日における基準利率（当社所定の期間における指標金利の平均値とします）に最大1.0%を増減させた範囲内で当社が定めた利率から、保険契約の維持等に必要な費用の率を差し引いた利率とし、毎月1日と16日に設定されます。
- 積立利率は、契約日または契約日後に到来する各積立利率計算基準日における積立利率をそれぞれの積立利率保証期間中適用します。
- 積立利率は、積立利率計算基準日に更改されます。更改にあたって、積立利率は予定利率（0.5%）を下まわることはありません。
- 積立利率計算基準日における被保険者の年齢が当社所定の年齢（積立利率保証期間が10年の場合は101歳、15年の場合は96歳）以上となる場合は、この日における更改を最終の更改とし、以降の積立利率は予定利率（0.5%）とします。

<積立利率保証期間について>

- 「積立利率保証期間」とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいい、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日から、それぞれの直後に到来する積立利率計算基準日の前日までとします。
- 積立利率保証期間は、保険契約締結の際、保険契約者が10年または15年のいずれかの期間を指定するものとし、以後これを変更することはできません。

<増加死亡保険金額について>

- 「増加死亡保険金額」とは、積立利率計算基準日に計算される保険金額のことをいいます。
- 増加死亡保険金額は、更改後の積立利率が予定利率（0.5%）を上まわる場合に発生します。一度増加した後は、減ることはありません。

⚠️ ご注意

この保険に適用される積立利率や基準利率については、当社ホームページをご覧ください。

積立利率計算基準日

契約日から積立利率保証期間ごとの年単位の契約応当日

指標金利

米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）普通保険約款附則1参照

■ 解約する場合のご注意

- この保険は、市場価格調整によって、解約返戻金額が増減します。市場金利の状況によっては、お払込みいただいた一時払保険料を下まわり、損失が生じることがあります。
- 外貨建の保険契約を解約する場合の解約返戻金は、外国通貨でお支払いしますので、円に換算する際に為替の変動による影響を受けます。場合によっては、円に換算した後の金額が、**お払込みいただいた一時払保険料を大きく下まわり、損失が生じるおそれがあります。**
- 解約返戻金をお支払いする際に、お支払いにかかる諸手数料を支払額より差引かせていただく場合があります。

〈解約と解約返戻金〉参照

- ①保険契約者は、一時払保険料等を当社に米国ドルでお払込みいただきます。
- ②当社は、**お支払いする保険金、解約返戻金等がある場合は、それらを米国ドルでお支払いします。**
- ③**保険契約者が一時払保険料等のお払込みのために円を米国ドルに換算するとき、保険契約者が当社から支払われた解約返戻金等を円に換算するとき、および、保険金の受取人が当社から支払われた保険金を円に換算するとき、為替変動による影響を受けます。**
- ④**この保険契約の金銭の授受において、円に換算するとき為替変動の影響で損益が発生いたします。**
- ⑤ご契約の際には、前記の①から④および〈米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に関するご注意〉をご確認ください。
- ⑥一時払保険料や保険金等が外貨建となっているため、払込む一時払保険料や受取る保険金等の円換算額は為替相場の影響を受ける商品です。為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の保険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下まわることや、お受取りになる円換算後の保険金額が、一時払保険料を下まわり、損失が生じるおそれがあります。

米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に関するご注意

米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）について、特にご注意ください。重要な事項がありますので、必ずご一読ください。

■ 為替リスク

この保険は金銭の授受を外貨で行いますので、円でお取扱いする場合には、為替リスクがあります。

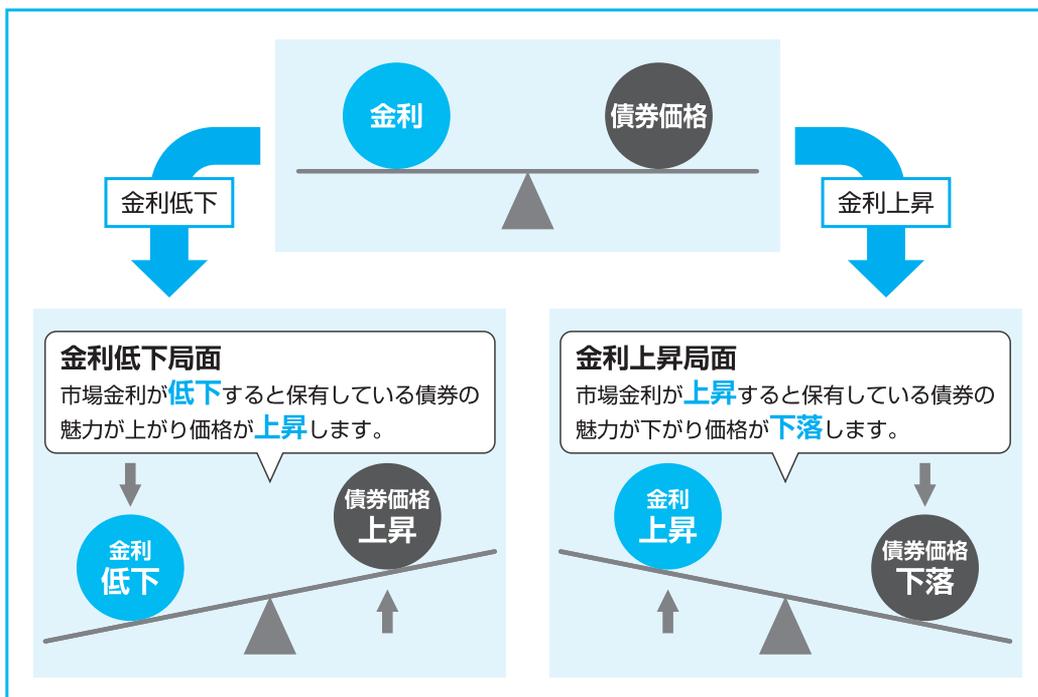
外貨建の保険は為替レートの変動により、お受取りになる円換算後の保険金額等が、ご契約時における円換算後の保険金額等を下まわることがあります。さらに、お受取りになる円換算後の保険金額等が、払込保険料総額を下まわることがあり、損失が生じるおそれもあります。また、ご契約時の円換算試算額と異なる場合があります。外貨建の保険に関する為替リスクは、保険契約者または受取人に帰属します。

■ 金利変動リスク

この保険は、市場金利に応じた運用資産の価格変動を解約返戻金に反映させる市場価格調整を行いますので、金利変動リスクがあります。市場金利の変動により解約返戻金額が一時払保険料を下まわることがあり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、中途解約時の市場金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加することがあります。

為替リスクの詳細については、「為替リスクに関するご案内」をご覧ください。

金利変動リスクについては、「金利変動リスクに関するご案内」をご覧ください。

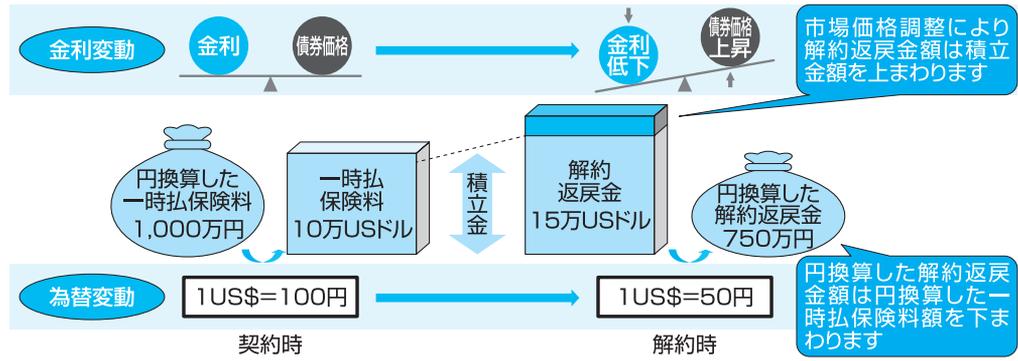


■ 複合リスク

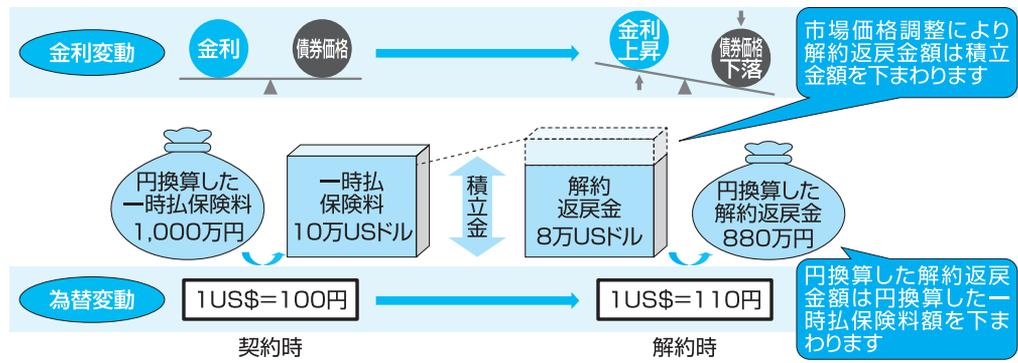
「為替リスク」と「金利変動リスク」は複合的に発生する場合がありますため、予期しない損失が生じるおそれがあります。

<例>円安に進行し積立金の円換算の金額が増加していることを期待して解約したが、金利が上昇したため市場価格調整により解約返戻金が減少し、損失が生じた。

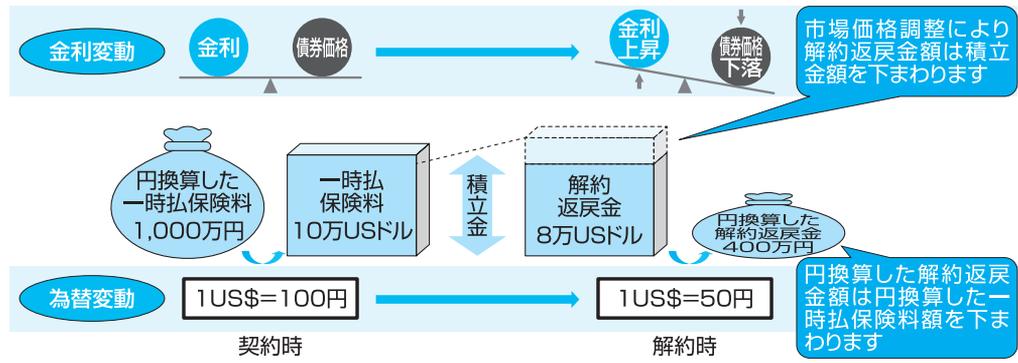
<例1> 契約時よりも金利が低下し、かつ円高となった場合
(円換算に関する特約を付加し、金銭の授受を円で行った場合)



<例2> 契約時よりも金利が上昇し、かつ円安となった場合
(円換算に関する特約を付加し、金銭の授受を円で行った場合)



<例3> 契約時よりも金利が上昇し、かつ円高となった場合
(円換算に関する特約を付加し、金銭の授受を円で行った場合)



為替変動について

日本円と米国ドルとの外国為替交換レートは毎日変動しています。米国ドル建保険は保険料、保険金額および解約返戻金等を米国ドルでお取扱いをしているため、米国ドルを円に交換する際に、下記のように為替変動の影響を受けます。

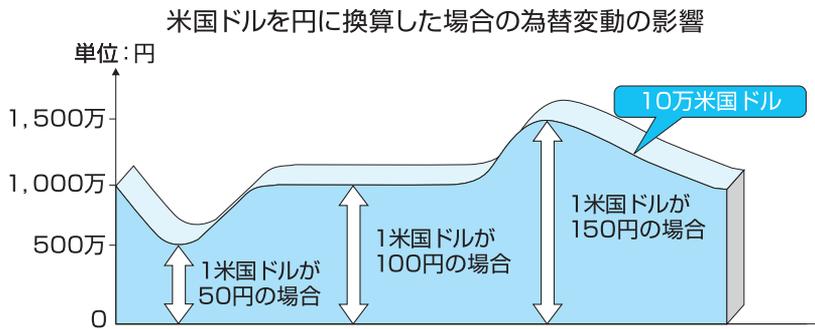
①保険料のお払込みについて

〈例〉

一時払保険料：10万米国ドルの場合

円換算レート (1米国ドルあたり)	50円	100円	150円
円換算の保険料	500万円	1,000万円	1,500万円

〈図〉



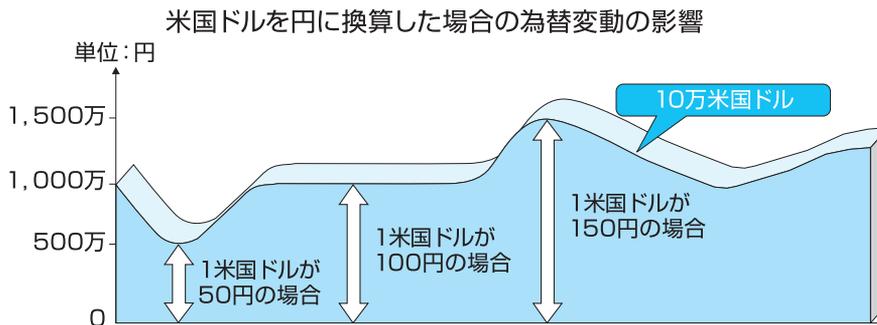
②死亡保険金の受取りについて

〈例〉

死亡保険金額：10万米国ドルの場合

円換算レート (1米国ドルあたり)	50円	100円	150円
円換算の保険金額	500万円	1,000万円	1,500万円

〈図〉



※上記の円換算レートは、上限または下限を示すものではありません。したがって、円換算レートが50円を下まわることも、150円を上まわることもあります。

■ ご契約にかかる諸費用

ご契約にかかる諸費用の合計額は「契約初期費用」「保険関係費用」「外貨のお取扱いによる費用」「年金で受け取る場合の費用」を合算した額となります。なお、これらの費用の一部は将来変更される場合があります。

【契約初期費用】

ご契約の締結等にかかる費用として、一時払保険料に対し5%を乗じた額を、契約時に控除します。(登録日現在)

【保険関係費用】

積立利率の計算にあたって、保険契約の維持に必要な費用の率(0.35%)をあらかじめ差し引いております。(登録日現在) また、死亡保障に必要な費用を毎月積立金から控除します。

※これらの費用は、契約年齢、性別、経過期間等によって異なりますので、その数値や計算方法を記載することができません。

【外貨のお取扱いによる費用】

外貨での金銭授受の際、ご利用の金融機関により**各種手数料**が必要な場合があります。この手数料は保険契約者または受取人のご負担となります。円換算に関する特約を付加した場合、金銭の授受は円で行います。円への換算は**当社適用レート**を用い、当社適用レートには為替手数料(0.25円/1USドル(登録日現在))が含まれています。

【年金で受け取る場合の費用】

特約を付加することにより、保険金・解約返戻金を年金で受け取る場合、年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%(登録日現在)を年金受取日の年金原資より控除します。

各種手数料

金融機関によって手数料種類・手数料は異なります。くわしくは取扱金融機関にご確認ください。

当社適用レート

当社所定の為替レートは、三井住友銀行の為替レートにより決定します(登録日現在)。

外貨でのお支払いまたは払戻しができない場合の取扱い

保険契約成立後に、以下の事由に該当した場合、当社は**外国通貨建保険の特別取扱いに関する特約**に基づき、**解約返戻金等のお支払いまたは保険料差額の払戻し**をすることがあります。

■ 円への換算について

解約返戻金等のお支払いをする場合、当社は原則外貨にてお支払いしますが、保険契約者が外貨で受領できる口座をお持ちでないときは、以下の換算基準日における当社所定の換算レートにより円に換算してお支払いします。

また、保険契約成立後に保険料差額の払戻しをする場合にも、外貨による払戻しができないときは、同様に円に換算して払戻します。

この場合、為替差損が生じる可能性があります。

内容		換算基準日	換算レート
当社が保険契約者に支払う金額	・ 保険契約が解除された場合	解約返戻金を支払う日の前日	当社所定の換算レート（ただし、対顧客電信買相場を下まわることはありません。）
	・ 免責事由に該当し、積立金相当額または解約返戻金相当額が支払われる場合	積立金相当額または解約返戻金相当額を支払う日の前日	
	・ 契約年齢および性別の誤りの処理により当社が保険料を払戻す場合	必要な書類が当社に到着した日の前日	

外国通貨建保険の特別取扱いに関する特約

外貨建の保険にご加入いただく際に主契約に付加されます。

当社所定の換算レート

外貨で定められた金額を円に換算する際に利用するレートで、換算基準日における当社が主として取引する銀行の対顧客電信売買相場の範囲内とします。

しおり

主契約について（外貨建保険）

円換算払込特約および円換算支払特約

■ 特徴

主契約および特約における金銭の授受（一時払保険料のお払込み、保険金等のお支払い等）に関して、当社所定の円換算レートにより米国ドルを円に換算して取扱うことができます。

■ 内容

円換算払込特約および円換算支払特約を付加した場合、それぞれの金銭の授受に際して、つぎの換算基準日ならびに円換算レートにより米国ドルを円に換算いたします。

換算基準日…………… 各特約条項に定める円の換算の基準となる日（換算基準日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日とします。*）

円換算レート…………… 米国ドルで定められた金額を円に換算する際に利用するレート（ただし、当社が主として取引する銀行の対顧客電信売買相場の換算レートの範囲内とします。）

- 円の換算の基準となる日については、次頁の表をご覧ください。
- なお、円換算レートについては、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお問合わせください。

※円換算払込特約を付加し、一時払保険料を円で払込む場合、換算基準日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直後の東京外国為替市場の営業日とします。

⚠️ ご注意

- これらの特約を付加した場合、一時払保険料のお払込み、保険金等のお支払いおよびその他取扱いに関して、円に換算するとき「円換算基準日」および「円換算レート」により為替変動の影響を受けます。
- 「円換算基準日」および「円換算レート」によっては、保険契約者または保険金等の受取人が円換算支払特約を付加してお受取りになる金額が、円換算払込特約を付加してお払込みいただいた保険料の合計額を下まわる場合があります。

円換算払込特約

保険契約者は、この特約を付加することにより、保険料等のお払込みの際、米国ドルを円に換算して、円でお払込みいただけます。ご契約時より付加することができます。

内容		換算基準日	換算レート
保険契約者が当社に払込む金額	・ 一時払保険料の払込み ・ 一時払保険料相当額の払込み	払込む日当日	当社所定の換算レート（ただし、対顧客電信売相場を上まわることはありません。）
	・ 契約年齢および性別の誤りの処理により保険契約者が保険料等を払込む場合	払込む日の前日	

しおり

主契約について（外貨建保険）

円換算支払特約

保険契約者等は、この特約を主契約または保険金等の支払方法の選択に関する特約（以下、「支払方法選択特約」といいます。）等に付加することにより、主契約における保険金等および支払方法選択特約における年金等のお受取りの際、米国ドルを円に換算して、円でお受取りいただけます。なお、主契約における保険金等および支払方法選択特約における年金等のお受取りの際に付加することができます。

内容		換算基準日	換算レート
当社が 保険契約者等 に支払う金額	主契約	・死亡保険金の支払	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日
		・解約による解約返戻金の支払	主約款に定める解約日の前日
		・減額による解約返戻金の支払	主約款に定める減額日の前日
	支払方法 選択特約	・年金支払の死亡一時金または未払金の現価の支払 ・据置支払の支払金額の支払（据置期間満了前）	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日
		・据置支払の支払金額の支払（据置期間満了後）	据置期間の満了の日の前日
		・年金の支払	特約条項に定める年金支払日の前日
	愛の割増 年金特約	・年金支払の死亡一時金または未払金の現価の支払	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日
		・年金の支払	特約条項に定める年金支払日の前日
	介護割増 年金移行 特約	・第1回介護年金の支払 ・介護年金支払の死亡一時金または未払金の現価の支払	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日
		・第2回以後の介護年金の支払	第2回以後介護年金の支払日の前日
リビング・ ニーズ特約	・特約の保険金の支払	請求に必要な書類が当社に到着した日の前日	

当社所定の換算レート（ただし、対顧客電信買相場を下まわることはありません。）

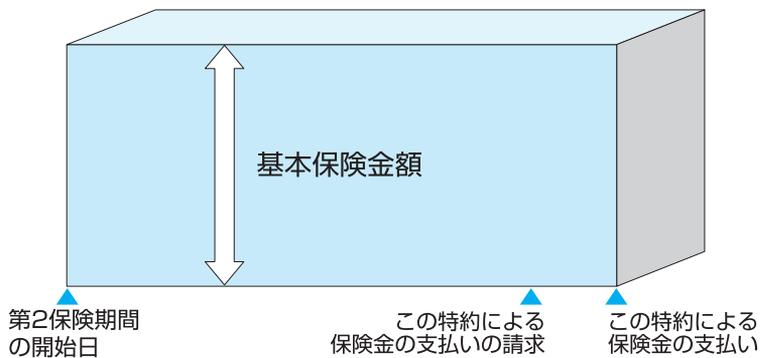
3. 特約について

リビング・ニーズ特約

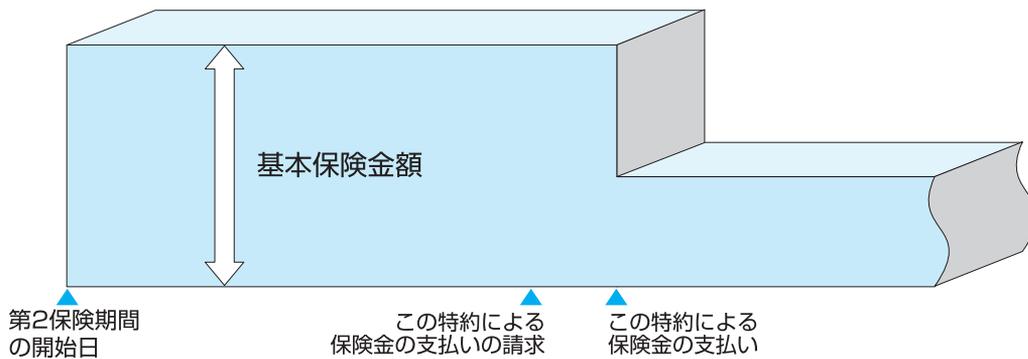
この特約は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、当社の定める取扱範囲内で、死亡保険金の一部または全部を被保険者にお支払いします。なお、この特約の特約保険料のお払込みは必要ありません。

■ 特約のしくみ

死亡保険金の全部を支払う場合



死亡保険金の一部を支払う場合



■ この特約による保険金のお支払い

- この特約による保険金のお支払いの対象となる金額は、つぎのとおりです。

この特約の支払対象となる金額

基本保険金額

- この特約による保険金の請求は、他の契約と通算して、一被保険者につき**3,000万円**を限度とします。ただし、この特約の保険金の受取人が法人（個人事業主は除きます。）となる場合には、請求できる保険金の限度は、保険契約の死亡保険金額等と同額とします。
- この特約による保険金のお支払いは、一保険契約につき一回を限度とし、保険金を支払った場合、この特約は消滅します。
- 基本保険金額と請求日における増加死亡保険金額^{*}の合計額から6か月相当分の利息を控除した金額をこの特約による保険金としてお支払いします。また、請求日における解約返戻金相当額が基本保険金額に増加死亡保険金額^{*}を加算した金額を上まわる場合は、その上まわる額^{*}を加算してお支払いします。

死亡保険金の全部を支払う場合

この特約により保険金の全部を支払った場合には、保険契約および付加されている特約も全て消滅するものとします。

死亡保険金の一部を支払う場合

- この特約により保険金の一部を支払った場合には、以後の保険契約は減額されたものとして取扱います。ただし、減額部分に解約返戻金があってもこれをお支払いしません。
- この特約により保険金の一部を支払った場合には、付加されている特約は消滅されることなく継続します。

■ この特約の保険金の請求手続

- ①この特約の保険金の請求を希望される場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知ください。
- ②「リビング・ニーズ特約による保険金ご請求のご案内」と必要書類をお届けします。「リビング・ニーズ特約による保険金ご請求のご案内」はこの特約による保険金のお支払いを行った後の保険契約について等、重要な事柄が記載されておりますので、ご請求の前に必ずご一読いただき、内容をご理解いただいたうえでお手続きをお願いいたします。
- ③**所定の請求書類**をご提出ください。

請求書類においては、被保険者の余命が6か月以内であることに対する医師の意見を記していただく欄がございますので、請求時には必ずこの欄に医師の意見を記入いただけてください。なお、この場合の「余命6か月以内」とは、日本国内において一般的に認められた医療による治療を行ったとしても余命6か月以内と判断されることを意味します。「余命6か月以内」の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容に基づいて、当社が行います。

「指定代理請求特約」を付加されている場合

リビング・ニーズ特約の保険金は、被保険者が保険金等を請求できない特別な事情があるときに被保険者に代って指定代理請求人から請求いただくことができます。

3,000万円

米国ドル建保険の場合は、30万米国ドルとなります。また、当社所定のレートにより円に換算して他契約と通算して3,000万円以内であることが必要です。

※特約保険金の受取人が請求した額と同じ割合を乗じた額とします。

所定の請求書類

〈手続きのための必要書類一覧〉参照

〈指定代理請求特約〉参照

■ 特約の消滅

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ①主契約が消滅したとき
- ②この特約により保険金が支払われたとき
- ③主契約に質権が設定されたとき

⚠️ ご注意

この特約による保険金の請求は、第1保険期間経過後に限ります。

保険金等の支払方法の選択に関する特約

この特約を付加することにより、所定の保険金等を一時金以外の方法で受取ることが可能となります。

■ 特約のしくみ

保険金等の支払方法の選択に関する特約はつぎのとおり付加することができます^{※1}。

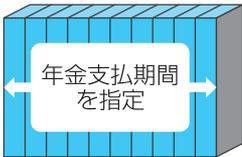
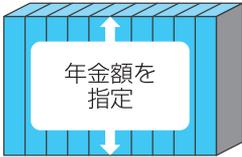
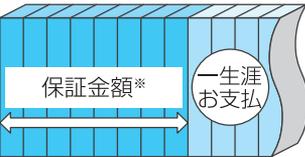
- ・ 保険金等を年金支払または据置支払により受取る場合、保険契約者または保険金等の受取人からのお申出により付加することができます。
- ・ 解約返戻金を年金支払または据置支払により受取る場合、保険契約者からのお申出により付加することができます^{※2}。

※1 当社所定の条件があります。

※2 当社の定める取扱範囲内であれば一時金を払込むこともできます。

■ 年金支払について

年金支払における年金の種類はつぎのとおりです。

受取方法	内容	仕組図
確定年金 (年金支払期間指定型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金をお受取りになれます。 ・ 年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、死亡一時金(年金支払期間の残存期間に対する未払の年金の現価)をお受取りいただけます。 	
確定年金 (年金額指定型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中お受取りになれます。 ・ 年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、死亡一時金(年金支払期間の残存期間に対する未払の年金の現価)をお受取りいただけます。 	
保証期間付終身年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受取人が年金支払日に生存されている場合、年金をお受取りになれます。 ・ 保証期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、死亡一時金(保証期間の残存期間に対する未払の年金の現価)をお受取りいただけます。 	
保証期間付夫婦連生終身年金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受取人またはその配偶者のいずれかが年金支払日に生存されている場合、年金をお受取りになれます。 ・ 保証期間中に年金受取人および配偶者のいずれかが亡くなられた場合は、死亡一時金(保証期間の残存期間に対する未払の年金の現価)をお受取りいただけます。 	
保証金額付終身年金 (保証金額割合指定型)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受取人が年金支払日に生存されている場合、年金をお受取りになれます。 ・ 死亡一時金保証期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、死亡一時金(保証金額*からすでにお受取りいただいたまたはお受取りいただくことが確定した年金の合計額を差し引いた金額)をお受取りいただけます。 	

※「年金開始日における年金原資額×保証金額割合(100%)」として計算された金額をいいます。

■ 据置支払について

据置支払の場合、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息をお支払いします。

⚠️ ご注意

- この特約は年金開始日以後の解約はできません。
- 年金額および据置利息は、将来実際に年金基金が設定されまたは据置きが開始された時における、当社所定の基礎率（予定利率、予定死亡率等）および計算方法により計算されます。年金額および据置利息は、ご契約時点で定まるものではありません。
- 年金受取人（保証期間付夫婦連生終身年金の場合は、年金受取人および配偶者のいずれも）が年金開始日以後一定期間内に死亡した場合、年金等の受取総額が保険金等の総額を下まわることがあります。
- 据置保険金等の受取人は、この特約の解約はできません。据置支払開始以後に据置支払をおやめになるときは、その時の据置保険金等の一時支払をご請求ください。

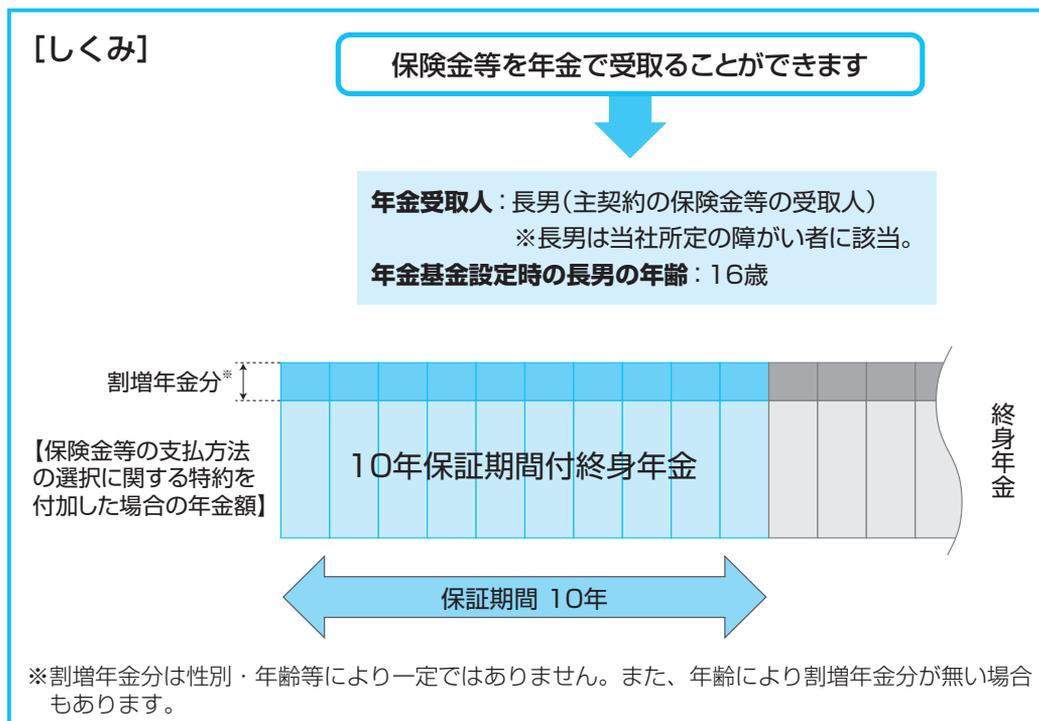
愛の割増年金特約（割増年金支払特約）

この特約は、当社所定の障がい等に該当される保険金等の受取人に、保険金等に代えて、通常より**割増された年金**をお支払いし、保険金等の受取人の将来の生活安定をはかるものです。

割増された年金

「保険金等の支払方法の選択に関する特約」において同一年金種類・保証期間でお支払いする年金と比較した場合。ただし、年金基金設定時の年金受取人の年齢が一定年齢以上の場合、「愛の割増年金特約」による年金額と、「保険金等の支払方法の選択に関する特約」による年金額は同一となる場合があります。

■ 特約のしくみ



■ 特約の付加

- この特約は、つぎのように付加することができます。
 - ・保険金等の支払事由発生前：保険契約者のお申出
 - ・保険金等の支払事由発生後：保険金等の受取人のお申出
- この特約は、つぎのいずれにも該当する場合に付加することができます。
 - ・保険金等の受取人が所定の障がい者であること
 - ・保険金等の受取人が、保険契約者によるお申出の場合にはお申出時において、保険金等の受取人によるお申出の場合には保険金等の支払事由発生時において、つぎのいずれかに該当すること
 - ア. 主契約の被保険者
 - イ. 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - ウ. 主契約の被保険者の直系血族
 - エ. 主契約の被保険者の3親等内の親族

⚠️ ご注意

この特約を付加する際には、保険金等の受取人に関する身体障害者手帳、療育手帳等、精神障害者保健福祉手帳、公的年金制度の障害年金の年金証書のいずれかのコピー、その他当社が必要と認めた書類等が必要となります。

■ 年金のお支払い

- この特約の年金種類は、保証期間付終身年金とします。また、年金受取人は、保険金等の受取人とします。
- 年金額は、年金基金設定時における当社所定の基礎率（予定利率、予定死亡率等）および計算方法により計算されます。ただし、年金基金設定時における年金基金の額を基準として、この特約の締結時における当社所定の基礎率および計算方法により計算された年金額を下まわることはありません。

■ 特約の消滅

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- ①主契約が保険金等の支払事由以外の事由によって消滅したとき
- ②死亡一時金が支払われたとき
- ③年金基金設定日前に保険金等の受取人が所定の障がい者でなくなったとき
- ④年金基金設定日前に保険金等の受取人が死亡したとき
- ⑤保険金等の支払事由発生前に保険金等の受取人が変更されたとき

⚠️ ご注意

- この特約は年金開始日以後の解約はできません。
- この特約の年金受取人が年金開始日以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が保険金等の総額を下まわることがあります。

介護割増年金移行特約

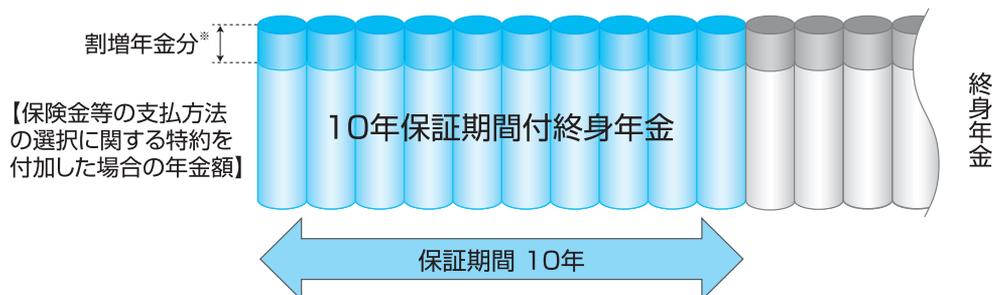
被保険者が公的介護保険制度の要介護2以上に認定された場合等に、主契約の解約返戻金の全部または一部を年金原資として、通常の年金よりも割増された介護年金をお支払いするための特約です。

■ 特約のしくみ

【しくみ(例)】

解約返戻金を原資として年金を受け取ることができます

年金受取人：主契約の被保険者
※会社所定の要介護状態に該当
第1回介護年金の支払日の年金受取人の年齢：70歳



※割増年金分は性別・年齢等により一定ではありません。また、年齢により割増年金分が無い場合もあります。

■ 特約の付加

ご契約の締結時のほか、ご契約の途中で付加することもできます。また、当社所定の取扱条件を満たす場合、所定の要介護状態に該当した後でも付加することができます。

割増された介護年金

「保険金等の支払方法の選択に関する特約」において同一年金種類・保証期間でお支払いする年金と比較した場合。ただし、年金移行時の年金受取人の年齢が一定年齢以上の場合、「介護割増年金移行特約」による年金額と、「保険金等の支払方法の選択に関する特約」による年金額は同一となる場合があります。

■ 介護年金のお支払い

- この特約の年金種類は、保証金額付介護終身年金または保証期間付介護終身年金とします。また、年金受取人は、主契約の被保険者とします。
- 年金額は、第1回介護年金の支払日における、当社所定の基礎率（予定利率、予定死亡率等）および計算方法により計算されます。年金額は、ご契約時点で定まるものではありません。
- つぎの条件を満たす場合に、この特約による介護年金を請求できます。
 - ・第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて、3年経過後に到来する主契約の契約応当日以後であること
 - ・第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上当社所定の年齢以下であること
 - ・第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること
 - ア. 被保険者が、[公的介護保険制度](#)による要介護認定または要介護更新認定を受け、要介護2以上に認定されていること
 - イ. 満65歳未満の被保険者が、[会社所定の要介護状態](#)に該当し、その要介護状態がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あると、医師によって診断確定されていること

「指定代理請求特約」を付加されている場合

介護割増年金移行特約の介護年金は、被保険者が年金等を請求できない特別な事情があるときに被保険者に代って指定代理請求人から請求いただくことができます。

⚠️ ご注意

- 当社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の支払事由を変更する場合があります。
- この特約の年金開始日以後は、この特約の解約はできません。
- この特約の年金受取人が年金開始日以後一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が解約返戻金等の総額を下まわることがあります。

公的介護保険制度

介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

会社所定の要介護状態

介護割増年金移行特約条項附則5参照

〈指定代理請求特約〉参照

指定代理請求特約

保険契約者が主契約の被保険者の同意を得て、「指定代理請求特約」を付加し、指定代理請求人を指定することにより、所定の保険金等の受取人が**保険金等**を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり指定代理請求人が請求を行うことができる制度です。

保険金等

保険金、年金を含み、給付の名称の如何を問いません。

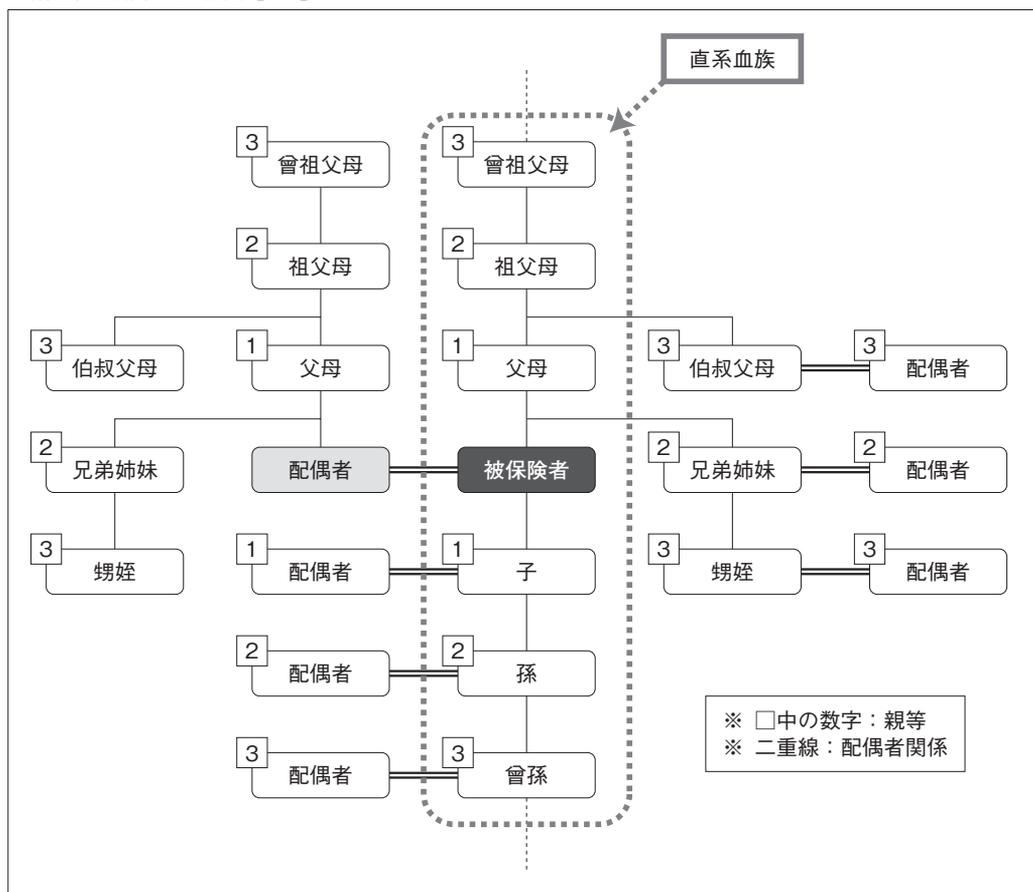
■ 指定代理請求人について

指定代理請求人は1契約につき1名とし、つぎの①～⑤の範囲内から指定していただきます。

- ①主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
- ②主契約の被保険者の直系血族
- ③主契約の被保険者の3親等内の親族
- ④主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等（名称の如何を問わず、主契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
- ⑤上記のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めたる者

保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、左記①～⑤の範囲内で指定代理請求人を変更指定し、または指定を撤回することができます。ただし、当社の定める取扱範囲内であることを確認させていただくための所定の書類の提出が必要になります。

<指定代理請求人の範囲①～③>



※上記以外にも、「④主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等の受取人」および「⑤主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当社が認めたる者」を指定代理請求人とすることが可能です。

■ 代理請求が可能なケース

指定代理請求人による代理請求

保険金等の受取人が保険金等を請求できない、つぎの①～③のいずれかに該当する場合には、あらかじめ指定した指定代理請求人が、当社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求を行うことができます。

- ①保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
- ②当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
- ③その他、①または②に準じる状態である場合

保険金等の受取人の戸籍上の配偶者等による代理請求

上記「指定代理請求人による代理請求」の①～③のいずれかに該当し、さらに、指定代理請求人による代理請求ができない、つぎのいずれかに該当する場合には保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合には、その受取人と生計を一にする者）が、当社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

- ①指定代理請求人が保険金等の請求時において、すでに死亡している場合
- ②指定代理請求人が保険金等の請求時において、「指定代理請求人について」の①～⑤の対象外である場合
- ③指定代理請求人が指定されていない場合

■ 代理請求できる保険金等

この特約の対象となるのは、主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等となります。

「保険金等の支払方法の選択に関する特約」「愛の割増年金特約」の年金

保険金等の支払方法の選択に関する特約または愛の割増年金特約により支払われる年金についても、指定代理請求人による代理請求を行うことができます。

この場合には、その年金ごとに指定代理請求特約を付加していただきます。また、上記記載の「主契約の被保険者」を「年金受取人」に読替えてお取扱いします。

「介護割増年金移行特約」の年金

介護割増年金移行特約により支払われる年金についても、指定代理請求人による代理請求を行うことができます。

⚠️ ご注意

- この特約のみの解約はできません。
- 保険金等の受取人が法人である保険金等については、この特約による代理請求はできません。
- 故意に保険金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金等の受取人を保険金等を請求できない所定の状態に該当させた者は、指定代理請求人として指定されていなかったものとし、代理請求を行うことができません。

万が一のときに確実にご請求いただくために、指定代理請求人を新たに指定されるときや指定代理請求人を変更指定されるときには、指定代理請求人となられた方へ、事前にご契約内容および指定代理請求特約についてお伝えください。

4. お支払いについて

保険金等の支払事由等が生じた場合

■ ご請求手続きについて

- お客さまからのご請求に応じて保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合には、直ちに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 保険金等は、その請求に必要な書類が当社に到着してから（到着日の翌日からその日を含めて計算して）5営業日以内に本社または当社の指定した場所（指定口座等）でお支払いします。ただし、保険金等をお支払いするために確認・照会・調査が必要な場合については、以下の支払期限を約款に定めております。確認・照会・調査が必要な場合、当社は保険金等を請求した方にその旨を通知します。

書類が当社に到着

「完備された請求書類が当社に到着」したことをいいます。

保険金等を支払うために確認が必要な場合	支払期限
①保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	保険金等の請求のための書類が当社に到着した日の翌日から（到着日の翌日からその日を含めて計算して）25日を経過する日
②保険金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	
③重大事由、詐欺、不法取得目的に該当する可能性がある場合	

上記の①から③を確認するために特別な照会等が必要な場合の支払期限については、普通保険約款をご覧ください（この条項で定めた期限をこえた場合、期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、保険金等をお支払いします）。

⚠️ ご注意

- 保険金等のご請求は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間をすぎるとご請求の権利がなくなります。
- 保険金等をお支払いするための上記の確認等に際し、保険契約者・被保険者・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点等がある場合には担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談のうえ、十分にご確認ください。

保険金即日支払サービス

葬儀費用等のお急ぎのお支払いにお役立ていただけますよう、死亡保険金について、「保険金即日支払サービス」のお取扱いをしております。簡単な手続きだけで、当社所定の金額まで死亡保険金を即日お支払いします。

■ 「保険金即日支払サービス」のお取扱要項

対象となる契約

- ・ 責任開始日から2年以上経過している契約（変換制度によりご加入いただいたご契約は除きます。）
- ・ 死亡保険金受取人が単独指定されている契約
（複数人指定されている契約はお取扱いできません。）
- ・ 死亡保険金受取人が法人または個人事業主ではない契約
- ・ 死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人と指定されていない契約
- ・ 死亡保険金受取人が成人している契約
- ・ 死亡保険金の請求権に制限のない契約
（質権設定中契約または死亡保険金請求権差押契約等はお取扱いできません。）

お支払いについて

- ・ 当社所定の金額を上限とし、死亡保険金の一部または全部をお支払いします。
- ・ お取扱いする回数は、1契約につき1回に限ります。
- ・ 一部をお支払いした場合の残額は、後日約款所定の請求書類をご提出いただき、お支払いします。

提出書類

- ・ 死亡保険金簡易支払請求書（死亡保険金受取人記入）
- ・ 死亡診断書（死体検案書）のコピー 等

ご注意

- ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお支払いできない場合もあります。
- 円換算支払特約を付加された場合に限りお取扱いします。
- その他当社の定める取扱範囲内でお取扱いします。

保険金等をお支払いできない場合等

つぎの場合には保険金等をお支払いできません。

■ 免責事由に該当した場合

つぎのような場合には、支払事由が生じても保険金等をお支払いできません。

保険金等	免責事由 (保険金等をお支払いできない場合)
死亡保険金	①責任開始日から2年以内の被保険者の自殺 ②保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死
リビング・ニーズ特約 による保険金	①保険契約者または被保険者の故意によるとき
介護割増年金移行特約 による介護年金	①保険契約者または被保険者の故意によるとき ②被保険者の犯罪行為によるとき ③被保険者の薬物依存によるとき

自殺

自殺に際して心神喪失またはこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問合わせください。

■ 詐欺による取消の場合

保険契約者または被保険者の詐欺によりご契約の締結等が行われたものと認められるためにご契約または特約が取消された場合は、死亡保険金をお支払いすることはできません。
この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

■ 不法取得目的による無効の場合

ご契約締結の状況、ご契約の成立後の死亡保険金の請求の状況等から、保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的でご契約の締結等をされたものと認められるためにご契約が無効とされた場合は、死亡保険金をお支払いすることができません。
この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

■ 重大事由による解除の場合

つぎの重大事由に該当した場合は保険契約は解除となるため、死亡保険金をお支払いすることはできません。

- ①死亡保険金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- ②死亡保険金の請求に関して詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- ③保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ④この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることで、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待できない上記①～③と同等の事由がある場合
- ⑤保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①～④と同等の重大な事由がある場合

※この場合、上記に定める事由が生じた後に、死亡保険金の支払事由が生じていたときは、当社は死亡保険金をお支払いしません（上記③の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金受取人のうち一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金を除いた額を、他の受取人にお支払いします）。すでに死亡保険金をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

⚠️ ご注意

戦争その他の変乱により死亡保険金の支払事由が生じた場合、該当する被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、死亡保険金を削減してお支払いすることがあります。

反社会的勢力

暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、保険契約者もしくは死亡保険金受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

5. ご契約後について

ご契約の継続が困難になった場合

ご契約が有効に継続できるよう、継続が困難になった場合でも、当社ではつぎのような方法でお取扱いしております。

■ ご契約を有効に続ける方法

このようなとき	このような方法で	
保障を減らしたとき	基本保険金額の減額	減額後の基本保険金額が当社の定める限度を下まわる場合は、お取扱いできません。

くわしくは、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご相談ください。

解約と解約返戻金

契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。やむをえず、ご契約を解約する場合には、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご通知のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

■ 解約と解約返戻金

- 生命保険ではお申込みいただく保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は年々の保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費（販売、証券作成、ご契約の維持管理等の経費）にそれぞれあてられるため、ご契約から短期間で解約されたときの解約返戻金は、多くの場合、一時払保険料よりも少ない金額になります。
- 解約返戻金の額は契約年齢、性別により異なります。
- 解約返戻金のお支払いについては、所定の要件を満たす場合、一時支払のほか、分割支払および据置支払もお取り扱いしております。

特約が付加されている場合

- 主契約を解約しますと、各種特約も同時に消滅します。

解約返戻金の計算方法

- 解約返戻金は、つぎの算式により計算されます。
 - ・解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合
解約返戻金＝積立金額
 - ・解約日または減額日が積立利率計算基準日以外の日の場合
積立金額×（1－市場価格調整率）
- 市場価格調整率（MVA＝Market Value Adjustment）とは、解約または基本保険金額の減額の際、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率です。この市場価格調整率により、「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、「解約日・減額日に計算される基準利率」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。
- 市場価格調整率は、つぎの算式により計算されます。ただし、解約日または減額日が最終の積立利率計算基準日以後の場合、「市場価格調整率」は零とします。

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1 + \text{適用されている積立利率を計算するための基準利率}}{1 + \text{解約日・減額日に計算される基準利率}} \right)^{\frac{\text{月数}}{12}}$$

- ・適用されている積立利率を計算するための基準利率
解約日または減額日の属する積立利率保証期間中、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率
- ・解約日・減額日に計算される基準利率
解約日または減額日を契約日として、積立利率保証期間をこの保険契約と同一とする新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率を計算するための基準利率
- ・月数
解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率保証期間の満了日まで

の残存月数（月数未満切上げ）

積立利率や基準利率については、当社ホームページをご覧ください。

■ 被保険者による保険契約の解約の請求

被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、つぎに掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡保険金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②死亡保険金受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

■ 差押債権者、破産管財人等による解約

保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じません。

■ 死亡保険金受取人による保険契約の存続

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡保険金受取人はご契約を存続させることができます。
 - ・保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ・保険契約者でないこと
- 死亡保険金受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達したときから1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①保険契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に通知すること

保険金等の受取人の変更

■ 保険金等の受取人の変更

- 保険契約者は保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、保険金等の受取人を変更することができます。
- 保険金等の受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

■ 遺言による保険金等の受取人の変更

- 保険契約者は保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、保険金等の受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が亡くなった後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 保険金等の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、保険金等の受取人変更の効力を生じません。

⚠️ ご注意

当社が通知を受ける前に変更前の保険金等の受取人に保険金等をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の保険金等の受取人から保険金等の請求を受けても、当社は保険金等をお支払いしません。

6. その他

生命保険と税金

生命保険には、税法上固有の取扱いがあります。

■ 保険料について

お払みになった保険料は「一般生命保険料控除」の適用があります。

- 控除の対象となるご契約
死亡保険金の受取人が本人またはその配偶者もしくはその他の親族となっているご契約
- 控除の対象となる保険料
一時払保険料

<所得税の一般生命保険料控除>

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下のとき	全 額
20,000円をこえ40,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円をこえ80,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円をこえるとき	一律40,000円

<住民税の一般生命保険料控除>

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下のとき	全 額
12,000円をこえ32,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円をこえ56,000円以下のとき	$(\text{正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円をこえるとき	一律28,000円

●生命保険料控除の手続き

生命保険料控除の適用をお受けになるには年末調整または確定申告が必要です。年間正味払込保険料が1件につき9,000円をこえるときは「生命保険料控除証明書」を発行します。この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付して控除をお受けください。

■ 死亡保険金を受け取られたときの税金

死亡保険金にかかる税金は、保険契約者（実質保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって異なります。

契約内容	契約例			税の種類
	契	被	受	
保険契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
保険契約者が受取人の場合	夫	妻	夫	所得税・住民税（一時所得）
	夫	子	夫	
保険契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

契は保険契約者、被は被保険者、受は受取人を指します。

その他の取扱い

- リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者、被保険者の配偶者もしくは直系血族または生計を一にするその他の親族が受取った場合は非課税となります。
(所得税法第9条、所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20、同9-21)
- 保険金等の支払方法の選択に関する特約、愛の割増年金特約または介護割増年金移行特約を付加した場合、個人にお支払いする年金は雑所得として課税対象になる場合があります。実際にお受取りになる年金額は源泉徴収の対象となり、ご契約時の年金額を下まわることがあります。(所得税法第207条、同208条、同209条、所得税法施行令第326条)

■ 解約したときの税金

契約の全部解約または一部解約をしたときの差益は、保険契約者と保険料負担者が同一人の場合、一時所得として所得税・住民税の対象となります。

■ 外貨建保険の税法上の取扱い

この保険の取扱通貨は外国通貨ですが、この保険は日本において契約される生命保険契約ですので、税法上の取扱いにつきましては円建の生命保険契約に準じることとなります。

<円換算払込特約および円換算支払特約を付加されて、保険料のお払込みおよび保険金のお支払いが行われた場合>

この場合には、それぞれの特約条項に定める換算基準日および円換算レートにしたがい、外国通貨を円に換算したうえでそれぞれの金銭の授受が行われますので、その実際に行われた円建の金銭の授受についてそのまま、一般の円建の生命保険と同じ税法上の取扱いが適用されます。

<円換算払込特約および円換算支払特約を付加されずに、保険料のお払込みおよび保険金のお支払いが行われた場合>

この場合には、実際の金銭の授受は外国通貨によって行われますが、税法上は、つぎの表に掲げる換算基準日および円換算レートにしたがい外国通貨を円に換算したうえで、その換算された円建の金銭について、一般の円建の生命保険と同じ税法上の取扱いが適用されます。

保険契約者と保険料負担者が同一の場合

項目		換算基準日	円換算レート
一時払保険料の払込み	カード扱	クレジットカードご利用票の交付日	外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値 (TTMレート)
	契約者直接振込扱	当社の口座着金日	
保険金等の支払*		支払事由該当日	
解約返戻金の支払		必要な書類が当社に到着した日	

<円換算払込特約および円換算支払特約> 参照

※相続税の対象となる場合、円換算レートは外国通貨の対顧客電信買相場 (TTBレート) となります。

⚠️ ご注意

- このご案内は、登録日現在の法令等に基づいています。今後、法令等が変更された場合には、取扱いが異なる可能性もあります。なお、個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください。
- このご案内に記載の情報は法律上又は税務上の助言ではありません。
- このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。

保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■ 「支払査定時照会制度」について

当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下、「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下、「お支払い等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

ご契約内容等の照会

保険金等のご請求に際し、ご契約内容等を照会させていただくことがあります。

保険金、年金、給付金または一時金(以下、「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらにかかる保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下、「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求にかかる傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)~オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお問合わせください。

- ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
- イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ)当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

<相互照会事項>

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約にかかるものは除きます。

- ・被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市、区、郡までとします。）
- ・保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- ・保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。
- 「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.prudential.co.jp/company/governance/policy/policy04.html>）をご確認ください。

生命保険会社の財産状態の変化に伴う影響の可能性

生命保険会社は、生命保険契約の保障機能をまっとうするため、とりわけ生命保険契約が長期にわたる契約であることに留意しながら、保険業法の定めるところにより、国の免許を受けて、主務官庁の監督のもと健全な経営に努めております。

ただし、万一、生命保険会社の財産状態の変化により、経営が困難となった場合またはその蓋然性がある場合には、主としてつぎのような処理が行われる可能性があり、これに伴い、ご契約にも影響が出る可能性があります。

■ 保険業法に基づく契約条件の変更手続

保険業法の定めるところにより、主務官庁の承認、株主総会の特別決議および保険契約者の異議申立手続を経て、保険金額等の削減その他のご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の範囲内の変更に限られます。）が行われることがあります。

■ 保険業法に基づく破綻処理

つぎのときには、保険業法の定めるところにより、ご契約内容の変更（保険業法の「契約条件の変更の限度」の規定の適用はありません。）が行われることがあります。

- ・主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社または生命保険契約者保護機構へ保険契約の移転が行われるとき
- ・主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社との合併が行われるとき
- ・主務官庁の命令または認定を受けて、他の保険会社または保険持株会社の子会社となるとき

■ 一般の倒産法制の利用

会社更生法等の倒産法に基づく手続が行われるときには、生命保険会社の財産状態に応じて、各倒産法の定めるところにより、ご契約内容の変更が行われることがあります。

■ 生命保険契約者保護機構

上記の制度の利用に加えて、保険業法の定めるところにより、生命保険会社が生命保険契約者保護機構に申込みを行い、これが認められたときには、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われることがあります。

ただし、生命保険契約者保護機構からの資金援助が行われるときにも、ご契約時にお約束した保険金額等が保証されるものではありません。

⚠️ ご注意

生命保険会社の財産状態の変化により上記のご契約内容の変更が行われた場合には、保険契約者または保険金等の受取人のお受取りになる金額が、お払込みいただいた保険料の合計額を下まわる可能性があります。

生命保険契約者保護機構

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

■ 「生命保険契約者保護機構」について

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

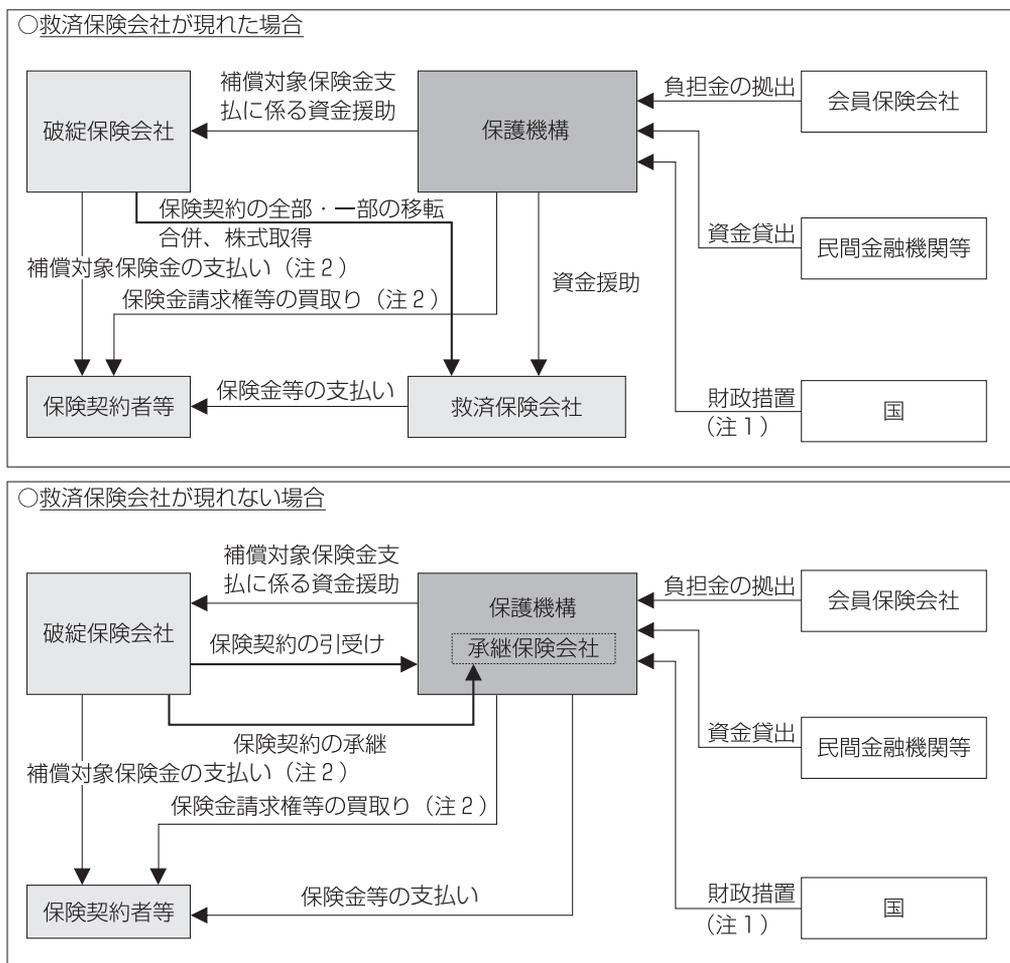
※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間における各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

- ※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
- ※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【生命保険契約者保護機構（概略図）】



(注1)上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2)破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、※2に記載の率となります）。

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
 9：00～12：00、13：00～17：00
 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

管轄裁判所

保険金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって合意による管轄裁判所とします。

くわしくは、お申込みになる保険種類の普通保険約款中（管轄裁判所）の条をご覧ください。

成年後見制度

認知症等で判断能力が不十分であり、生命保険等の財産管理を自分で行うことが困難となった場合等に、保護・支援を得るための制度として、成年後見制度があります。成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

法定後見制度について

家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考へながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度です。

任意後見制度について

- 本人に十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を、公証人の作成する公正証書で結んでおく制度です。
- 本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと、任意後見人が本人を代理して、任意後見契約で定めた事務を行うことにより、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

⚠️ ご注意

- このご案内は、登録日現在の法令等に基づいています。今後、法令等が変更された場合には、取扱いが異なる可能性もあります。
- このご案内をもって専門家の助言に代えることはできません。

保険会社からのお願い

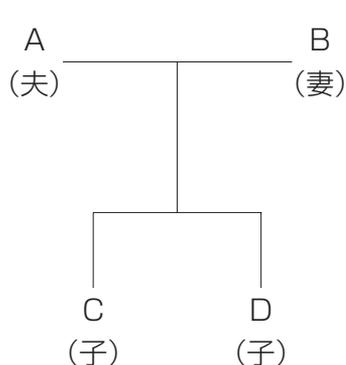
■ すみやかにご連絡いただきたい場合

以下に該当する場合、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへすみやかにご連絡ください。

- ・ 転居、町名変更の場合
- ・ 名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失、改印、印鑑の紛失などの場合
- ・ ご契約時に確認させていただいた**ご本人を特定するための事項等**に変更があった場合
- ・ 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人について、家庭裁判所の審判により補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合（成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項をお知らせください。）
- ・ 保険金等の受取人が死亡した場合

新しい受取人に変更する手続きをしていただきます。

受取人が亡くなったとき以後、受取人の変更手続きをされないあいだは、受取人の死亡時の法定相続人が受取人となります。



(例) 保険契約者・被保険者 Aさん
死亡保険金受取人 Bさん

- ・ Bさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。その後、Aさん（保険契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

■ その他

- 保険証券は、約款とあわせて大切に保管してください。
- 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- 保険契約についてのお問合せやご相談は、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターにお申出ください。

この保険に適用される諸利率については、当社のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.prudential.co.jp/>

これらの利率はご契約の時期、内容等によって異なり、金利情勢等により見直しを行い変更することがあります。

ご契約に関する照会やご連絡の際には証券番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所を明記してください。

ご本人を特定するための事項等

本人特定事項（氏名、住居、生年月日等）、取引を行う目的、職業または事業内容、法人のお客さまの場合は実質的支配者（法人の議決権総数の4分の1超の議決権を有している者等）をいいます。

相談窓口とその連絡先

生命保険のお手続き、ご契約内容、保険金等のお支払いなどに関するご相談、ご質問、ご不満等につきましては、担当のライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

最新の営業時間については、プルデンシャル生命のホームページをご覧ください。

カスタマーサービスセンター

パートナーフォーユー
0120-810740

ホームページアドレス <https://www.prudential.co.jp/>

サイバーセンター Cyber Center®

サイバーセンターは、プルデンシャル生命のご契約者さま専用Webサイトです。ご契約内容の照会や各種お手続き、当社からのお知らせをウェブサイト上で確認できます。

例えば…

- 保障内容を確認したいとき
- 引越したとき
- 控除証明書をなくしてしまったとき
- 急な出費で資金が必要なとき

その場で簡単にご登録いただけます。



※追加認証のため、初回登録時にご登録のメールアドレス宛へ確認番号を送付します。

利用申請は…
 スマートフォン・
タブレットを
ご利用の方は
こちらから



 プルデンシャル生命のホームページ

プルデンシャル生命 サイバーセンター 検索
<https://www.prudential.co.jp/contractor/cybercenter/>

指定生命保険業務紛争解決機関について

生命保険業務に関する指定紛争解決機関は、(一社)生命保険協会です。指定紛争解決機関である(一社)生命保険協会は、お客さまと生命保険会社との間の紛争につき、裁判ではなく、中立・公正な立場で柔軟な解決を図ります。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、お客さまからの生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。

「生命保険相談所」が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡して解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても保険契約者等と生命保険会社との間で問題が解決しない場合、保険契約者等から「生命保険相談所」内の「裁定審査会」に裁判外指定紛争解決手続を申し立てることができます。

くわしくは(一社)生命保険協会「生命保険相談所」のホームページをご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

手続きのための必要書類一覧

保険金の請求の場合

項目		死亡保険金
請求書		●
保険証券		○
印鑑証明書	受取人	○
住民票	被保険者	○
戸籍謄（抄）本	被保険者	○
	受取人	○
登記事項証明書	受取人	○
医師の診断書		●

各種手続きの場合

項目		解約	契約内容の変更
請求書		●	●
保険証券		○	○
印鑑証明書	保険契約者	○	○

項目		保険契約者の変更	死亡保険金受取人の変更
請求書		●	●
保険証券		○	○
印鑑証明書	保険契約者	○	○
備考			遺言の場合を除く

- の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- 当社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
- 受取人が法人の場合は、戸籍謄（抄）本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
- 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは当社が特に提出を求めたときに必要となります。

保険金等の支払方法の選択に関する特約・愛の割増年金特約の場合

項目		年金 (第1回)	年金 (第2回以降)	死亡一時金
請求書		●	●	●
保険証券		○		
年金証書			○	○
印鑑証明書	受取人	○	○	○
住民票	受取人			○
戸籍謄(抄)本	受取人	○	○	○
登記事項証明書	受取人	○	○	○
医師の診断書				●

- の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- 当社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
- 受取人が法人の場合は、戸籍謄(抄)本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
- 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは当社が特に提出を求めたときに必要となります。

リビング・ニーズ特約・介護割増年金移行特約の場合

項目		リビング・ニーズ特約 による保険金	介護割増年金移行特約 による介護年金
請求書		●	●
保険証券		○	○
印鑑証明書	受取人	○	○
戸籍謄(抄)本	被保険者	○	○
	受取人	○	○
登記事項証明書	受取人	○	○
医師の診断書		●	●
介護保険被保険者証または 介護保険要介護・要支援等結果 通知書			○
事故状況の報告書等		○ 災害のみ	○ 災害のみ

- の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- 当社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
- 医師による余命6か月以内の意見は、医師の診断書に記載していただきます。
- 受取人が法人の場合は、戸籍謄(抄)本に代えて登記簿謄本の提出をお願いします。
- 登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは当社が特に提出を求めたときに必要となります。

指定代理請求特約による代理請求の場合

指定代理請求人により介護年金等の請求を行う場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。

項目	必要書類
指定代理請求人による介護年金等の請求	<input type="radio"/> 指定代理請求人の戸籍謄（抄）本 <input type="radio"/> 指定代理請求人にかかる登記事項証明書 <input type="radio"/> 指定代理請求人の印鑑証明書 <input type="radio"/> 指定代理請求人の住民票

指定代理請求人を変更指定または指定の撤回のお手続きには以下の書類が必要となります。

項目	必要書類
指定代理請求人の変更指定 または指定の撤回	<input checked="" type="radio"/> 当社所定の請求書 <input type="radio"/> 保険契約者の印鑑証明書 <input type="radio"/> 保険証券 <input type="radio"/> 指定代理請求人の住民票（変更指定時のみ）

- ・●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- ・当社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。
- ・登記事項証明書は、補助・保佐・後見もしくは任意後見を受けているときまたは当社が特に提出を求めたときに必要となります。

遺言による受取人の変更の場合

遺言による受取人の変更の場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。

項目	必要書類
遺言による受取人の変更	<input checked="" type="radio"/> 当社所定の請求書 <input type="radio"/> 被保険者の同意を証する書類 <input type="radio"/> 遺言書 <input type="radio"/> 保険契約者の相続人であることを証する書類 <input type="radio"/> 保険証券

- ・●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- ・当社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。

受取人による保険契約または特約の継続の場合

受取人による保険契約または特約の継続の場合は、以下の書類が必要となります。

項目	必要書類
受取人による保険契約 または特約の継続	<input checked="" type="radio"/> 当社所定の請求書 <input type="radio"/> 保険契約者の同意を証する書類 <input type="radio"/> 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 <input type="radio"/> 債権者等に金銭を支払ったことを証する書類

- ・●の書類は、支社・営業所に用意してあります。
- ・当社は、上記以外の書類の提出を求めること、または提出書類の一部省略を認めることがあります。

約款

米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）普通保険約款

目次

この保険の趣旨

1 用語の意義

第1条 用語の意義

2 保険契約上取り扱う通貨

第2条 保険契約上取り扱う通貨

3 責任開始期

第3条 責任開始期

4 積立金および積立利率

第4条 積立金および積立利率

第5条 増加死亡保険金額

5 死亡保険金の支払

第6条 死亡保険金の支払

第7条 生死不明その他の場合の取扱

第8条 戦争その他の変乱

第9条 死亡保険金の請求、支払の手續

6 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

第10条 解約

第11条 解約返戻金

第12条 死亡保険金受取人による保険契約の存続

7 契約内容の変更

第13条 基本保険金額の減額

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条 詐欺による取消

第15条 不法取得目的による無効

9 告知

第16条 告知

10 重大事由による解除

第17条 重大事由による解除

11 死亡保険金受取人

第18条 死亡保険金の分割割合

第19条 受取人の代表者

第20条 会社への通知による死亡保険金受取人の変更、成年後見等の開始

第21条 遺言による死亡保険金受取人の変更

12 保険契約者

第22条 保険契約者の代表者

第23条 保険契約者の変更

第24条 保険契約者の住所変更、成年後見等の開始

13 被保険者の業務変更等

第25条 被保険者の業務変更等

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第26条 契約年齢の計算

第27条 契約年齢および性別の誤りの処理

15 契約者配当

第28条 契約者配当

16 時効

第29条 時効

17 管轄裁判所

第30条 管轄裁判所

米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）普通保険約款

この保険の趣旨

この保険は、保険料の払込を米国ドル建で行い、市場金利に基づいて積立金に付利する利率を定め、その利率を定期的に更改する仕組みの一時払の終身保険で、被保険者が死亡したときに、米国ドル建の死亡保険金の支払を保障するものです。

なお、告知を不要とすることで、被保険者が加入しやすいように設計されています。

1 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用されるつぎの各号の用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

- (1) 積立利率保証期間
「積立利率保証期間」とは、同一の積立利率を適用する期間のことをいいます。この期間は、つぎのうち、保険契約締結の日において会社を取り扱っている期間を指定するものとし、以後これを変更することはできません。
 - ① 10年
 - ② 15年
 - ③ 30年（被保険者の年齢が81歳以上となる積立利率計算基準日より、以降の積立利率保証期間を10年とします。）
- (2) 積立利率計算基準日
「積立利率計算基準日」とは、契約日から積立利率保証期間ごとの年単位の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）をいいます。
- (3) 第1保険期間
「第1保険期間」とは、契約日からその日を含めて会社の定める期間をいい、保険契約の締結の際、保険契約者が会社所定の範囲内で指定するものとし、以後これを変更することはできません。
- (4) 第2保険期間
「第2保険期間」とは、第1保険期間満了日の翌日からその日を含めて終身にわたる期間をいいます。
- (5) 基本保険金額
「基本保険金額」とは、保険契約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者の申し出によって定めた金額をいいます。ただし、保険契約の締結後に基本保険金額が減額されたときは、減額後の金額をいいます。

2 保険契約上取り扱う通貨

第2条（保険契約上取り扱う通貨）

この保険契約の取扱通貨は、米国ドルとします。

3 責任開始期

第3条（責任開始期）

- 1 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。
 - (1) 保険契約の申込を承諾した後に、一時払保険料を受け取った場合
……………一時払保険料を受け取った時
 - (2) 一時払保険料相当額を受け取った後に、保険契約の申込を承諾した場合
……………一時払保険料相当額を受け取った時
- 2 前項により、会社の責任が開始される日を、契約日とします。
- 3 会社が、保険契約の申込を承諾した場合には、保険証券を交付します。
- 4 前項の保険証券には、つぎの各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称

- (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人（普通保険約款または保険契約に付加された特約の特約条項において受取人が定められている場合を除きます。）の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間および第1保険期間
 - (6) 積立利率保証期間
 - (7) 基本保険金額
 - (8) 一時払保険料
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券の作成年月日
 - (11) 特約が付加されたときは、その特約について、第2号から第9号までに準ずる事項
- 5 第1項の規定にかかわらず、一時払保険料または一時払保険料相当額（以下、本項において「一時払保険料等」といいます。）をつぎの各号のいずれかの方法により払い込んだ場合には、その払込方法に応じて、つぎのとおり一時払保険料等を受け取ったものとして、第1項の規定を適用します。
- (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 ……………金融機関等の口座から一時払保険料等が振り替えられた日に一時払保険料等を受け取ったものとします。
 - (2) クレジットカードにより払い込む方法
 ……………クレジットカードが有効であり、かつ一時払保険料等がその利用限度額の範囲内であることを会社が確認し、クレジットカードによる一時払保険料等の払込を会社が承諾した時に一時払保険料等を受け取ったものとします。
 - (3) 会社の指定した金融機関等のキャッシュカード（以下、本号において「カード」といいます。）を、会社所定の端末機（以下、本号において「端末機」といいます。）に読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力することにより一時払保険料を払い込む方法（以下、本号において「デビットカード取引」といいます。）
 ……………端末機に口座引落確認を表す電文が表示され、デビットカード取引による一時払保険料等の払込を会社が承諾した時に一時払保険料等を受け取ったものとします。

4 積立金および積立利率

第4条（積立金および積立利率）

- 1 積立金とは、将来の保険金を支払うために、一時払保険料の中から積み立てた部分をいい、積立金額は、金利情勢に基づき、会社の定める方法により計算した利率（以下、「積立利率」といいます。）を適用して、経過した年月数により会社の定める方法で計算します。
- 2 積立金額の計算に際しては、契約日および契約日後に到来する各積立利率計算基準日における積立利率をそれぞれの積立利率保証期間中適用します。
- 3 積立利率は、契約日または積立利率計算基準日に応じてつぎに定める基準利率に最大1.0%を増減させた範囲内で会社が定めた率から、保険契約の維持等に必要の費用の率を差し引いた利率とします。

契約日または積立利率計算基準日	基準利率
1日から15日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の前月26日（ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。）の直前5日（ただし、附則1に定める指標金利の取得が可能な日とします。）分の附則1に定める指標金利の平均値
16日から末日まで	契約日または積立利率計算基準日の属する月の当月11日（ただし、その日が休業日の場合は、直後の営業日とします。）の直前5日（ただし、附則1に定める指標金利の取得が可能な日とします。）分の附則1に定める指標金利の平均値

- 4 前項の規定により計算された積立利率が、この保険契約の予定利率（保険料を計算する際に使用した利率をいい、年0.5%とします。以下、同じとします。）を下まわる場合には、積立利率は予定利率と同じとします。
- 5 将来の運用情勢の変化により附則1に定める利回りが算出されなくなったときまたは長期間にわたりこの保険の運用対象と明らかに連動しなくなったときなど附則1に定める利回りを指標金利として用いることが適切でなくなった場合は、会社は、主務官庁の認可を得て、指標金利を変更することがあります。この場合、指標金利を変更する日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- 6 積立利率は、積立利率計算基準日に更改を行います。

7 積立利率計算基準日における被保険者の年齢が下記の各号の年齢以上となる場合は、その積立利率計算基準日を最終の積立利率計算基準日とし、この日における更改を最終の更改とします。また、最終の更改を行う積立利率計算基準日を以下、「最終の積立利率計算基準日」といいます。

- (1) 積立利率保証期間が10年の場合は101歳
- (2) 積立利率保証期間が15年の場合は96歳

8 最終の積立利率計算基準日以後は、下記の各号のとおり取り扱います。

- (1) 積立利率は、第3項の規定にかかわらず、この保険契約の予定利率と同一とします。
- (2) 積立利率保証期間は、第1条（用語の意義）第1号の規定にかかわらず、終身とします。

9 会社は、積立利率計算基準日に更改した積立利率を、保険契約者に通知します。

第5条（増加死亡保険金額）

- 1 会社は、積立利率計算基準日ごとに、増加死亡保険金額を会社の定める計算方法により積立利率と予定利率の差に応じて計算します。
- 2 契約日における増加死亡保険金額は零とします。
- 3 積立利率が予定利率を上まわる場合には、積立利率計算基準日における積立利率に基づき増加死亡保険金額が増加します。
- 4 会社は、積立利率計算基準日の増加死亡保険金額を、積立利率計算基準日後、保険契約者に通知します。

5 死亡保険金の支払

第6条（死亡保険金の支払）

1 この保険契約において支払う保険金の種類、保険金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人は、下記のとおりです。

保険金の種類	支払事由	支払額	受取人
死亡保険金	被保険者が死亡したとき	(1) 第1保険期間中に被保険者が死亡した場合 被保険者が死亡した日における下記のいずれか大きい金額 ① 一時払保険料相当額（基本保険金額を減額した場合は、その割合に応じて減額した金額とします。） ② 積立金額 ③ 解約返戻金額 (2) 第2保険期間中に被保険者が死亡した場合 被保険者が死亡した日における下記のいずれか大きい金額 ① 基本保険金額と増加死亡保険金額の合計額 ② 解約返戻金額	死亡保険金受取人

2 この保険契約において、支払事由に該当しても死亡保険金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、下記のとおりです。

保険金の種類	免責事由
死亡保険金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意による致死

第7条（生死不明その他の場合の取扱）

- 1 被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めるときは、死亡保険金を支払います。
- 2 前条第2項の規定にかかわらず、自殺により被保険者が死亡した場合に、会社が認めるときには、会社の定める取扱範囲内で、死亡保険金の一部または全部につき支払うことがあります。
- 3 死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払います。
- 4 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わないときは、会社は、被保険者が死亡した

日におけるつぎの各号のいずれか大きい金額を保険契約者に支払います。ただし、会社は、前2項に該当する場合には、支払われない死亡保険金部分のつぎの各号のいずれか大きい金額を保険契約者に支払います。

- (1) 積立金額
- (2) 解約返戻金額

5 前項にかかわらず、保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金を支払わない場合には、積立金その他の返戻金の払戻はありません。

第8条（戦争その他の変乱）

被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡した場合に、その原因によって死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、死亡保険金を削減して支払うことがあります。ただし、この場合でも、被保険者が死亡した日における積立金相当額（被保険者が死亡した日における解約返戻金額が積立金額を上まわる場合には、解約返戻金相当額とします。）を下まわることはありません。

第9条（死亡保険金の請求、支払の手続）

- 1 死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または死亡保険金受取人は、すみやかに会社に通知してください。
- 2 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社所定の書類（別表4）を提出して、死亡保険金を請求してください。
- 3 死亡保険金受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときに、会社所定の取扱条件を満たす場合には、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき、前項に定める提出書類の一部または全部を省略して請求することができます。
- 4 死亡保険金は、書類到着日（請求に必要な書類が会社に到着した日をいいます。以下、本条において同じとします。）の翌日からその日を含めて計算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- 5 死亡保険金を支払うために確認が必要なつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から死亡保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれつぎの各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算して25日を経過する日とします。

死亡保険金を支払うために確認が必要な場合	確認する事項
(1) 死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡に該当する事実の有無
(2) 死亡保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合	死亡保険金の支払事由が発生した原因
(3) この保険契約の普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前号に定める事項、第17条（重大事由による解除）第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金の請求時までにおける事実

6 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、書類到着日の翌日からその日を含めて計算してつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合は、それぞれの日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	45日
(2) 前項各号に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	60日
(3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定	90日

前項の確認をするために不可欠な特別な照会・調査	日数
(4) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査	90日
(6) 前項各号に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	60日

- 7 前2項の場合、会社は、死亡保険金を請求した者に通知します。
- 8 第4項から第6項までに定める期限をこえて死亡保険金を支払う場合には、第4項から第6項までに定める期限をこえた日からその日を含めて、所定の利息を付けて、死亡保険金を支払います。
- 9 第5項および第6項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

6 解約、解約返戻金および受取人による保険契約の存続

第10条（解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。
- 2 保険契約者が本条の請求をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 本条の解約は、請求に必要な書類が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める取扱範囲内における積立利率計算基準日を指定しての解約が行われた場合には、請求に必要な書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 4 前項の解約の効力が生じる日を以下、「解約日」といいます。

第11条（解約返戻金）

- 1 解約返戻金は、解約日の積立金額を基準として附則2に定める方法により計算します。
- 2 解約返戻金の支払時期および場所については、第9条（死亡保険金の請求、支払の手続）第4項の規定を準用します。この場合、第9条第4項中、「書類到着日（請求に必要な書類が会社に到着した日）をいいます。以下、本条において同じとします。）の翌日からその日を含めて」を「解約日の翌日からその日を含めて」と読み替えます。

第12条（死亡保険金受取人による保険契約の存続）

- 1 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてつぎの各号のすべてを満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、前項の解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 4 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、第1項の規定により解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金（死亡保険金の支払の際にあわせて支払われる金額がある場合には、その金額を含むものとします。以下、本条において同じとします。）の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、会社が支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、会社が支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。

7 契約内容の変更

第13条（基本保険金額の減額）

- 1 保険契約者は、いつでも、会社の定める取扱範囲内で、基本保険金額の減額を請求することができます。ただし、減額後の基本保険金額は、会社所定の金額以上であることを要します。
- 2 基本保険金額を減額する場合には、同じ割合で積立金額および増加死亡保険金額も減額されます。
- 3 会社は、増加死亡保険金額のみの減額は取り扱いません。
- 4 保険契約者が本条の減額を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 5 本条の減額は、請求に必要な書類が会社に到着した日に効力を生じます。ただし、会社の定める取扱範囲内における積立利率計算基準日を指定しての減額が行われた場合には、請求に必要な書類が会社に到着した日の直後に到来する積立利率計算基準日に効力を生じます。
- 6 前項の減額の効力が生じる日を以下、「減額日」といいます。
- 7 保険金額の減額部分は解約されたものとして取り扱い、その減額部分に対する解約返戻金は、第11条（解約返戻金）の規定を準用して支払います。この場合、第11条中、「解約日」を「減額日」と読み替えます。

8 詐欺による取消、不法取得目的による無効

第14条（詐欺による取消）

保険契約者または被保険者の詐欺により保険契約を締結したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ一時払保険料は払い戻しません。

第15条（不法取得目的による無効）

保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的または他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ一時払保険料は払い戻しません。

9 告知

第16条（告知）

会社は、保険契約の締結の際、保険契約者および被保険者に対して、この保険契約に関する書面による告知および会社の指定する医師への口頭による告知を求めません。

10 重大事由による解除

第17条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および保険金の名称の如何を問いません。以下、本項において同じとします。）を詐取する目的もしくは他人に死亡保険金を詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) この保険契約の死亡保険金の請求に関し、死亡保険金受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - (5) 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人に対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

- 2 会社は、死亡保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた死亡保険金の支払事由による死亡保険金（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。以下、本項において同じとします。）の支払を行いません。また、この場合に、すでに死亡保険金を支払っていたときは、死亡保険金の返還を請求することができます。
- 3 本条の規定によって保険契約を解除するときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または死亡保険金受取人に通知します。
- 4 本条の規定によって保険契約を解除したときは、会社は、被保険者が死亡した場合はその日の、それ以外の場合は解除の通知を発信した日の第11条（解約返戻金）の規定による解約返戻金を保険契約者に支払います。
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の解約返戻金を保険契約者に支払います。

11 死亡保険金受取人

第18条（死亡保険金の分割割合）

死亡保険金受取人が2人以上の場合には、死亡保険金の分割割合（各受取人の受取分）を指定してください。分割割合の指定がないときは、各受取分は、均等の割合として取り扱います。

第19条（受取人の代表者）

- 1 死亡保険金受取人が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の死亡保険金受取人に対しても効力を生じます。

第20条（会社への通知による死亡保険金受取人の変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 死亡保険金受取人が死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- 3 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- 4 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 5 第1項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 6 第1項の規定により死亡保険金受取人を変更したときは、保険証券に表示します。
- 7 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 8 死亡保険金受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、死亡保険金受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 9 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第21条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

- 1 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 2 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 4 本条の場合、前条第2項から第6項の規定を準用します。

12 保険契約者

第22条（保険契約者の代表者）

- 1 保険契約者が2人以上の場合には、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
- 3 保険契約者が2人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第23条（保険契約者の変更）

- 1 保険契約者は、被保険者および会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- 2 保険契約者が本条の変更を請求するときは、会社所定の書類（別表4）を、会社に提出してください。
- 3 本条の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第24条（保険契約者の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 保険契約者が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。
- 3 保険契約者について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 4 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

13 被保険者の業務変更等

第25条（被保険者の業務変更等）

被保険者が、保険契約の継続中にどのような業務に従事し、またはどこの場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、保険契約を解除せず、保険契約上の責任を負います。

14 年齢の計算、契約年齢および性別の誤りの処理

第26条（契約年齢の計算）

被保険者の契約日における契約年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第27条（契約年齢および性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（会社の定める情報端末を用いた場合は、表示された申込画面。以下、本条において同じとします。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合はつぎのとおりとします。
 - (1) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた一時払保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、会社の定める取扱範囲内で、契約内容を変更して取り扱うことができる場合には、次号の規定を適用します。
 - (2) 契約日および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社の定める範囲内であったときは、会社の定める取扱方法で契約内容を更正し、すでに払い込まれた一時払保険料の過不足を授受します。ただし、すでに死亡保険金の支払事由が発生しているときは、一時払保険料の過不足を支払金額と精算します。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別に基づいて保険料を更正し、すでに払い込んだ一時払保険料の過不足を授受します。ただし、すでに死亡保険金の支払事由が発生しているときは、一時払保険料の過不足を支払金額と精算します。

15 契約者配当

第 28 条（契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

16 時効

第 29 条（時効）

死亡保険金、解約返戻金その他この保険契約による諸支払金の支払を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

17 管轄裁判所

第 30 条（管轄裁判所）

この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社または死亡保険金受取人（死亡保険金受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、もよりの支社）の所在地を管轄する地方裁判所（本庁とします。）をもって、合意による管轄裁判所とします。

附則 1 指標金利

指標金利はつぎのとおりとします。

情報提供機関	積立利率保証期間	指標金利
Bloomberg Finance L.P.	10年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建10年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A- 10年）の利回りを75%、米国債10年の利回りを25%の配分比率で加重平均した利回り
	15年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建10年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A- 10年）の利回りを75%、米国債30年の利回りを25%の配分比率で加重平均した利回り
	30年	格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建15年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A- 15年）の利回りを25%、格付会社によるA格相当以上（A+/A/A-）の信用格付けを有する米ドル建30年社債で構成される債券インデックス（USD US Industrials A+/A/A- 30年）の利回りを25%、米国債30年の利回りを50%の配分比率で加重平均した利回り

事業譲渡等により情報提供機関に変更があった場合は変更後の情報提供機関とします。また、インデックス名称に変更があった場合は変更後の名称とします。

附則 2 解約返戻金額

解約返戻金額は、積立金額および基準利率に基づいて、つぎの算式によって計算される金額とします。

- (1) 解約日または減額日が積立利率計算基準日の場合
積立金額
- (2) 解約日または減額日が積立利率計算基準日以外の日の場合
積立金額 × (1 - 市場価格調整率)

(注1) 「市場価格調整率」とは、つぎの算式によって計算される率とします。ただし、解約日または減額日が最終の積立利率計算基準日以後の場合、「市場価格調整率」は零とします。

$$1 - \left[\frac{1 + \text{適用されている積立利率を計算するための基準利率}}{1 + \text{解約日・減額日に計算される基準利率}} \right]^{\frac{\text{月数}}{12}}$$

ここで、

- ・適用されている積立利率を計算するための基準利率
…解約日または減額日の属する積立利率保証期間中、この保険契約に適用されている積立利率を計算するための基準利率
- ・解約日・減額日に計算される基準利率
…解約日または減額日を契約日として、積立利率保証期間をこの保険契約と同一とする新たな保険契約を締結すると仮定した場合の、その新たな保険契約の契約日における積立利率を計算するための基準利率
- ・月数
…積立利率保証期間に応じてつぎのとおりとします。
積立利率保証期間 10年または15年
解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率保証期間の満了日までの残存月数（月数未満切上げ）
積立利率保証期間 30年
解約日または減額日からその日を含めて、直後に到来する積立利率保証期間の満了日までの残存月数（月数未満切上げ）× 0.75

（注2）死亡保険金の支払に際しては、附則2中、「解約日または減額日」とあるのは「被保険者が死亡した日」と読み替えます。

（備考）市場価格調整率（MVA = Market Value Adjustment）

市場価格調整率は、解約または基本保険金額の減額の際、その時の市場金利に応じて解約返戻金額を調整するための比率であり、資産と負債（積立金）をマッチングさせるALM的要素を取り入れたものです。

この市場価格調整率により、「適用されている積立利率を計算するための基準利率」が、「解約日・減額日に計算される基準利率」より高いときは解約返戻金額を増加させ、低いときは減少させます。

一般に、公社債等の固定金利資産に投資されている資産価格は、市場金利の変動に応じて価格が変動します。投資時点よりも市場金利が高くなると資産価値は減少し、投資時点よりも市場金利が低くなると資産価値は増加する性質があります。

リビング・ニーズ特約条項

目次

- | | | | |
|-------------|--|-------------|---|
| 第1条 | 特約の締結 | 第18条 | 主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合の特則 |
| 第2条 | 保険金の支払と請求 | 第19条 | 主契約に質権が設定される場合の特則 |
| 第3条 | 保険金を支払わない場合 | 第20条 | 管轄裁判所 |
| 第4条 | 特約の復活 | 第21条 | 主約款の規定の準用 |
| 第5条 | 特約の解約 | 第22条 | 積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則 |
| 第6条 | 解約返戻金 | 第23条 | 積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則 |
| 第7条 | 特約の復旧 | 第24条 | 主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約、無解約返戻金型通減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)もしくはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則 |
| 第8条 | 特約の消滅 | 第25条 | 主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則 |
| 第9条 | 告知義務および告知義務違反 | 第26条 | 年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)、米国ドル建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)またはユーロ建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)に付加されている場合の特則 |
| 第10条 | 重大事由による解除 | 第27条 | 介護終身保険(認知症加算型)または米国ドル建介護終身保険(認知症加算型)に付加されている場合の特則 |
| 第11条 | 契約者配当 | 第28条 | 主契約に無解約返戻金型就労不能障害特約が付加されている場合の特則 |
| 第12条 | 主契約に平準定期保険特約、通増定期保険特約、通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)、無解約返戻金型平準定期保険特約、新通増定期保険特約、無解約返戻金型通減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)またはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)が付加されている場合の特則 | 第29条 | 特別終身保険(無告知型)、米国ドル建特別終身保険(無告知型)またはユーロ建特別終身保険(無告知型)に付加されている場合の特則 |
| 第13条 | 平準定期保険、通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、無解約返戻金型平準定期保険、新通増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険(重度介護保障型)、ユーロ建平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)、ユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)または解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型)に付加されている場合の特則 | 第30条 | 積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)に付加されている場合の特則 |
| 第14条 | ファミリー保険に付加されている場合の特則 | 第31条 | 主契約に介護割増年金移行特約とあわせて付加する場合の特則 |
| 第15条 | 変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加されている場合の特則 | | |
| 第16条 | 連生終身保険に付加されている場合の特則 | | |
| 第17条 | 年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則 | | |

リビング・ニーズ特約条項

第1条(特約の締結)

- この特約は主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、主契約の被保険者(以下、「被保険者」といいます。)の同意を得て主契約の保険契約者(以下、「保険契約者」といいます。)の申し出により主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、

会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。

- 3 この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、前項の場合で会社がこの特約の付加を承諾した場合は、承諾の日とします。

第2条（保険金の支払と請求）

- 1 会社は、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、会社の定める取扱範囲内で、主契約の死亡保険金額の一部または全部を主契約の高度障害保険金の受取人に支払います。ただし、主契約の高度障害保険金の受取人が複数である場合には、その受取割合が、この特約の保険金についてもおよぶものとします。
- 2 前項に定めるこの特約の保険金の受取人（以下、「特約保険金受取人」といいます。）は、会社所定の書類（別表4）を提出して、前項に定めるこの特約の保険金を請求して下さい。
- 3 この特約の保険金を支払ったときは、前項により特約保険金受取人が請求した金額（以下、「請求額」といいます。）と同額の主契約の保険金額が支払日に減額されたものとして取り扱います。ただし、その減額部分に解約返戻金があってもこれを支払いません。この場合、この特約の保険金の支払日以降、主約款に定める保険金の請求を受けても、減額部分については支払いません。
- 4 この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。
- 5 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の保険金を支払いません。
- 6 この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める計算方法により計算した、余命期間相当分の利息および保険料を、また、貸付金がある場合にはその元利金を差し引いて支払います。
- 7 請求額から前項に定める利息および保険料を差し引いた金額が請求額に対応する解約返戻金額を下回る場合、請求額に対応する解約返戻金相当額をこの特約の保険金額として支払います。この場合、前項に定める利息および保険料の差し引きを行いません。
- 8 主契約の保険金の全部が支払われた場合、主契約は消滅するものとし、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合には各特約は継続するものとします。ただし、特約が消滅した時の入院に関する取扱は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 入院総合保障特約、家族入院総合保障特約、がん入院特約、配偶者がん入院特約、配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約、成人病特約、女性疾病特約、無解約返戻金型入院総合保障特約、無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約、無解約返戻金型子供入院総合保障特約、無解約返戻金型がん入院特約、無解約返戻金型配偶者がん入院特約、無解約返戻金型成人病特約、無解約返戻金型女性疾病特約、無解約返戻金型入院初期給付特約、無解約返戻金型入院長期給付特約、無解約返戻金型新入院総合保障特約、無解約返戻金型短期入院特約、無解約返戻金型入院初期プラス特約、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）または無解約返戻金型三大疾病入院特約が消滅した場合に、その消滅時に各特約の被保険者が各特約条項に規定する入院中のときは、その入院は各特約の保険期間中の入院とみなし、この場合の給付金日額（入院一時金額を含みます。）は、消滅した日の前日のそれと同額とします。
 - (2) 無解約返戻金型入院療養特約が消滅した場合に、その消滅時に特約の被保険者が無解約返戻金型入院療養特約条項に規定する入院中のときは、特約が消滅した日の属する月内の期間に限り、その入院は無解約返戻金型入院療養特約の保険期間中の入院とみなします。
- 9 この特約の保険金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

第3条（保険金を支払わない場合）

被保険者が、保険契約者または被保険者の故意により第2条（保険金の支払と請求）第1項の規定に該当した場合には、この特約の保険金を支払いません。

第4条（特約の復活）

- 1 主契約の復活請求の際に別段の申し出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。
- 2 前項の請求を受けた場合、主契約について復活を承諾したときは、主約款の復活に関する規定を準用してこの特約の復活の取扱をします。

第5条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

第6条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第7条（特約の復旧）

- 1 主契約の復旧請求の際に別段の申し出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
- 2 会社が復旧を承諾したときは、主約款の復旧に関する規定を準用してこの特約の復旧を取り扱います。

第8条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅するものとします。

- (1) この特約の保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

第9条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反に関する事項については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第10条（重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

第11条（契約者配当）

この特約に対しては契約者配当はありません。

第12条（主契約に平準定期保険特約、逡増定期保険特約、逡減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逡増定期保険特約、無解約返戻金型逡減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）が付加されている場合の特則）

- 1 主契約に平準定期保険特約、逡増定期保険特約、逡減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逡増定期保険特約、無解約返戻金型逡減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）が付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める死亡保険金額は、主契約の保険金額に平準定期保険特約、逡増定期保険特約、逡減定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逡増定期保険特約もしくは無解約返戻金型逡減定期保険特約の特約死亡保険金額または家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価を合算した額とします。ただし、合算される逡増定期保険特約、逡減定期保険特約、新逡増定期保険特約もしくは無解約返戻金型逡減定期保険特約の特約死亡保険金額または家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価については、第2項に定めるところによるものとします。
- 2 前項ただし書きの金額は、つぎの各号のとおりとします。
 - (1) 合算される逡増定期保険特約の特約死亡保険金額
……………この特約の請求日における特約死亡保険金額
 - (2) 合算される逡減定期保険特約または無解約返戻金型逡減定期保険特約の特約死亡保険金額
……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における特約死亡保険金額
 - (3) 合算される家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）の特約家族年金の現価
……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入特約条項第8条（年金の一時支払）第1項、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第1項、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第1項またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）特約条項第7条（年金の一時支払）第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価
 - (4) 合算される新逡増定期保険特約の特約死亡保険金額
……………この特約の請求日における特約死亡保険金額
- 3 保険契約者より別段の申し出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項および第8項

の規定にかかわらず、主契約、平準定期保険特約、通増定期保険特約、無解約返戻金型平準定期保険特約および新通増定期保険特約のこの特約の請求日における死亡保険金額または特約死亡保険金額ならびに通減定期保険特約、無解約返戻金型通減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)およびユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)のこの特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における特約死亡保険金額(家族収入特約については、家族収入特約条項第8条第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)については、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第7条第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)については、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第7条第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価、ユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)については、ユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第7条第1項に定める将来の特約家族年金の全部の現価。以下、本条において同じとします。)のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。

- 4 この特約の保険金の請求は、それぞれの特約保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
- 5 前項の規定にかかわらず、平準定期保険特約または無解約返戻金型平準定期保険特約が自動更新される場合には、平準定期保険特約または無解約返戻金型平準定期保険特約については、前項の「特約保険期間満了」を「自動更新期間満了」と読み替えます。
- 6 第2条第3項から第7項の規定は本条の場合に適用します。
- 7 前項および第2条第3項の規定による保険金額の減額については、つぎの各号に定めるところによるものとします。
 - (1) 通増定期保険特約
……………本条および第2条第3項の規定により減額された保険金額に対応する特約基準保険金額を減額したも
のとして取り扱います。
 - (2) 通減定期保険特約
……………本条および第2条第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における通
減定期保険特約の第1保険年度の特約死亡保険金額または特約基準保険金額を減額したものと
して取り扱います。
 - (3) 家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算
型)またはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)
……………本条および第2条第3項の規定により減額された保険金額について、家族収入特約条項第8条第3項、
解約返戻金抑制型家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第7条第4項、米国ドル建家族収入特約(高
度障害療養加算型)特約条項第7条第4項またはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)特約条項第
7条第4項の定めるところにより減額したものとして取り扱います。
 - (4) 新通増定期保険特約
……………本条および第2条第3項の規定により減額された保険金額に対応する特約基準保険金額を減額したも
のとして取り扱います。
 - (5) 無解約返戻金型通減定期保険特約
……………本条および第2条第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における特
約基準保険金額を減額したものとして取り扱います。

第13条 (平準定期保険、通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、無解約返戻金型平準定期保険、新通増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険(重度介護保障型)、ユーロ建平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)、ユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)または解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型)に付加されている場合の特則)

- 1 この特約が平準定期保険、通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、無解約返戻金型平準定期保険、新通増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)、無解約返戻金型通減定期保険、平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険(重度介護保障型)、ユーロ建平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)、ユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)または解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型)に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。
- 2 前項の規定にかかわらず、平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、平準定期保険(重度介護保障型)、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険(重度介護保障型)またはユーロ建平準定期保険(重度介護保障型)が自動更新される場合には、前項の「保険期間満了」を「自動更新

期間満了」と読み替えます。

- 3 この特約が通増定期保険、通減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、新通増定期保険、無解約返戻金型通減定期保険、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)、ユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)または解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型)に付加されている場合、第2条(保険金の支払と請求)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、つぎの各号に定めるところによるものとします。

(1) 通増定期保険

……………この特約の請求日における死亡保険金額

(2) 通減定期保険または無解約返戻金型通減定期保険

……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額

(3) 家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)、ユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)または解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型)

……………この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における家族収入保険普通保険約款第8条(年金の一時支払)第1項、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条(年金の一時支払)第1項、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条(年金の一時支払)第1項、ユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条(年金の一時支払)第1項または解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第6条(年金の一時支払)第1項に定める将来の家族年金の全部の現価

(4) 新通増定期保険

……………この特約の請求日における死亡保険金額

- 4 第2条第3項の規定による保険金額の減額については、つぎの各号に定めるところによるものとします。

(1) 通増定期保険

……………本条および第2条第3項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものと取り扱います。

(2) 通減定期保険

……………本条および第2条第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における主契約の第1保険年度の死亡保険金額または基準保険金額を減額したものと取り扱います。

(3) 家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)、ユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)または解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型)

……………本条および第2条第3項の規定により減額された保険金額について、家族収入保険普通保険約款第8条第3項、解約返戻金抑制型家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条第4項、米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条第4項、ユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第7条第4項または解約返戻金抑制型新家族収入保険(高度障害療養加算型)普通保険約款第6条第4項の定めるところにより減額したものと取り扱います。

(4) 新通増定期保険

……………本条および第2条第3項の規定により減額された保険金額に対応する基準保険金額を減額したものと取り扱います。

(5) 無解約返戻金型通減定期保険

……………本条および第2条第3項の規定により減額された保険金額に対応する、この特約の請求日における主契約の基準保険金額を減額したものと取り扱います。

第14条(ファミリー保険に付加されている場合の特則)

- 1 この特約がファミリー保険に付加されている場合、この特約の被保険者は主契約の「主たる被保険者」のみとします。
- 2 この特約がファミリー保険に付加されている場合、第2条(保険金の支払と請求)第1項の「主契約の死亡保険金額の一部または全部」を「主たる被保険者が死亡したときの主契約の死亡保険金額の全部」と読み替えます。
- 3 第2条第8項の規定にかかわらず、主契約は妻子型保障に移行するものとします。

第15条(変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加されている場合の特則)

- 1 この特約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加されている場合、第2条(保険金の支払と請求)第1項の主契約の死亡保険金額は基本保険金額とし、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合で請求日の変動保険金も支払われます。ただし、変動保険金額が負の場合には、これを0とします。
- 2 この特約が変額保険(終身型)または変額保険(有期型)に付加されている場合、第2条第3項の「前項により特約保険金受取人が請求した金額(以下、「請求額」といいます。)」および第7項の「請求額」を「特約保険金受取人が請求した金額に同じ割合のこの特約の請求日における変動保険金額を加算した金額」と読み替えます。

- 3 この特約が変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加されている場合、この特約条項中、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。
- 4 この特約が変額保険（有期型）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は保険期間満了時の12か月以上前であることを要します。

第16条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が連生終身保険に付加されている場合、この特約の保険金の請求はいずれかの被保険者が死亡または高度障害状態に該当した後であることを要します。
- 2 この場合の被保険者は、
 - (1) 第1被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき
……………第2被保険者
 - (2) 第2被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき
……………第1被保険者とします。

第17条（年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

この特約が年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険（以下、本条において「年金支払型特殊養老保険等」といいます。）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、この特約の請求日における死亡保険金額とします。ただし、積立金額が基本死亡保険金額以上となる期間にこの特約の保険金を請求する場合は、この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額（6か月の期間の満了日が年金開始日以降となる場合、満期保険金額）とします。
- (2) 第2条第3項の規定による保険金額の減額については、請求額に対応するこの特約の請求日における主契約の基本死亡保険金額を年金支払型特殊養老保険等の普通保険約款に基づき減額したものと取り扱います。
- (3) 第1号および第2条により定まるこの特約の保険金額がこの特約の請求日における死亡保険金額を上回る場合は、この特約の請求日における死亡保険金額をこの特約の保険金額として支払います。この場合、第2条第6項に定める利息および保険料の差し引きを行いません。
- (4) 死亡保険金額の一部を請求した場合、積立金の残額により年金月額を再計算します。再計算された年金月額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- (5) この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。

第18条（主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合の特則）

主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合、それぞれの移行部分についてこの特約は消滅します。

第19条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- 1 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

第20条（管轄裁判所）

この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所に関する規定を準用します。

第21条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第22条（積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加されている場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項の主契約の死亡保険金額は保険金額とし、この特約の保険金の支払が行わ

れる場合には同じ割合でこの特約の請求日における増加死亡保険金も支払われます。

- (2) 第2条第3項の「前項により特約保険金受取人が請求した金額（以下、「請求額」といいます。）」および第7項の「請求額」を「特約保険金受取人が請求した金額に同じ割合のこの特約の請求日における増加死亡保険金額を加算した金額」と読み替えます。

第23条（積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率変動型年金支払型特殊養老保険に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、この特約の請求日における死亡保険金額とします。ただし、積立金額が基本死亡保険金額以上となる期間にこの特約の保険金を請求する場合は、この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額（6か月の期間の満了日が年金開始日以降となる場合、満期保険金額）とします。また、この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合でこの特約の請求日における増加保険金も支払われます。
- (2) 第2条第3項の規定による保険金額の減額については、請求額に対応するこの特約の請求日における主契約の基本死亡保険金額を積立利率変動型年金支払型特殊養老保険普通保険約款に基づき減額したものと取り扱い、第2条第3項の「前項により特約保険金受取人が請求した金額（以下、「請求額」といいます。）」および第7項の「請求額」を「特約保険金受取人が請求した金額に同じ割合のこの特約の請求日における増加保険金額を加算した金額（以下、「請求額」といいます。）」と読み替えます。
- (3) 前2号および第2条により定まるこの特約の保険金額が、この特約の請求日における死亡保険金額に同じ割合のこの特約の請求日における増加保険金額を加算した金額（以下、本号において「請求日の金額」といいます。）を上回る場合は、請求日の金額をこの特約の保険金額として支払います。この場合、第2条第6項に定める利息および保険料の差し引きを行いません。
- (4) 死亡保険金額の一部を請求した場合、積立金の残額により基本年金額を再計算します。再計算された年金額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- (5) この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。

第24条（主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、逦増定期保険特約、逦減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逦増定期保険特約、無解約返戻金型逦減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）に特別条件付保険特約が付加されている場合の特則）

主契約または主契約に付加されている平準定期保険特約、逦増定期保険特約、逦減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逦増定期保険特約、無解約返戻金型逦減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）に特別条件付保険特約が付加されている場合において、この特約の請求日が、特別条件付保険特約条項第2条（特別条件）第1項第1号ア. に定める保険金削減期間中であるときには、第2条（保険金の支払と請求）第1項および第6項、第12条（主契約に平準定期保険特約、逦増定期保険特約、逦減定期保険特約、家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険特約、新逦増定期保険特約、無解約返戻金型逦減定期保険特約、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）またはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）が付加されている場合の特則）第1項から第3項ならびに第13条（平準定期保険、逦増定期保険、逦減定期保険、家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、無解約返戻金型平準定期保険、新逦増定期保険、低解約返戻金型平準定期保険、無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）、無解約返戻金型逦減定期保険、平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建平準定期保険、ユーロ建平準定期保険、米国ドル建平準定期保険（重度介護保障型）、ユーロ建平準定期保険（重度介護保障型）、米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）、ユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）または解約返戻金抑制型新家族収入保険（高度障害療養加算型）に付加されている場合の特則）第3項の規定により定まるこの特約の保険金の額に、この特約の請求日における特別条件付保険特約条項第2条第1項第1号ア. に定める割合を乗じた金額を、この特約の保険金として支払うものとします。ただし、第2条第3項に定める減額については、この割合を乗じなかったものとして取り扱います。

第25条（主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約を介護前払特約とあわせて主契約に付加する場合で、この特約の特約保険金の請求と介護前払特約の介護年金の請求を重ねて受けたときは、介護前払特約の介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護前払特約の介護年金は支払いません。

第26条（年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）またはユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）に付加されている場合の特則）

この特約が年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)、米国ドル建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)またはユーロ建年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)（以下、本条において「年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)等」といいます。）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項に定める主契約の死亡保険金額は、この特約の請求日における死亡保険金額とします。ただし、積立金額が基本死亡保険金額以上となる期間にこの特約の保険金を請求する場合は、この特約の請求日からその日を含めて6か月の期間の満了日における死亡保険金額（6か月の期間の満了日が年金開始日以降となる場合、満期保険金額）とします。
- (2) 第2条第3項の規定による保険金額の減額については、請求額に対応するこの特約の請求日における主契約の基本死亡保険金額を年金支払型特殊養老保険(引受緩和型)等の普通保険約款に基づき減額したものと取り扱います。
- (3) 第1号および第2条により定まるこの特約の保険金額がこの特約の請求日における死亡保険金額を上回る場合は、この特約の請求日における死亡保険金額をこの特約の保険金額として支払います。この場合、第2条第6項に定める利息および保険料の差し引きを行いません。
- (4) 死亡保険金額の一部を請求した場合、積立金の残額により年金月額を再計算します。再計算された年金月額が会社所定の金額に満たない場合には、年金の支払は行わず、再計算後の積立金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- (5) 支払抑制期間中に、この特約の保険金の請求をすることはできません。
- (6) 第2条第1項の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- (7) この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、年金または保険金の支払を行いません。

第27条（介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が介護終身保険（認知症加算型）または米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合、この特約の保険金の請求は介護年金の支払事由発生前であることを要します。
 - (1) 死亡給付金額を全部支払う場合
保険契約は消滅します。
 - (2) 死亡給付金額を一部支払う場合
この場合の支払額は、請求時の死亡給付金額内で定めることを要します。このとき死亡給付金の残額により介護年金額を再計算します。再計算された介護年金額が会社所定の金額に満たない場合には、介護年金および認知症加算年金の支払は行わず、死亡給付金の残額に応じた責任準備金を保険契約者に支払います。この場合、保険契約はこの特約の保険金の支払時に消滅したものとします。
- 2 第2条（保険金の支払と請求）第1項の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」と読み替えます。
- 3 この特約の保険金の請求を受けてから、この特約の保険金を支払うための会社の確認が終了するまでの期間は、主約款の規定にかかわらず、死亡給付金、介護年金または認知症加算年金の支払を行いません。

第28条（主契約に無解約返戻金型就労不能障害特約が付加されている場合の特則）

第2条（保険金の支払と請求）第8項の規定にかかわらず、無解約返戻金型就労不能障害特約の就労不能障害年金の支払事由発生後にこの特約により主契約の保険金の全部が支払われた場合には、無解約返戻金型就労不能障害特約は消滅しません。

第29条（特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

- 1 この特約が特別終身保険（無告知型）、米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合、第2条（保険金の支払と請求）の「主契約の高度障害保険金の受取人」を「主契約の被保険者」、「主契約の保険金額」を「主契約の基本保険金額」と読み替えます。
- 2 主契約に生存保険金特約が付加されている場合、第2条第3項から第5項および第8項に定める保険金に生存保険金は含まれません。
- 3 第1保険期間中に、この特約の保険金の請求をすることはできません。

第30条（積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

この特約が積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）ま

たはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加されている場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 第2条（保険金の支払と請求）第1項をつぎのとおり読み替えます。

「1 会社は、主契約の第1保険期間の満了日の翌日以後に被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、会社の定める取扱範囲内で、主契約の基本保険金額の一部または全部を主契約の被保険者に支払います。」

(2) この特約の保険金の支払が行われる場合には同じ割合で請求日の増加死亡保険金も支払われます。

(3) この特約の請求日の解約返戻金相当額がこの特約の請求日の基本保険金額に増加死亡保険金額を加算した金額（以下、本号において「基本保険金等の額」といいます。）より大きい場合は、請求日の解約返戻金相当額から基本保険金等の額を差し引いた額に前号と同じ割合を乗じた額を加算します。ただし、加算して支払われる金額については、第2条第6項の規定を適用しません。

(4) 第2条第7項の規定は適用しません。

第31条（主契約に介護割増年金移行特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約を介護割増年金移行特約とあわせて主契約に付加する場合で、この特約の特約保険金の請求と介護割増年金移行特約の第1回介護年金の請求を重ねて受けたときは、介護割増年金移行特約の第1回介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、介護割増年金移行特約の第1回介護年金は支払いません。

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

目次

この特約の趣旨

- | | | | |
|------|----------------------------------|------|---|
| 第1条 | 特約の締結 | 第28条 | 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則 |
| 第2条 | 選択することができる支払方法 | 第29条 | 傷害保険に付加された場合の特則 |
| 第3条 | 年金基金の設定または保険金等の据置 | 第30条 | 変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則 |
| 第4条 | 年金受取人または据置保険金等の受取人 | 第31条 | 家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくは解約返戻金抑制型新家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則 |
| 第5条 | 年金証書および据置保険金等にかかる証書 | 第32条 | 米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）または米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則 |
| 第6条 | 年金支払日 | 第33条 | 積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合の特則 |
| 第7条 | 据置期間 | 第34条 | 主契約に入院総合保障特約等が付加されている場合の特則 |
| 第8条 | 年金の種類 | 第35条 | 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加されている場合の特則 |
| 第9条 | 据置の内容 | 第36条 | 変額保険（年金型）に付加された場合の特則
平成24年10月28日以前に入院総合保障特約等が主契約に付加された場合の特則 |
| 第10条 | 年金の分割支払 | | |
| 第11条 | 年金または据置保険金等の一時支払 | | |
| 第12条 | 死亡一時金の支払にかえての年金の支払 | | |
| 第13条 | 年金受取人の変更 | | |
| 第14条 | 年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続 | | |
| 第15条 | 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者 | | |
| 第16条 | 成年後見等の開始 | | |
| 第17条 | 特約の内容変更 | | |
| 第18条 | 特約の解約 | | |
| 第19条 | 特約の消滅 | | |
| 第20条 | 重大事由による解除 | | |
| 第21条 | 年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付 | | |
| 第22条 | 年齢の計算 | | |
| 第23条 | 年齢および性別の誤りの処理 | | |
| 第24条 | 契約者配当 | | |
| 第25条 | 管轄裁判所 | | |
| 第26条 | 主約款の規定の準用 | | |
| 第27条 | 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則 | | |

保険金等の支払方法の選択に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等について、一時支払にかわる支払方法により支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- この特約は、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申し出により主契約に付加して、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に、締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
- 同一の保険金等について受取人が2人以上いるときは、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。

3 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条（選択することができる支払方法）

1 この特約の締結により選択することができる支払方法は、つぎの各号のいずれかとし、詳しくは、この特約条項の規定に定めるところによるものとします。

(1) 年金支払。ただし、つぎの種類のうち会社の定める取扱範囲内のものに限り、

- ア. 保証期間付夫婦連生終身年金
- イ. 保証期間付終身年金
- ウ. 確定年金（年金支払期間指定型）
- エ. 確定年金（年金額指定型）
- オ. 保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）
- カ. 単純終身年金（死亡時保証なし型）

(2) 据置支払

2 前項に定める支払方法を選択するには、その支払方法について会社の定める計算方法により計算される年金額または据え置かれる保険金等の額が、会社の定める金額以上であることを要します。

3 第1項第1号ア. の保証期間付夫婦連生終身年金を選択する場合には、第8条（年金の種類）第1項第1号に定める配偶者の同意を得ることを要します。

第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）

1 保険金等の支払事由が発生したときは、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当し、または据え置きます。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。

2 この特約において保険金等とは、つぎの各号のいずれかとします。ただし、第1号においてア. の保険金が支払われない場合または第2号においてア. の解約返戻金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。

(1) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計

ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金（給付の名称の如何を問いません。ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まず、一時支払される年金開始日の前日の積立金を含むものとします。）

- イ. 主契約に付加された特約の給付金
- ウ. 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
- エ. その他、前ア. の保険金の支払時に会社が支払う金額

(2) 受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各金額の合計

ア. 主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後とする。また、保険料一時払の契約については、会社の定める期間の経過後とする。）に到来する主契約の契約当日に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の固有の解約または減額の規定により行われた主契約の解約または減額による解約返戻金相当額

- イ. 前ア. に伴うまたは前ア. と同時に行われた、主契約に付加されている特約の解約、減額または消滅による解約返戻金相当額
- ウ. 主契約または主契約に付加されている特約の前納保険料の清算金
- エ. その他前ア. の解約返戻金の支払時に会社が支払う金額
- オ. 会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

3 前項の規定にかかわらず、月払契約、年払契約または半年払契約である養老保険、米国ドル建養老保険、ユーロ建養老保険、年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）およびユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）の最終の保険料が払い込まれた後に、固有の解約または減額の規定により行われた解約または減額による解約返戻金相当額は、前項第2号ア. に定める金額に当たりません。

第4条（年金受取人または据置保険金等の受取人）

1 この特約の年金受取人は、つぎの各号に定めるところによります。ただし、年金受取人が法人の場合には第8条（年金の種類）第1項第3号に定める確定年金のみを取扱うものとします。

(1) 前条第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合

……………年金開始日において会社の定める取扱範囲内の年齢である年金基金に充当された保険金等の受取人となります。ただし、保険金等の受取人が法人の場合には、会社の定める取扱範囲内でその法人が指定した者となります。

(2) 前条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合

……………年金開始日において会社の定める取扱範囲内の年齢である主契約の保険契約者または被保険者とし、この特約の締結の際、保険契約者が指定することとします。

2 この特約の締結によって据え置かれる保険金等（以下、「据置保険金等」といいます。）の受取人（以下、「据置保険金等の受取人」といいます。）は、その保険金等の受取人となります。

第5条（年金証書および据置保険金等にかかる証書）

1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。

2 第3条の規定により保険金等が据え置かれたときは、会社は据置保険金等にかかる支払期間その他必要事項を記載した証書を据置保険金等の受取人に交付します。

第6条（年金支払日）

1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。

2 第3条第2項第2号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合には、年金開始日は、第3条第2項第2号ア. に定める解約または減額の日とします。

3 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第7条（据置期間）

据置保険金等を据え置く期間（以下、「据置期間」といいます。）は、10年または保険金等の支払事由の発生日における主契約の保険期間のいずれか短い期間とします。

第8条（年金の種類）

1 年金の種類は、会社の定める取扱範囲内のつぎの各号のいずれかとし、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の申し出により、年金基金設定時は年金受取人の申し出により定めます。

(1) 保証期間付夫婦連生終身年金

あらかじめ定めた一定期間（以下、「保証期間」といいます。）中、およびその期間経過後において年金受取人の生存期間中、一定の年金（以下、「夫婦年金」といいます。）を支払います。年金受取人の死亡後は、夫婦年金の支払事由に定める配偶者の生存期間中、夫婦年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
夫婦年金	年金受取人または年金基金設定日に年金受取人と同一の戸籍にその配偶者として記載されていた者（以下、「配偶者」といいます。）が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人または年金受取人が死亡したときは配偶者	配偶者の故意による年金受取人の致死
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人および配偶者のいずれもが年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		死亡一時金受取人の故意による年金受取人または配偶者の致死

(2) 保証期間付終身年金

保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年

金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

(3) 確定年金

保険契約者または年金受取人の指定するつぎのいずれかの型により、一定の年金を支払います。

ア. 確定年金（年金支払期間指定型）

指定された年金支払期間中、その年金支払期間に従い定まる一定額の年金を、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

イ. 確定年金（年金額指定型）

指定された年金額を、その年金額に従い定まる年金支払期間中、支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	指定された年金額に従い定まる年金支払期間中において、年金受取人が年金支払日に生存しているとき	指定された年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後かつ指定された年金額に従い定まる年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	指定された年金額に従い定まる年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

(4) 保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）

死亡一時金保証期間（死亡一時金が支払われる期間をいい、年金開始日から支払うべき年金の合計額がはじめて保証金額（年金開始日における年金基金の価額に指定された保証金額割合を乗じた金額をいいます。以下、同じとします。）をこえることとなる年金支払日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）中、およびその期間経過後において年金受取人が生存するときは、引き続きその生存期間中、一定の年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後死亡一時金保証期間中に死亡したとき	保証金額からすでに支払った年金および支払うことの確定した年金の合計額を差し引いた金額（ただし、その残額がないときは支払はありません。）		

(5) 単純終身年金（死亡時保証なし型）

年金支払日に年金受取人が生存するときは、一定の年金を支払います。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死

- 2 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。
- 3 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 4 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 第3項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 6 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 7 第3項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 8 年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金の場合、第3項および第5項の死亡一時金受取人の変更は、配偶者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 9 第3項または第5項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 13 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が戸籍上の異動により第1項の規定に該当しなくなったときは、つぎのとおりとします。
 - (1) 年金受取人は、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
 - (2) 会社は、年金の種類をつぎに定める年金に改めるとともに年金額を会社の定める計算方法により改めます。

- ア. 年金基金設定日以後保証期間中の最後の年金支払日前
保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金
- イ. 保証期間経過後
終身年金

- 14 年金基金設定日以後、保証期間付夫婦連生終身年金において配偶者が年金支払開始日前に死亡したときは、つぎのとおりとします。
- (1) 年金受取人は、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
 - (2) 会社は、年金の種類を保証期間付夫婦連生終身年金の保証期間と保証期間満了日を同一とする保証期間付終身年金に改めるとともに年金額を会社の定める計算方法により改めます。
- 15 第1項において、保証期間中に免責事由に該当して夫婦年金を支払わない場合には、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。この場合、この特約は年金受取人が死亡した時にさかのぼって消滅します。
- 16 前項の場合、年金受取人の死亡時の法定相続人については、第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第9条（据置の内容）

- 1 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第1項の規定により保険金等を据え置いた場合には、据置期間、保険金等を会社に据え置き、据置期間満了の際、元金と据置期間に対応する利息を支払います。
- 2 前項の規定による据置支払については、据置開始時における会社所定の利率および計算方法により、計算します。
- 3 会社は、主務官庁に届け出て、前項に定める利率を将来に向かって変更することがあります。ただし、本項の規定により前項に定める利率を変更する場合には、会社はその旨を、前項に定める利率の変更日の1か月前までに据置保険金等の受取人に通知します。
- 4 据置期間中に、据置保険金等の受取人が死亡したときは、第2項に定める利率および計算方法による据置保険金等の受取人の死亡時の据置保険金等を、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 5 前項の場合、据置保険金等の受取人の死亡時の法定相続人については、前条第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第10条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、保証期間付夫婦連生終身年金において年金受取人が死亡しかつ配偶者がすでに死亡していた場合、または配偶者が死亡しかつ年金受取人がすでに死亡していた場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してそれぞれの法定相続人に支払います。
- 3 第1項の場合、保証期間付終身年金、確定年金、保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）および単純終身年金（死亡時保証なし型）において年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 4 第2項の年金受取人および配偶者の死亡時の法定相続人ならびに前項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、第8条（年金の種類）第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第11条（年金または据置保険金等の一時支払）

- 1 年金受取人は、年金の種類（単純終身年金（死亡時保証なし型）を除きます。）に応じて、将来の年金の支払にかえて、つぎの金額を一時金として支払を請求することができます。ただし、年金の種類が、保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）の場合は死亡一時金保証期間中、かつ、第3号に定める金額があるときに限り、保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金の場合は保証期間中の最後の年金支払日前に限り、支払を請求することができます。

 - (1) 保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金
保証期間中の年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価に相当する金額
 - (2) 確定年金
年金支払期間中の年金の支払にかえて、年金支払期間の残存期間に対する未払の年金額の現価に相当する金額
 - (3) 保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）
死亡一時金保証期間中の年金の支払にかえて、年金基金設定日から本条の取扱の請求に必要な書類が会社に到着した日までの経過年月日数により定まる責任準備金額を基準として、会社の定める方法により計算した金額

- 2 前項の規定により、会社が一時金を支払った場合でも、保証期間後または死亡一時金保証期間後の終身年金（夫婦

年金を含みます。)はそのまま存続します。この場合、年金受取人に通知します。

- 3 第1項の規定により確定年金において会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。
- 4 据置保険金等の受取人は、あらかじめ保険契約者から反対の申し出がない限り、据置支払を取りやめてその時の据置保険金等の一部または全部を一時金として請求することができます。
- 5 前項の規定により会社が据置保険金等の全部を一時金として支払った場合には、この特約は消滅します。

第12条 (死亡一時金の支払にかえての年金の支払)

- 1 第8条(年金の種類)の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由発生前は年金受取人の申し出により、死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金受取人の申し出により、死亡一時金の支払にかえて、年金の種類に応じて、つぎの期間中、死亡一時金受取人は年金を受け取ることができます。ただし、年金の種類が保証金額付終身年金(保証金額割合指定型)および単純終身年金(死亡時保証なし型)の場合を除きます。
 - (1) 保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金
保証期間中
 - (2) 確定年金
年金支払期間中
- 2 前項の場合、年金額は、第8条第2項に定めるところにより計算された年金額と同額とします。ただし、年金の種類が保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金であり、かつ年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡した場合には、年金の種類を確定年金とみなして、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により年金額を再計算します。この場合、年金支払期間は、当初の保証期間付夫婦連生終身年金または保証期間付終身年金の保証期間と同じとします。
- 3 第1項の場合、この特約は、年金の種類に応じて、つぎの時に消滅します。
 - (1) 保証期間付夫婦連生終身年金および保証期間付終身年金
保証期間が満了した時
 - (2) 確定年金
年金支払期間が満了した時
- 4 第1項の規定により、死亡一時金の支払事由発生後、死亡一時金の支払にかえて年金を受け取る場合、死亡一時金受取人が、年金受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。(以後、死亡一時金受取人が年金受取人となるものとします。)
- 5 年金受取人の権利および義務を承継した死亡一時金受取人は、会社に対する通知により、新たに、死亡一時金受取人を指定して下さい。
- 6 前項の場合、新たな死亡一時金受取人については、第8条第3項から第7項および第9項から第12項の規定を準用します。

第13条 (年金受取人の変更)

年金受取人は、年金の種類が確定年金である場合に限り、会社の同意を得て、年金受取人の権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

第14条 (年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払の手続)

年金、死亡一時金および据置保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第15条 (法定相続人または死亡一時金受取人の代表者)

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上いるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第16条 (成年後見等の開始)

- 1 年金受取人、死亡一時金受取人または据置保険金等の受取人(以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。)について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。

2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第 17 条 (特約の内容変更)

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社の定める取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第 18 条 (特約の解約)

1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。

2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第 19 条 (特約の消滅)

1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。

2 第 8 条 (年金の種類) の規定により死亡一時金が支払われたときまたは第 9 条 (据置の内容) 第 4 項の規定により据置保険金等が支払われたときは、この特約は消滅します。

第 20 条 (重大事由による解除)

1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。

2 年金基金設定日以後の前項の規定によるこの特約の解除に際しては、会社は、この特約の解約または年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を年金の受取人に支払います。

第 21 条 (年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付)

年金受取人および据置保険金等の受取人に対する貸付は取り扱いません。

第 22 条 (年齢の計算)

年金受取人および配偶者の年齢は、満年で計算し、1 年未満の端数は切り捨てます。

第 23 条 (年齢および性別の誤りの処理)

年金受取人および配偶者の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第 24 条 (契約者配当)

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 25 条 (管轄裁判所)

この特約における年金、死亡一時金または据置保険金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 26 条 (主約款の規定の準用)

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 27 条 (変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加された場合の特則)

この特約が変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、特別勘定による運用はしません。

第 28 条 (積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式

終身保険に付加された場合には、年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 29 条（傷害保険に付加された場合の特則）

この特約が傷害保険に付加された場合には、第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 1 号ア. を「主契約の災害死亡保険金または主約款に定める附則 1 の第 1 級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金もしくは災害高度障害保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金または給付金を含まないものとします。）」と読み替えて適用します。

第 30 条（変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則）

- この特約が変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 1 号ア. をつぎのとおり読み替えます。
「ア. 主契約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金を含まないものとし、かつ、変額年金保険（最低年金原資保証型）普通保険約款第 19 条（年金原資の一時支払）の規定により支払われる年金原資を含むものとします。）」
- 第 3 条第 2 項第 2 号ア. をつぎのとおり読み替えます。
「ア. 主契約の契約日から会社の定める期間の経過後に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の固有の解約または減額の規定により行われた主契約の解約または減額による解約返戻金相当額」
- 第 4 条（年金受取人または据置保険金等の受取人）第 1 項第 2 号をつぎのとおり読み替えます。
「(2) 前条第 2 項第 2 号に定める保険金等の全部または一部を年金基金に充当した場合
……………主契約の保険契約者または年金受取人とし、この特約の締結の際、保険契約者が指定することとします。」
- 年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 31 条（家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくは解約返戻金抑制型新家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則）

- この特約が家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくは解約返戻金抑制型新家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約もしくは解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。
- 第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 1 項の規定による保険金等の据え置きをすることはできません。
- 第 3 条第 2 項第 1 号ア. をつぎのとおり読み替えます。
「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金ならびに家族年金、特約家族年金、高度障害年金および特約高度障害年金の年金現価（ただし、リビング・ニーズ特約の保険金を含みません。）」

第 32 条（米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）または米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則）

この特約が米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）または米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合には、第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 1 号ア. を「ア. 主契約および主契約に付加された特約の保険金ならびに家族年金、特約家族年金、高度障害年金および特約高度障害年金の年金現価（ただし、リビング・ニーズ特約の保険金を含みません。）」と読み替えて適用します。

第 33 条（積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合の特則）

この特約が積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- 第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 2 号ア. をつぎのとおり読み替えます。
「ア. 主契約の契約日から会社の定める期間の経過後に主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の固有の解約または減額の規定により行われた主契約の解約または減額による解約返戻金相当額」
- 年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、主約款の積立

金に関する規定は適用しません。

第34条（主契約に入院総合保障特約等が付加されている場合の特則）

1 主契約につきの各号の特約（以下、本条において「入院総合保障特約等」といいます。）が付加され、かつ、第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第2号ア. に定める解約による解約返戻金が年金基金に充当され第8条（年金の種類）第1項の規定により年金受取人が選択する年金の種類が1種類である場合、入院総合保障特約等の特約条項の規定にかかわらず、第3項の定めにより入院総合保障特約等は継続されるものとします。

- (1) 入院総合保障特約
- (2) 家族入院総合保障特約
- (3) がん入院特約
- (4) 配偶者がん入院特約
- (5) 配偶者入院総合保障特約
- (6) 子供入院総合保障特約
- (7) 成人病特約
- (8) 女性疾病特約
- (9) 無解約返戻金型入院総合保障特約
- (10) 無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約
- (11) 無解約返戻金型子供入院総合保障特約
- (12) 無解約返戻金型がん入院特約
- (13) 無解約返戻金型配偶者がん入院特約
- (14) 無解約返戻金型成人病特約
- (15) 無解約返戻金型女性疾病特約
- (16) 無解約返戻金型入院初期給付特約
- (17) 無解約返戻金型入院長期給付特約
- (18) 無解約返戻金型先進医療特約
- (19) 無解約返戻金型新入院総合保障特約
- (20) 無解約返戻金型短期入院特約
- (21) 無解約返戻金型入院初期プラス特約
- (22) 無解約返戻金型入院療養特約
- (23) 無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）
- (24) 無解約返戻金型手術給付特約
- (25) 無解約返戻金型三大疾病入院特約
- (26) 無解約返戻金型新手術給付特約

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかの場合は、入院総合保障特約等は消滅するものとし、入院総合保障特約等の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、第3条第1項の定めるところにより入院総合保障特約等の解約返戻金を年金基金に充当または据え置きます。

- (1) 保険契約者より入院総合保障特約等を継続しない旨の申し出があったとき
- (2) つぎの特約が主契約に付加されている場合で、同一の主契約に付加されていた入院総合保障特約、無解約返戻金型入院総合保障特約または無解約返戻金型新入院総合保障特約が継続されないとき
 - ① 無解約返戻金型入院初期給付特約
 - ② 無解約返戻金型入院長期給付特約
 - ③ 無解約返戻金型先進医療特約
 - ④ 無解約返戻金型短期入院特約
 - ⑤ 無解約返戻金型入院初期プラス特約
 - ⑥ 無解約返戻金型入院療養特約
 - ⑦ 無解約返戻金型手術給付特約
 - ⑧ 無解約返戻金型新手術給付特約

3 第1項によって、入院総合保障特約等が継続される場合は、つぎの各号のとおりとします。

(1) 入院総合保障特約等の保険料（第2号の規定による入院総合保障特約等の保険期間の短縮にともない入院総合保障特約等の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、同じとします。）を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。本号の保険料については、入院総合保障特約等の特約条項の保険料の払込に関する規定を準用します。

- ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。

- ② 年払で払い込む方法。ただし、このときの入院総合保障特約等の保険料の払込については、入院総合保障特約等の特約条項における保険料の自動振替貸付の規定は適用しません。
- (2) 入院総合保障特約等の保険期間満了日は、会社の定める取扱範囲内で新たに定めるものとします。
- (3) 前号の規定によって、本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間が短縮された場合において、払い込まれるべき責任準備金差額があるときはその金額の払込を求めるものとし、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を第3条第2項第2号エ. の金額に含めるものとします。ただし、主契約に付加されている入院総合保障特約等に解約返戻金を支払う規定がない場合で、支払うべき責任準備金差額があるときはその金額を第3条第2項第2号エ. の金額に含めず、かつ保険契約者に支払わないものとします。
- (4) つぎのいずれかの場合は、入院総合保障特約等は消滅するものとします。
- ① 年金受取人が死亡したとき
 - ② 年金の一時支払が行われたとき
 - ③ つぎの特約が主契約に付加されている場合で、同一の主契約に付加されていた入院総合保障特約、無解約返戻金型入院総合保障特約または無解約返戻金型新入院総合保障特約が消滅したとき
 - ア. 無解約返戻金型入院初期給付特約
 - イ. 無解約返戻金型入院長期給付特約
 - ウ. 無解約返戻金型先進医療特約
 - エ. 無解約返戻金型短期入院特約
 - オ. 無解約返戻金型入院初期プラス特約
 - カ. 無解約返戻金型入院療養特約
 - キ. 無解約返戻金型手術給付特約
 - ク. 無解約返戻金型新手術給付特約
- 4 主契約に入院総合保障特約等が付加されている主契約にかかる、第3条第2項第2号ア. に定める減額による解約返戻金が年金基金に充当された場合には、入院総合保障特約等は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第35条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加されている場合の特則）

- 1 疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約（以下、本条において「保険料払込免除特約等」といいます。）が付加されている主契約の解約による解約返戻金がこの特約の年金基金に充当された場合において、保険料払込免除特約等と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約（買増権保証特約、新買増権保証特約および認知症保険料払込免除特約を除きます。）を継続するときには、保険料払込免除特約等の特約条項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約等は継続されるものとします。ただし、保険契約者より保険料払込免除特約等を継続しない旨の申し出があったときは、保険料払込免除特約等は消滅するものとします。
- 2 前項によって、保険料払込免除特約等が継続される場合は、つぎ各号のとおりとします。
- (1) 保険料払込免除特約等の保険料を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。本号の保険料については、保険料払込免除特約等の特約条項の保険料の払込に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、保険料払込免除特約等の特約条項における保険料の自動振替貸付の規定は適用しません。
 - (2) つぎのいずれかの場合は、保険料払込免除特約等は消滅するものとします。
 - ① 年金受取人が死亡したとき
 - ② 年金の一時支払が行われたとき

第36条（変額保険（年金型）に付加された場合の特則）

- 1 この特約が変額保険（年金型）に付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 第3条（年金基金の設定または保険金等の据置）第2項第1号ア. をつぎのとおり読み替えます。
「ア. 主契約の保険金（ただし、この特約の締結によって据え置かれた保険金を含まず、一時支払される年金開始日の前日末の積立金を含むものとします。）」
 - (2) 第3条第2項第2号ア. 中「解約返戻金相当額」を「解約返戻金相当額または返戻金相当額」と、同条同項同号エ. 中「解約返戻金」を「解約返戻金または返戻金」と、それぞれ読み替えます。
 - (3) 第7条（据置期間）中「主契約の保険期間」を「主契約の契約日から年金開始日の前日までの期間」と読み替えます。
- 2 年金基金に充当されまたは据え置かれた保険金等については、年金基金設定日または据置日以後、特別勘定による運用はしません。

(平成 24 年 10 月 28 日以前に入院総合保障特約等が主契約に付加された場合の特則)

1 平成 24 年 10 月 28 日以前につきの各号の特約（以下、本条において「入院総合保障特約等」といいます。）が主契約に付加され、かつ、第 3 条（年金基金の設定または保険金等の据置）第 2 項第 2 号ア．に定める解約による解約返戻金が年金基金に充当され第 8 条（年金の種類）第 1 項の規定により年金受取人が選択する年金の種類が 1 種類である場合、第 31 条（主契約に入院総合保障特約、家族入院総合保障特約、がん入院特約、配偶者がん入院特約、配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約、成人病特約、女性疾病特約、無解約返戻金型入院総合保障特約、無解約返戻金型配偶者入院総合保障、無解約返戻金型子供入院総合保障特約、無解約返戻金型がん入院特約、無解約返戻金型配偶者がん入院特約、無解約返戻金型成人病特約、無解約返戻金型女性疾病特約、無解約返戻金型入院初期給付特約、無解約返戻金型入院長期給付特約、無解約返戻金型先進医療特約、無解約返戻金型新入院総合保障特約、無解約返戻金型短期入院特約、無解約返戻金型入院初期プラス特約、無解約返戻金型入院療養特約、無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）、無解約返戻金型手術給付特約、無解約返戻金型三大疾病入院特約または無解約返戻金型新手術給付特約が付加されている場合の特則）および入院総合保障特約等の特約条項の規定にかかわらず、第 3 項の定めにより入院総合保障特約等は継続されるものとします。

- (1) 入院総合保障特約
- (2) 家族入院総合保障特約
- (3) がん入院特約
- (4) 配偶者がん入院特約
- (5) 配偶者入院総合保障特約
- (6) 子供入院総合保障特約
- (7) 成人病特約
- (8) 女性疾病特約
- (9) 無解約返戻金型入院総合保障特約
- (10) 無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約
- (11) 無解約返戻金型子供入院総合保障特約
- (12) 無解約返戻金型がん入院特約
- (13) 無解約返戻金型配偶者がん入院特約
- (14) 無解約返戻金型成人病特約
- (15) 無解約返戻金型女性疾病特約
- (16) 無解約返戻金型入院初期給付特約
- (17) 無解約返戻金型入院長期給付特約
- (18) 無解約返戻金型先進医療特約
- (19) 無解約返戻金型新入院総合保障特約
- (20) 無解約返戻金型短期入院特約
- (21) 無解約返戻金型入院初期プラス特約
- (22) 無解約返戻金型入院療養特約

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかの場合は、入院総合保障特約等は消滅するものとし、入院総合保障特約等の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、第 3 条第 1 項の定めるところにより入院総合保障特約等の解約返戻金を年金基金に充当または据え置きます。

- (1) 保険契約者より入院総合保障特約等を継続しない旨の申し出があったとき
- (2) つぎの特約が主契約に付加されている場合で、同一の主契約に付加されていた入院総合保障特約、無解約返戻金型入院総合保障特約または無解約返戻金型新入院総合保障特約が継続されないとき
 - ① 無解約返戻金型入院初期給付特約
 - ② 無解約返戻金型入院長期給付特約
 - ③ 無解約返戻金型先進医療特約
 - ④ 無解約返戻金型短期入院特約
 - ⑤ 無解約返戻金型入院初期プラス特約
 - ⑥ 無解約返戻金型入院療養特約

3 第 1 項によって、入院総合保障特約等が継続される場合は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 入院総合保障特約等の保険料（第 2 号の規定による入院総合保障特約等の保険期間の短縮にともない入院総合保障特約等の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、同じとします。）を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。本号の保険料については、入院総合保障特約等の特約条項の保険料の払込に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。

- ② 年払で払い込む方法。ただし、このときの入院総合保障特約等の保険料の払込については、入院総合保障特約等の特約条項における保険料の自動振替貸付の規定は適用しません。
- (2) 入院総合保障特約等の保険期間満了日は、年金の種類に応じて、つぎのとおりとします。
- ① 年金受取人が保証期間付夫婦連生終身年金、保証期間付終身年金または保証金額付終身年金（保証金額割合指定型）を選択したとき
年金の保証期間もしくは死亡一時金保証期間の満了日または本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間満了日のいずれか早い日
- ② 年金受取人が確定年金を選択したとき
年金支払期間満了日または本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間満了日のいずれか早い日
- ③ 年金受取人が単純終身年金（死亡時保証なし型）を選択したとき
本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間満了日
- (3) 前号の規定によって、本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間が短縮された場合において、払い込まれるべき責任準備金差額があるときはその金額の払込を求めるものとし、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、その金額を第3条第2項第2号エ. の金額に含めるものとします。ただし、主契約に付加されている入院総合保障特約等に解約返戻金を支払う規定がない場合で、支払うべき責任準備金差額があるときはその金額を第3条第2項第2号エ. の金額に含めず、かつ保険契約者に支払わないものとします。
- (4) つぎのいずれかの場合は、入院総合保障特約等は消滅するものとします。
- ① 年金受取人が死亡したとき
- ② 年金の一時支払が行われたとき
- ③ つぎの特約が主契約に付加されている場合で、同一の主契約に付加されていた入院総合保障特約、無解約返戻金型入院総合保障特約または無解約返戻金型新入院総合保障特約が消滅したとき
- ア. 無解約返戻金型入院初期給付特約
- イ. 無解約返戻金型入院長期給付特約
- ウ. 無解約返戻金型先進医療特約
- エ. 無解約返戻金型短期入院特約
- オ. 無解約返戻金型入院初期プラス特約
- カ. 無解約返戻金型入院療養特約
- 4 主契約に入院総合保障特約等が付加されている主契約にかかる、第3条第2項第2号ア. に定める減額による解約返戻金が年金基金に充当された場合には、入院総合保障特約等は消滅または減額されることなく継続するものとします。

割増年金支払特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 年金基金の設定
- 第3条 年金受取人
- 第4条 年金証書
- 第5条 年金支払日
- 第6条 年金の種類
- 第7条 年金の分割支払
- 第8条 年金の一時支払
- 第9条 死亡一時金の支払にかえての年金の支払
- 第10条 年金および死亡一時金の請求、支払の手續
- 第11条 法定相続人または死亡一時金受取人の代表者
- 第12条 成年後見等の開始
- 第13条 特約の内容変更
- 第14条 特約の解約
- 第15条 特約の消滅
- 第16条 年金受取人に対する貸付
- 第17条 年齢の計算
- 第18条 年齢および性別の誤りの処理
- 第19条 契約者配当
- 第20条 管轄裁判所
- 第21条 主約款の規定の準用
- 第22条 変額保険（終身型）または変額保険（有期型）に付加された場合の特則

- 第23条 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則
- 第24条 傷害保険に付加された場合の特則
- 第25条 変額年金保険（最低年金原資保証型）に付加された場合の特則
- 第26条 家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）、ユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくは解約返戻金抑制型新家族収入保険（高度障害療養加算型）または家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約（高度障害療養加算型）、米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則
- 第27条 積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合の特則
- 第28条 変額保険（年金型）に付加された場合の特則

割増年金支払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約の保険金等の受取人が障害者である場合に、一時支払にかえて割増された年金を支払うことにより、その受取人の将来の生活安定をはかることを目的とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、つぎの各号のいずれにも該当する場合に、保険金等の支払事由発生前は主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の、保険金等の支払事由発生後はその受取人（以下、「保険金等の受取人」といいます。）の申し出により会社との間に締結します。ただし、保険金等の支払後は、この特約の締結はしません。
 - (1) 保険金等の受取人が、保険契約者による申し出の場合には申し出時において、保険金等の受取人による申し出の場合には保険金等の支払事由発生時において、つぎのいずれかに該当すること
 - ア. 主契約の被保険者
 - イ. 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - ウ. 主契約の被保険者の直系血族
 - エ. 主契約の被保険者の3親等以内の親族
 - (2) 保険金等の受取人がつぎのいずれかに該当し、将来、独立自活することが困難であると会社が認めること
 - ア. 知的障害者
(知的障害者とは、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあると会社が認めた者をいいます。)

- イ. 身体障害者（別表19）
 - ウ. 精神または身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度がア.またはイ.と同等と会社が認めた者
- 2 同一の保険金等について受取人が2人以上あるときは、それぞれの受取人の受取割合に応じて、それぞれの受取人について別個にこの特約を締結するものとします。ただし、この特約を締結することができるのは、前項に定める場合に限りです。
 - 3 第1項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条（年金基金の設定）

- 1 保険金等の支払事由が発生したときは、会社の定める取扱範囲内で、保険契約者または保険金等の受取人の指定する保険金等の全部または一部を年金基金に充当します。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときはそれらの元利金を、未払込保険料があるときはその金額を、保険金等から差し引きます。
- 2 この特約において保険金等とは、受取人を同じくし、かつ同時に支払われるべきつぎの各号の金額の合計とします。ただし、第1号の保険金が支払われない場合には、この特約の締結は効力を生じないものとします。
 - (1) 主契約および主契約に付加された特約の保険金（給付の名称の如何を問いません。ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約によって据え置かれた保険金およびリビング・ニーズ特約の保険金を含まず、一時支払される年金開始日の前日の積立金を含むものとします。）
 - (2) 主契約に付加された特約の給付金
 - (3) 主契約または主契約に付加された特約の前納保険料の清算金
 - (4) その他、第1号の保険金の支払時に会社が支払う金額

第3条（年金受取人）

この特約の年金受取人は、年金基金に充当された保険金等の受取人とします。

第4条（年金証書）

第2条（年金基金の設定）の規定により年金基金が設定されたときは、会社は年金証書を年金受取人に交付します。

第5条（年金支払日）

- 1 年金受取人は、この特約の締結の際または年金基金設定の際、会社の定める期間内において第1回の年金支払日（以下、「年金開始日」といいます。）を任意に定めることができます。
- 2 第2回以後の年金支払日は、年金開始日後の年単位の応当日とします。

第6条（年金の種類）

- 1 年金の種類は保証期間付終身年金とし、保証期間中、およびその期間経過後において年金受取人が生存している場合に限りその生存期間中、年金を支払います。年金または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額、受取人および支払事由に該当しても年金または死亡一時金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
年金	年金受取人が年金支払日に生存しているとき	年金額	年金受取人	—
死亡一時金	年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡したとき	年金受取人の死亡時における年金基金の価額	死亡一時金受取人	死亡一時金受取人の故意による年金受取人の致死
	年金受取人が年金開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価		

- 2 前項に定める保証期間付終身年金における保証期間は、会社の定める取扱範囲内で、保険金等の支払事由発生前は保険契約者の申し出により、年金基金設定時は年金受取人の申し出により定めます。この場合、その保証期間について会社の定める計算方法により計算される年金額が、会社の定める金額以上であることを要します。
- 3 年金額は、年金基金設定時における会社所定の利率および計算方法により計算します。ただし、この特約の締結時における会社所定の利率および計算方法により計算された年金額を下まわることはありません。
- 4 第1項における死亡一時金受取人とは、年金基金設定の際、年金受取人の指定した者とし、死亡一時金の支払事由

が発生するまでは、会社に対する通知により、年金受取人は、死亡一時金受取人を変更することができます。

- 5 前項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡一時金受取人に死亡一時金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡一時金受取人から死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 6 第4項に定めるほか、年金受取人は、死亡一時金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡一時金受取人を変更することができます。
- 7 前項による死亡一時金受取人の変更は、年金受取人が死亡した後、年金受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
- 8 第4項または前項の通知をするときは、会社所定の書類（別表4）を会社に提出してください。
- 9 第4項または第6項の規定により死亡一時金受取人を変更したときは、保険証券または年金証書に表示します。
- 10 死亡一時金受取人が死亡一時金の支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡一時金受取人とします。
- 11 前項の規定により死亡一時金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡一時金受取人となった者のうち生存している他の死亡一時金受取人を死亡一時金受取人とします。
- 12 前2項により死亡一時金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第7条（年金の分割支払）

- 1 年金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、年金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 3 前項の年金受取人の死亡時の法定相続人については、前条第10項から第12項までの死亡一時金受取人に関する規定を準用します。

第8条（年金の一時支払）

- 1 年金受取人は保証期間中の年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも保証期間後の終身年金はそのまま存続します。この場合、年金受取人に通知します。

第9条（死亡一時金の支払にかえての年金の支払）

- 1 第6条（年金の種類）の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由発生前は年金受取人の申し出により、死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金受取人の申し出により、死亡一時金の支払にかえて、保証期間中、死亡一時金受取人は年金を受け取ることができます。
- 2 前項の場合、年金額は、第6条第3項に定めるところにより計算された年金額と同額とします。ただし、年金受取人が年金基金設定日以後年金開始日前に死亡した場合には、年金の種類を確定年金とみなして、第6条第3項の規定を準用して年金額を再計算します。この場合、年金支払期間は、当初の保証期間付終身年金の保証期間と同じとします。
- 3 第1項の場合、この特約は、保証期間が満了した時に消滅します。
- 4 第1項の場合、死亡一時金受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、年金の分割支払の取扱をしません。
- 5 前項の場合、死亡一時金受取人が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の年金に未支払分があるときは、これを一括してその死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
- 6 前項の場合、死亡一時金受取人の死亡時の法定相続人については、第6条第10項から第12項までの死亡一時金に関する規定を準用します。
- 7 死亡一時金受取人は、第1項に定める年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 8 前項の規定により会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。

第10条（年金および死亡一時金の請求、支払の手続）

年金および死亡一時金の請求、支払時期および支払場所については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第 11 条（法定相続人または死亡一時金受取人の代表者）

- 1 法定相続人または死亡一時金受取人が2人以上あるときは、代表者を1人定めてください。この場合、その代表者は他の法定相続人または死亡一時金受取人を代理するものとします。
- 2 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が法定相続人または死亡一時金受取人の1人に対してした行為は、他の法定相続人または死亡一時金受取人に対しても効力を生じます。

第 12 条（成年後見等の開始）

- 1 年金受取人または死亡一時金受取人の受取人（以下、本項においてこれらを総称して「年金受取人等」といいます。）について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、年金受取人等または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第 13 条（特約の内容変更）

この特約の内容変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、会社の定める取扱範囲内で、保証期間その他年金支払の内容を変更することができます。
- (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、会社の定める取扱範囲内で、保証期間その他年金支払の内容を変更することができます。

第 14 条（特約の解約）

- 1 この特約の解約については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者は、保険金等の支払事由発生前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
 - (2) 年金受取人は、年金基金設定日以後年金開始日前であれば、将来に向かってこの特約を解約することができます。
- 2 年金受取人が年金開始日前にこの特約を解約したときは、会社は解約時における年金基金の価額を年金受取人に支払います。

第 15 条（特約の消滅）

- 1 主契約が保険金等の支払以外の事由によって消滅したときは、この特約は消滅します。
- 2 第6条（年金の種類）の規定により死亡一時金が支払われたときは、この特約は消滅します。
- 3 年金基金設定日前に保険金等の受取人が第1条（特約の締結）第1項第2号に定める状態に該当しなくなったときは、この特約は消滅します。
- 4 年金基金設定日前に保険金等の受取人が死亡したときは、この特約は消滅します。
- 5 保険金等の支払事由発生前に保険金等の受取人が変更されたときは、この特約は消滅します。

第 16 条（年金受取人に対する貸付）

年金受取人に対する貸付は取り扱いません。

第 17 条（年齢の計算）

年金受取人の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第 18 条（年齢および性別の誤りの処理）

年金受取人の年齢および性別に誤りがあった場合には、主約款の契約年齢の誤りの処理の規定を準用します。

第 19 条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第 20 条（管轄裁判所）

この特約における年金または死亡一時金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第 21 条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第 22 条 (変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加された場合の特則)

この特約が変額保険 (終身型) または変額保険 (有期型) に付加された場合には、年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、特別勘定による運用はしません。

第 23 条 (積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則)

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合には、年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 24 条 (傷害保険に付加された場合の特則)

この特約が傷害保険に付加された場合には、第 2 条 (年金基金の設定) 第 2 項第 1 号を「主契約の災害死亡保険金または主約款に定める附則 1 の第 1 級の身体障害の状態に該当したことによる障害給付金もしくは災害高度障害保険金 (ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約の締結によって据え置かれた保険金または給付金を含まないものとします。)」と読み替えて適用します。

第 25 条 (変額年金保険 (最低年金原資保証型) に付加された場合の特則)

1 この特約が変額年金保険 (最低年金原資保証型) に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。

2 第 2 条 (年金基金の設定) 第 2 項第 1 号をつぎのとおり読み替えます。

「(1) 主契約の保険金 (ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約の締結によって据え置かれた保険金を含まないものとし、かつ、変額年金保険 (最低年金原資保証型) 普通保険約款第 19 条 (年金原資の一時支払) の規定により支払われる年金原資を含むものとします。)」

3 年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 26 条 (家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険 (高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入保険 (高度障害療養加算型)、ユーロ建家族収入保険 (高度障害療養加算型) もしくは解約返戻金抑制型新家族収入保険 (高度障害療養加算型) または家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約 (高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約 (高度障害療養加算型) もしくはユーロ建家族収入特約 (高度障害療養加算型) を付加した主契約に付加された場合の特則)

この特約が家族収入保険、解約返戻金抑制型家族収入保険 (高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入保険 (高度障害療養加算型)、ユーロ建家族収入保険 (高度障害療養加算型) もしくは解約返戻金抑制型新家族収入保険 (高度障害療養加算型) または家族収入特約、解約返戻金抑制型家族収入特約 (高度障害療養加算型)、米国ドル建家族収入特約 (高度障害療養加算型) もしくはユーロ建家族収入特約 (高度障害療養加算型) を付加した主契約に付加された場合には、第 2 条 (年金基金の設定) 第 2 項第 1 号を「主契約および主契約に付加された特約の保険金ならびに家族年金、特約家族年金、高度障害年金および特約高度障害年金の年金現価 (ただし、リビング・ニーズ特約の保険金を含みません。)」と読み替えて適用します。

第 27 条 (積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型)、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型) またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型) に付加された場合の特則)

この特約が積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型)、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型) またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険 (無告知型) に付加された場合には、年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第 28 条 (変額保険 (年金型) に付加された場合の特則)

1 この特約が変額保険 (年金型) に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。

2 第 2 条 (年金基金の設定) 第 2 項第 1 号をつぎのとおり読み替えます。

「(1) 主契約の保険金 (ただし、保険金等の支払方法の選択に関する特約の締結によって据え置かれた保険金を含まないものとし、かつ、一時支払される年金開始日の前日末の積立金を含むものとします。)」

3 年金基金に充当された保険金等については、年金基金設定日以後、特別勘定による運用はしません。

介護割増年金移行特約条項

目次

この特約の趣旨

- | | | | |
|------|------------------------|------|--|
| 第1条 | 特約の締結 | 第19条 | 主契約に付加されている他の特約の取扱 |
| 第2条 | 介護年金支払への移行 | 第20条 | 主約款の規定の準用 |
| 第3条 | 年金の種類 | 第21条 | 主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則 |
| 第4条 | 介護年金額 | 第22条 | 主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則 |
| 第5条 | 介護年金および死亡一時金の支払 | 第23条 | 主契約に質権が設定される場合の特則 |
| 第6条 | 介護年金の分割支払 | 第24条 | 変額保険（終身型）に付加された場合の特則 |
| 第7条 | 介護年金の一時支払 | 第25条 | 連生終身保険に付加された場合の特則 |
| 第8条 | 死亡一時金の支払にかえての介護年金の支払 | 第26条 | 積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則 |
| 第9条 | 介護年金または死亡一時金の請求、支払の手続 | 第27条 | 積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合の特則 |
| 第10条 | 特約の内容変更 | 第28条 | 主契約に入院総合保障特約等が付加されている場合の特則 |
| 第11条 | 特約の解約 | 第29条 | 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加されている場合の特則 |
| 第12条 | 解約返戻金 | | |
| 第13条 | 重大事由による解除 | | |
| 第14条 | 介護年金の受取人の住所変更、成年後見等の開始 | | |
| 第15条 | 年齢の計算 | | |
| 第16条 | 契約者配当 | | |
| 第17条 | 法令等の改正に伴う支払事由の変更 | | |
| 第18条 | 管轄裁判所 | | |

介護割増年金移行特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の全部または一部について将来の保険金の支払等にかえて、通常の年金よりも割増された介護年金支払に移行することを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- この特約は、主契約の締結の際、保険契約者の申し出により、被保険者の同意を得たうえで、主契約に付加して締結します。
- 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て保険契約者から申し出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- この特約の締結日は、主契約の契約日とします。ただし、前項の規定によりこの特約を付加した場合は、会社が必要書類を受け付けた日とします。
- 第1項および第2項の規定により、この特約が付加された場合には、保険証券に表示します。

第2条（介護年金支払への移行）

- 第5条（介護年金および死亡一時金の支払）第1項に定める第1回介護年金の請求があった場合、第1回介護年金の支払日（第1回介護年金が支払われる場合における第1回介護年金の請求に必要な書類（別表4）が会社に到着した日をいいます。以下、同じとします。）以後、主契約のうち、この特約により介護年金支払に移行する部分については、この特約条項の規定を適用するものとし、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）に定めるつぎの取扱を行いません。
 - 保険金（給付の名称の如何を問いません。）の支払

- (2) 保険金額の減額
 - (3) 解約
 - (4) 契約者貸付
- 2 主契約が延長定期保険に変更されていた場合は、前項の介護年金支払への移行を請求することができません。
 - 3 払済保険に変更後の主契約の一部を介護年金支払に移行した場合、介護年金支払に移行しない部分については、主約款の規定にかかわらず、原保険契約への復旧の取扱を行いません。
 - 4 会社は、第1回介護年金を支払う際に、年金証書を第5条（介護年金および死亡一時金の支払）に定める介護年金の受取人に発行します。

第3条（年金の種類）

この特約の年金の種類は、つぎに定める年金の種類（選択する年金の種類が保証期間付介護終身年金の場合は保証期間を含みます。以下、同じとします。）とし、この特約の締結の際、会社の定める保証期間および被保険者年齢の範囲内で、保険契約者が指定するものとします。

- (1) 保証金額付介護終身年金
- (2) 保証期間付介護終身年金

第4条（介護年金額）

- 1 介護年金の受取人は、保険契約者の同意を得たうえで、介護年金支払に移行する解約返戻金等の全部または一部の金額（以下、「年金原資額」といいます。）を指定することができます。
- 2 介護年金額は、第1回介護年金の支払日における年金原資額を基準として、第1回介護年金の支払日における会社所定の率および計算方法により計算した金額とします。ただし、保険料の自動振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引き、また、未払込保険料があるときは、その金額を差し引きます。
- 3 介護年金支払への移行に際して、解約返戻金と同時に支払われる前納保険料の清算金およびその他会社が支払う金額があるときは、別段の申し出のない限り、この金額を介護年金額の計算基礎となる金額に充当します。
- 4 第2項の規定により計算された介護年金額が会社の定める最低年金額に満たないときは、介護年金支払に移行しません。
- 5 第2項の規定により計算された介護年金額が会社の定める最高年金額をこえるときは、会社の定める最高年金額を介護年金額とし、この会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額をこえる解約返戻金等の金額は、第1回介護年金の支払日に介護年金の受取人に一時に支払います。

第5条（介護年金および死亡一時金の支払）

- 1 この特約において介護年金を支払う場合または死亡一時金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）、支払額および受取人はつぎのとおりです。
 - (1) 年金の種類が保証金額付介護終身年金の場合

名称		支払事由	支払額	受取人
介護年金	第1回介護年金	<p>つぎのいずれにも該当したとき</p> <p>① 介護年金の請求に必要な書類が会社に到着していること</p> <p>② 第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後とする。また、保険料一時払の契約については、会社の定める期間の経過後とする。）に到来する主契約の契約応当日以後であること</p> <p>③ 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上会社所定の年齢以下であること</p> <p>④ 第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること</p> <p>ア.被保険者が、公的介護保険制度(附則1)による要介護認定(附則2)または要介護更新認定(附則3)を受け、要介護2以上(附則4)に該当していると認定されていること</p> <p>イ.満65歳未満の被保険者が、会社所定の要介護状態(附則5)に該当し、その要介護状態(附則5)がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あると、医師の資格を持つ者（以下、「医師」といいます。）によって診断確定されていること</p>	介護年金額	被保険者（被保険者以外の変更することはできません。）
	第2回以後介護年金	被保険者が第1回介護年金の支払日の年単位の応当日（以下、「第2回以後介護年金の支払日」といいます。）に生存しているとき		
死亡一時金		被保険者が死亡一時金保証期間（死亡一時金が支払われる期間をいい、第1回介護年金の支払日から支払うべき介護年金の合計額がはじめて年金原資額をこえることとなる第2回以後介護年金の支払日の前日までの期間をいいます。以下、同じとします。）中に死亡したとき	年金原資額からすでに支払った介護年金およびすでに支払うことの確定した介護年金の合計額を差し引いた金額（ただし、その残額がないときは支払はありません。）	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の変更することはできません。）

(2) 年金の種類が保証期間付介護終身年金の場合

名称		支払事由	支払額	受取人
介護年金	第1回介護年金	つぎのいずれにも該当したとき ① 介護年金の請求に必要な書類が会社に到着していること ② 第1回介護年金の支払日が主契約の契約日からその日を含めて5年経過後（主契約の契約日からその日を含めて5年よりも保険料払込期間が短い場合には、保険料払込期間経過後とする。また、保険料一時払の契約については、会社の定める期間の経過後とする。）に到来する主契約の契約応当日以後であること ③ 第1回介護年金の支払日における被保険者の年齢が満40歳以上会社所定の年齢以下であること ④ 第1回介護年金の支払日において、被保険者がつぎのいずれかに該当していること ア.被保険者が、公的介護保険制度(附則1)による要介護認定(附則2)または要介護更新認定(附則3)を受け、要介護2以上(附則4)に該当していると認定されていること イ.満65歳未満の被保険者が、会社所定の要介護状態(附則5)に該当し、その要介護状態(附則5)がその該当した日からその日を含めて継続して180日以上あると、医師によって診断確定されていること	介護年金額	被保険者（被保険者以外の者に変更することはできません。）
	第2回以後介護年金	被保険者が第2回以後介護年金の支払日に生存しているとき		
死亡一時金		被保険者が第1回介護年金の支払日以後保証期間中の最後の年金支払日の前日までに死亡したとき	保証期間の残存期間に対する未払の介護年金の現価に相当する金額	主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者に変更することはできません。）

2 この特約において、支払事由に該当しても介護年金または死亡一時金を支払わない場合（以下、「免責事由」といいます。）は、つぎのとおりです。

名称	免責事由
介護年金	つぎのいずれかにより、支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存（附則6に定める薬物依存をいいます。）
死亡一時金	つぎのいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 主契約の責任開始期からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 保険契約者または主契約の死亡保険金受取人の故意による致死

3 本条の規定により、会社が死亡一時金の全部を支払った場合には、この特約は消滅します。

4 第1項に定める死亡一時金については、第1回介護年金の支払日以後、被保険者の生死が不明の場合でも、会社は、被保険者が死亡したものと認めるときは、死亡したものとして取り扱います。

5 死亡一時金の受取人が故意に被保険者を死亡させた場合に、その受取人が、死亡一時金の一部の受取人であるときは、死亡一時金のうち、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額を他の死亡一時金の受取人に支払います。

6 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡一時金を支払わないときは、会社は、責任準備金（前項に該当する場合には、支払われない死亡一時金部分の責任準備金。また、死亡一時金を支払わない場合で、責任準備金の額が死亡一時金の額を上回るときは死亡一時金の額を限度とします。）を、保険契約者に支払います。ただし、保険

契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡一時金を支払わない場合には、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第6条（介護年金の分割支払）

- 1 第1回介護年金の支払日以後、介護年金の受取人から請求があったときは、会社の定める取扱範囲内で1年分の介護年金額を等分して支払います。この場合、会社所定の利率および計算方法で計算した利息を付加して支払います。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、介護年金の分割支払の取扱をしません。
- 2 前項の場合、被保険者が死亡した場合で、その死亡日の属する年度の介護年金に未支払分があるときは、これを一括して介護年金の受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

第7条（介護年金の一時支払）

- 1 介護年金の受取人は、死亡一時金保証期間中または保証期間中の介護年金の支払にかえて、つぎの金額を一時金として支払を請求することができます。ただし、年金の種類が、保証金額付介護終身年金の場合は死亡一時金保証期間中、かつ、第1号に定める金額があるときに限り、保証期間付介護終身年金の場合は保証期間中の最後の年金支払日前に限ります。
 - (1) 保証金額付介護終身年金の場合
第1回介護年金の支払日から本条の取扱の請求に必要な書類が会社に到着した日までの経過年月日数により定まる責任準備金額を基準として、会社の定める方法により計算した金額
 - (2) 保証期間付介護終身年金の場合
保証期間の残存期間に対する介護年金の現価に相当する金額
- 2 前項の規定により会社が一時金を支払った場合でも死亡一時金保証期間後または保証期間後の介護年金は、被保険者が生存する限りそのまま存続します。この場合、介護年金の受取人に通知します。
- 3 介護年金の一時支払を行った場合、第5条（介護年金および死亡一時金の支払）第1項にかかわらず、以後の死亡一時金の支払はありません。

第8条（死亡一時金の支払にかえての介護年金の支払）

- 1 年金の種類が保証期間付介護終身年金の場合、第5条（介護年金および死亡一時金の支払）の規定にかかわらず、死亡一時金の支払事由発生前は介護年金の受取人の申し出により、死亡一時金の支払事由発生後は死亡一時金の受取人の申し出により、死亡一時金の支払にかえて、保証期間中、死亡一時金の受取人は介護年金を受け取ることができます。
- 2 前項の場合、介護年金額は、第4条（介護年金額）に定めるところにより計算された介護年金額と同額とします。
- 3 第1項の場合、この特約は保証期間が満了した時に消滅します。
- 4 第1項の場合、死亡一時金の受取人から請求があったときは、会社の定める回数および方法により、介護年金の分割支払をすることができます。ただし、1回の支払金額が会社所定の金額に達しないときは、介護年金の分割支払の取扱をしません。
- 5 死亡一時金の受取人は、第1項に定める介護年金の支払開始後、介護年金の支払にかえて、保証期間の残存期間に対する未払の介護年金額の現価を一時金として支払を請求することができます。
- 6 前項の規定により会社が一時金を支払った場合には、この特約は消滅します。

第9条（介護年金または死亡一時金の請求、支払の手続）

介護年金または死亡一時金の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金の請求、支払の手続に関する規定を準用します。

第10条（特約の内容変更）

- 1 保険契約者は、第1回介護年金の支払日前であれば、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。
- 2 介護年金の受取人は、第1回介護年金の請求の際、会社所定の取扱範囲内で、年金の種類その他年金支払の内容を変更することができます。

第11条（特約の解約）

- 1 保険契約者は、第1回介護年金の支払日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2 前項の規定によってこの特約が解約されたときは、保険契約者に通知します。

第12条（解約返戻金）

この特約には解約返戻金はありません。

第13条（重大事由による解除）

- 1 この特約の重大事由による解除については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。
- 2 前項の場合、第1回介護年金の支払日以後に本条の規定によってこの特約を解除したときは、会社は、介護年金の一時支払の請求を受けたものとして計算した金額を介護年金の受取人に支払います。

第14条（介護年金の受取人の住所変更、成年後見等の開始）

- 1 介護年金の受取人が、住所（通信先を含みます。）を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 介護年金の受取人が、前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所あてに発した通知は、通常到達に要する期間を経過した時に、介護年金の受取人に到達したものとみなします。
- 3 介護年金の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、介護年金の受取人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 4 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第15条（年齢の計算）

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第16条（契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第17条（法令等の改正に伴う支払事由の変更）

- 1 会社は、公的介護保険制度の改正が行われ、その改正内容がこの特約の支払事由に影響を及ぼすと認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の支払事由を公的介護保険制度の改正内容に応じて変更することがあります。
- 2 会社は、本条の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、本条において「支払事由変更日」といいます。）から将来に向かってこの特約の支払事由を改めます。
- 3 本条の規定によりこの特約の支払事由を変更する場合には、会社はその旨を、支払事由変更日の2か月前までに保険契約者に通知します。
- 4 前項の通知を受けた保険契約者は、支払事由変更日の前日までに、つぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 第2項の特約の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に解約する方法
- 5 前項の指定がなされないまま支払事由変更日が到来したときは、前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第18条（管轄裁判所）

この特約における介護年金等の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条（主契約に付加されている他の特約の取扱）

主契約を介護年金支払に移行した場合、主契約に付加されている他の特約（以下、本条において「特約等」といいます。）の特約条項の規定の適用にあたっては、主契約のうち移行した部分が減額（主契約の全部を移行した場合は解約）されたものとして取り扱い、支払われるべき特約等の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、特約等の解約返戻金を主契約の解約返戻金とともに年金原資額に含めます。ただし、特約等の特約条項の規定により、保険料を払い込むことで特約等を継続する場合を除きます。

第20条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第21条（主契約にリビング・ニーズ特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約をリビング・ニーズ特約とあわせて主契約に付加する場合で、リビング・ニーズ特約の特約保険金の請求とこの特約の第1回介護年金の請求を重ねて受けたときは、この特約の第1回介護年金の請求はなかったものとして

取り扱い、この特約の第1回介護年金は支払いません。

第22条（主契約に介護前払特約とあわせて付加する場合の特則）

この特約を介護前払特約とあわせて主契約に付加する場合で、介護前払特約の介護年金の請求とこの特約の第1回介護年金の請求を重ねて受けたときは、この特約の第1回介護年金の請求はなかったものとして取り扱い、この特約の第1回介護年金は支払いません。

第23条（主契約に質権が設定される場合の特則）

- 1 主契約に質権が設定される場合には、この特約は締結できないものとします。
- 2 この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。ただし、介護年金支払に移行した部分を除きます。

第24条（変額保険（終身型）に付加された場合の特則）

- 1 この特約が変額保険（終身型）に付加され、主契約の一部を介護年金支払に移行した場合には、介護年金支払に移行された解約返戻金等については、第1回介護年金の支払日以後、特別勘定による運用はしません。
- 2 この特約が変額保険（終身型）に付加されている場合には、この特約条項中、「延長定期保険」は「定額延長定期保険または自動延長定期保険」と読み替えます。

第25条（連生終身保険に付加された場合の特則）

この特約が連生終身保険に付加された場合には、この特約条項中、「被保険者」とあるのは、「第1被保険者」と読み替えます。

第26条（積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加された場合の特則）

この特約が積立利率変動型終身保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険または積立利率変動型修正払込方式終身保険に付加され、主契約の一部を介護年金支払に移行した場合には、介護年金支払に移行された解約返戻金等については、第1回介護年金の支払日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第27条（積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合の特則）

この特約が積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）、米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加され、主契約の一部を介護年金支払に移行した場合には、介護年金支払に移行された解約返戻金等については、第1回介護年金の支払日以後、主約款の積立金に関する規定は適用しません。

第28条（主契約に入院総合保障特約等が付加されている場合の特則）

- 1 主契約につきの各号の特約（以下、本条において「入院総合保障特約等」といいます。）が付加され、主契約の全部を介護年金支払に移行した場合、入院総合保障特約等の特約条項の規定にかかわらず、第3項の定めにより入院総合保障特約等は継続されるものとします。
 - (1) 入院総合保障特約
 - (2) 家族入院総合保障特約
 - (3) がん入院特約
 - (4) 配偶者がん入院特約
 - (5) 配偶者入院総合保障特約
 - (6) 子供入院総合保障特約
 - (7) 成人病特約
 - (8) 女性疾病特約
 - (9) 無解約返戻金型入院総合保障特約
 - (10) 無解約返戻金型配偶者入院総合保障特約
 - (11) 無解約返戻金型子供入院総合保障特約
 - (12) 無解約返戻金型がん入院特約
 - (13) 無解約返戻金型配偶者がん入院特約
 - (14) 無解約返戻金型成人病特約

- (15) 無解約返戻金型女性疾病特約
- (16) 無解約返戻金型入院初期給付特約
- (17) 無解約返戻金型入院長期給付特約
- (18) 無解約返戻金型先進医療特約
- (19) 無解約返戻金型新入院総合保障特約
- (20) 無解約返戻金型短期入院特約
- (21) 無解約返戻金型入院初期プラス特約
- (22) 無解約返戻金型入院療養特約
- (23) 無解約返戻金型入院特約（一時金給付型）
- (24) 無解約返戻金型手術給付特約
- (25) 無解約返戻金型三大疾病入院特約
- (26) 無解約返戻金型新手術給付特約

2 前項にかかわらず、つぎの各号のいずれかの場合、入院総合保障特約等は消滅するものとし、入院総合保障特約等の解約返戻金があるときは、別段の申し出のない限り、本特約条項に定める年金原資額に含めるものとします。

- (1) 保険契約者より入院総合保障特約等を継続しない旨の申し出があったとき
- (2) つぎの特約が主契約に付加されている場合で、同一の主契約に付加されていた入院総合保障特約、無解約返戻金型入院総合保障特約または無解約返戻金型新入院総合保障特約が継続されないとき
 - ① 無解約返戻金型入院初期給付特約
 - ② 無解約返戻金型入院長期給付特約
 - ③ 無解約返戻金型先進医療特約
 - ④ 無解約返戻金型短期入院特約
 - ⑤ 無解約返戻金型入院初期プラス特約
 - ⑥ 無解約返戻金型入院療養特約
 - ⑦ 無解約返戻金型手術給付特約
 - ⑧ 無解約返戻金型新手術給付特約

3 第1項によって、入院総合保障特約等が継続される場合は、つぎの各号のとおりとします。

- (1) 入院総合保障特約等の保険料（第2号の規定による入院総合保障特約等の保険期間の短縮にともない入院総合保障特約等の保険料が更正される場合には、その更正後の保険料。以下、同じとします。）を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。本号の保険料については、入院総合保障特約等の特約条項の保険料の払込に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割り引きます。
 - ② 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、入院総合保障特約等の特約条項における保険料の自動振替貸付の規定は適用しません。
- (2) 入院総合保障特約等の保険期間満了日は、会社の定める取扱範囲内で新たに定めるものとします。
- (3) 前号の規定によって、本項の規定によらない入院総合保障特約等の特約保険期間が短縮された場合において、払い込まれるべき責任準備金差額があるときはその金額の払込を求めるものとし、支払うべき解約返戻金差額があるときは、別段の申し出のない限り、本特約条項に定める年金原資額に含めるものとします。ただし、主契約に付加されている入院総合保障特約等が無解約返戻金である場合で、支払うべき責任準備金差額があるときはその金額を本特約条項に定める年金原資額に含めず、かつ保険契約者に支払わないものとします。
- (4) つぎのいずれかの場合、入院総合保障特約等は消滅するものとします。
 - ① 介護年金の受取人が死亡したとき
 - ② 介護年金の一時支払が行われたとき
 - ③ つぎの特約が主契約に付加されている場合で、同一の主契約に付加されていた入院総合保障特約、無解約返戻金型入院総合保障特約または無解約返戻金型新入院総合保障特約が消滅したとき
 - ア. 無解約返戻金型入院初期給付特約
 - イ. 無解約返戻金型入院長期給付特約
 - ウ. 無解約返戻金型先進医療特約
 - エ. 無解約返戻金型短期入院特約
 - オ. 無解約返戻金型入院初期プラス特約
 - カ. 無解約返戻金型入院療養特約
 - キ. 無解約返戻金型手術給付特約
 - ク. 無解約返戻金型新手術給付特約

4 主契約に入院総合保障特約等が付加されている主契約の一部を介護年金支払に移行した場合には、入院総合保障特

約等は消滅または減額されることなく継続するものとします。

第 29 条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加されている場合の特則）

- 1 疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約（以下、本条において「保険料払込免除特約等」といいます。）が付加されている主契約にこの特約が付加され、主契約の全部を介護年金支払に移行した場合において、保険料払込免除特約等と同一の主契約に付加されており、かつ保険料払込期間満了前の特約（買増権保証特約、新買増権保証特約および認知症保険料払込免除特約を除きます。）を継続するときには、保険料払込免除特約等の特約条項の規定にかかわらず、保険料払込免除特約等は継続されるものとします。ただし、保険契約者より保険料払込免除特約等を継続しない旨の申し出があったときは、保険料払込免除特約等は消滅するものとします。
- 2 前項によって、保険料払込免除特約等が継続される場合は、つぎ各号のとおりとします。
 - (1) 保険料払込免除特約等の保険料を主契約の保険料払込方法にかかわらず年払保険料として、つぎのいずれかの方法により払い込んでください。本号の保険料については、保険料払込免除特約等の特約条項の保険料の払込に関する規定を準用します。
 - ① 一括して前納する方法。この場合、会社所定の利率で割引きます。
 - ② 年払で払い込む方法。ただし、このときの特約保険料の払込については、保険料払込免除特約等の特約条項における保険料の自動振替貸付の規定は適用しません。
 - (2) つぎのいずれかの場合は、保険料払込免除特約等は消滅するものとします。
 - ① 介護年金の受取人が死亡したとき
 - ② 介護年金の一時支払が行われたとき

附則 1 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)に基づく介護保険制度をいいます。

附則 2 要介護認定

「要介護認定」とは、介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)第 19 条に定義される要介護者に該当することおよびその該当する要介護状態区分についての市町村の認定をいいます。

附則 3 要介護更新認定

「要介護更新認定」とは、介護保険法(平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号)第 28 条第 2 項に定義される要介護認定の更新をいいます。

附則 4 要介護 2 以上

「要介護 2 以上」とは、「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成 11 年 4 月 30 日 厚生省令第 58 号)」第 1 条第 1 項に規定する要介護 2 から要介護 5 までのいずれかの状態をいいます。

附則 5 要介護状態

「要介護状態」とは、つぎのいずれかに該当した状態をいいます。

(1) 機能障害による要介護状態

下表の①または②のいずれかが〔全部介助または一部介助の状態〕に該当し、かつ、下表の③～⑥のうち、〔2 項目に該当する場合、1 項目が全部介助、かつ、他の 1 項目が全部介助または一部介助の状態〕または〔3 項目以上に該当する場合、全部介助または一部介助の状態〕に該当して他人の介護を要する状態

(2) 認知症による要介護状態

器質性認知症と診断確定され、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、下表の①～⑥のうち、いずれかが〔全部介助または一部介助の状態〕に該当して他人の介護を要する状態

	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
①歩行	立った状態から、5 m 以上歩行できるかどうか。	<ul style="list-style-type: none"> ・何かにつかまっても誰かに支えられても歩行できない。 ・必ず車椅子を使用している。 ・寝たきり状態。 	<ul style="list-style-type: none"> ・杖や歩行器を使用しなければ歩行できない。 ・誰かに支えられなければ歩行できない。

	定義	全部介助の状態	一部介助の状態
②寝返り	身体の上に布団等をかけない状態で横たわり、左右のどちらかに向きを変えることができるかどうか。	・何かにつかまっても1人で寝返りができない。	・ベッド柵等の何かにつかまらなければ1人で寝返りができない。
③入浴	浴槽の出入りと洗身ができるかどうか。	・浴槽の出入りのとき、誰かに抱えられたり、リフト等の機器を使用する。 ・洗身をすべて介助者が行っている。	・浴槽の出入りのとき、介助者が支えたりしなければならない。 ・体の一部の洗身を介助者が行っている。
④排せつ	排せつと排せつ後の後始末ができるかどうか。	・常時オムツに依存している。 ・排せつにかかわるすべてを介助者が行っている。	・排せつ後のふき取りが1人でできなかつたり、できても不十分なため、介助者が援助している。
⑤食事の摂取	眼前に用意された食べ物を食べることができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・食器や食物等を工夫しても、介助がなければ困難(小さく切る、ほぐす等の介助を含む)。
⑥衣服の着脱	眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。	・介助がなければ1人ではまったくできない。	・一部は1人でできるが、介助がなければすべてを行うことは困難。

(備考)

1. 器質性認知症

(1) 「器質性認知症と診断確定されている」とは、つぎの①②のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

(2) 前(1)の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、つぎのとおりとします。

① 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に記載された分類項目中、つぎの基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類コード
アルツハイマー病の認知症	F 00
血管性認知症	F 01
ピック病の認知症	F 02.0
クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症	F 02.1
ハンチントン病の認知症	F 02.2
パーキンソン病の認知症	F 02.3
ヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病の認知症	F 02.4
他に分類されるその他の明示された疾患の認知症	F 02.8
詳細不明の認知症	F 03
せん妄、認知症に重なったもの	F 05.1

2003年版以後の厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合には、その疾病も含むものとします。

② 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」

「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

2. 意識障害

「意識障害」とは、つぎのようなものをいいます。

通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確に受け取って反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。

意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とに分けられます。

意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠(うとうとしているが、刺激により覚醒する状態)、中度の場合、昏眠(覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態)、高度の場合、昏睡(精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態)に分けられます。

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア(意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態)、せん妄(比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚をともない不安、不穏、興奮などを示す状態)およびもうろう状態(意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態)などがあります。

3. 見当識障害

「見当識障害」とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- | |
|--|
| (1) 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜のいずれかの認識ができない。 |
| (2) 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。 |
| (3) 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。 |

附則6 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

指定代理請求特約条項

目次

この特約の趣旨

第1条	特約の締結	第10条	主契約が更新される場合等の特則
第2条	特約の対象となる保険金等	第11条	ファミリー保険に付加されている場合の特則
第3条	指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回	第12条	連生終身保険に付加されている場合の特則
第4条	指定代理請求人等による保険金等の請求	第13条	保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
第5条	告知義務違反による解除および重大事由による解除	第14条	割増年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則
第6条	特約の解約	第15条	配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合の特則
第7条	主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱	第16条	三大疾病保障保険に付加されている場合の特則
第8条	保険金等の受取人の成年後見等の開始		
第9条	主約款および各特約の特約条項の規定の準用		

指定代理請求特約条項

この特約の趣旨

この特約は、保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わって指定代理請求人が請求を行うこと等を可能とするための特約です。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の被保険者（以下、「主契約の被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申し出により、主契約締結の際または主契約締結の後、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定によってこの特約を付加したときは、保険契約者に通知します。
- 3 この特約の締結日は、主契約の責任開始期とします。ただし、主契約締結の後に付加した場合は、会社が承諾した日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、給付金または年金等（保険料の払込免除を含み、給付の名称の如何を問いません。以下、「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の保険金等のうち、下記の各号に定めるとおりとします。

- (1) 主契約の被保険者と受取人が同一人である保険金等
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）

- 1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得てあらかじめ下記の各号の範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。ただし、保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合は保険契約者。以下、同じとします。）が法人である保険金等については、指定代理請求人の指定がなされなかったものとみなします。
 - (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (4) 主契約の被保険者と同居し、または、主契約の被保険者と生計を一にしている主契約の死亡保険金等（名称の如何を問わず、主契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
 - (5) 前4号のほか、主契約の被保険者のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めたる者
- 2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、主契約の被保険者の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求

人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約者が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
- (2) 本項の変更および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。

第4条（指定代理請求人等による保険金等の請求）

- 1 保険金等の受取人が保険金等を請求できないつぎの各号に定める事情（以下、「特別な事情」といいます。）があるときは、前条の規定により指定または変更指定した指定代理請求人が、会社所定の書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等の請求をすることができます。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難である場合
 - (2) 会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他、前2号に準じる状態である場合
- 2 前項の規定にかかわらず、指定代理請求人が前項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合には、指定代理請求人は前項の請求をすることができません。
- 3 保険金等の受取人が第1項各号に定める保険金等を請求できない事情があり、かつ、つぎの各号のいずれかに該当するときは、保険金等の受取人の戸籍上の配偶者（戸籍上の配偶者がいない場合にはその受取人と生計を一にする者）が、会社所定の書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出し、会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前条第1項各号に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
- 4 第1項および第3項の規定により、会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- 5 本条の規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（保険料の払込の免除事由を含みます。）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、指定代理請求人として指定されていなかったものとし、かつ、第3項に定める保険金等の受取人の代理人としての取扱を受けることができません。なお、本項の規定により指定代理請求人として指定されていなかったものとするときは、第3項第3号に該当するものとして取り扱います。
- 6 前5項のほか、保険金等の請求、支払時期および支払場所については、主約款の保険金等の請求、支払の手續に関する規定を準用します。

第5条（告知義務違反による解除および重大事由による解除）

この特約を付加している場合には、主契約またはこれに付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）またはこれに付加されている特約の特約条項における告知義務違反による解除および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって保険契約者、主契約の被保険者または保険金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人または前条第3項に定める保険金等の受取人の代理人に通知します。

第6条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第7条（主契約またはこれに付加されている特約に代理請求を認める規定がある場合の取扱）

この特約を付加している場合、主契約またはこれに付加されている特約については、その主約款または特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の規定がある場合においても、これを適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第8条（保険金等の受取人の成年後見等の開始）

- 1 保険金等の受取人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始された場合または任意後見監督人が選任された場合には、保険契約者、保険金等の受取人もしくは指定代理請求人または成年後見人等もしくは任意後見人は、成年後見人等または任意後見人の氏名その他必要な事項を、すみやかに会社に通知してください。すでに補助、保佐もしくは後見が開始されている場合または任意後見監督人が選任されている場合も、同じとします。
- 2 前項の規定により通知されるべき事項に変更が生じた場合については、前項の規定を準用します。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（主契約が更新される場合等の特則）

- 1 この特約が付加されている主契約が更新する場合には、保険契約者が主契約の保険期間満了日の2週間前までにこの特約を継続しない旨を通知しない限り、この特約は、主約款に定める更新日（以下、「更新日」といいます。）に、主契約と同時に自動的に更新され継続するものとします。
- 2 この特約が付加されている保険契約の全部または一部が他の保険契約に変換される場合には、変換後の契約にもこの特約が自動的に付加され、そのまま継続するものとします。
- 3 前2項の規定にかかわらず、更新日または変換後の保険契約の締結日（以下、「変換日」といいます。）に会社がこの特約の締結を取り扱っていない場合には、この特約は、更新日または変換日に会社が締結を取り扱っている他の特約または保険契約（この特約と趣旨を同一とするものに限り、）に変更され継続するものとします。

第11条（ファミリー保険に付加されている場合の特則）

この特約がファミリー保険に付加されている場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。ただし、妻子型保障および妻型保障の場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の主たる被保険者の妻」と読み替えます。

第12条（連生終身保険に付加されている場合の特則）

この特約が連生終身保険に付加されている場合には、この特約条項中、「主契約の被保険者」とあるのは「主契約の第1被保険者または第2被保険者」と読み替えます。ただし、第1条（特約の締結）第1項および第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）中、「主契約の被保険者の同意を得て」については、「主契約の第1被保険者および第2被保険者の同意を得て」と読み替えます。

第13条（保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

- 1 保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。
 - (1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。
 - (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。
- 2 前項第1号の規定により保険金等の支払方法の選択に関する特約等による年金の年金基金に付加されたこの特約については、つぎの各号に定めるとおり取り扱います。
 - (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

「第2条（特約の対象となる保険金等）
この特約の対象となる保険金等は、保険金等の支払方法の選択に関する特約または年金支払特約（以下、「保険金等の支払方法の選択に関する特約等」といいます。）による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。」
 - (2) 第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

〔第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）

1 この特約を付加した場合、保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された保険金等の支払方法の選択に関する特約等の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。

(1) 年金受取人の戸籍上の配偶者

(2) 年金受取人の直系血族

(3) 年金受取人の3親等内の親族

(4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人

(5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めたる者

2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。

(2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。〕

第14条（割増年金支払特約による年金を特約の対象となる保険金等とする場合の特則）

1 割増年金支払特約による年金をこの特約の対象となる保険金等とするときは、つぎの各号に定めるところによります。

(1) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日前、主契約の被保険者および割増年金支払特約の年金受取人の同意を得て、保険契約者の申し出により、会社の承諾を得て、割増年金支払特約の将来の年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。

(2) 第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、その年金受取人の申し出により、会社の承諾を得て、割増年金支払特約による年金の年金基金ごとに、この特約を付加して締結します。この場合、会社の承諾の日をこの特約の締結日とします。

(3) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金にこの特約が付加されていないときは、その年金はこの特約の対象となる保険金等には該当しません。

2 前項第1号または第2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第2条（特約の対象となる保険金等）をつぎのとおり読み替えます。

〔第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金等は、割増年金支払特約による年金とします。ただし、この特約が年金基金に付加されている年金で、かつ、年金の被保険者と受取人が同一人である年金に限ります。〕

3 第1項第1号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）」

- 1 この特約を付加した場合、保険契約者は、主契約の被保険者および割増年金支払特約の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）の同意を得て、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された割増年金支払特約の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
 - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 年金受取人の直系血族
 - (3) 年金受取人の3親等内の親族
 - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
 - (5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日前、保険契約者は、主契約の被保険者および年金受取人の同意を得て、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、割増年金支払特約による年金の年金基金の設定日以後、年金受取人は、第1項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」
- 4 第1項第2号の規定により割増年金支払特約による年金の年金基金に付加されたこの特約については、第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）をつぎのとおり読み替えます。

「第3条（指定代理請求人の指定、変更指定および指定の撤回）」

- 1 この特約を付加した場合、割増年金支払特約の年金受取人（以下、「年金受取人」といいます。）は、あらかじめつぎの各号の範囲内で、この特約が付加された割増年金支払特約の年金基金1つにつき1人の者を指定してください（本項により指定された者を、以下、「指定代理請求人」といいます。）。
 - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 年金受取人の直系血族
 - (3) 年金受取人の3親等内の親族
 - (4) 年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている、年金基金を設定した元の保険契約における死亡保険金等（名称の如何を問わず、元の保険契約の被保険者の死亡により受ける給付のことをいいます。）の受取人
 - (5) 前4号のほか、年金受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、年金受取人は、前項に定める範囲内で、指定代理請求人を変更指定し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求または指定を撤回するときは、必要書類（別表4）を会社の本社または会社の指定した場所に提出してください。
 - (2) 本項の変更および指定の撤回は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することができません。」

第15条（配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合の特則）

この特約が配偶者特則を付加した保険契約に付加されている場合は、特約条項中「主契約の被保険者」とあるのを、「主契約の主たる被保険者」と読み替えます。

第16条（三大疾病保障保険に付加されている場合の特則）

この特約が三大疾病保障保険に付加されている場合、第1条（特約の締結）第3項の「主契約の責任開始期」とあるのを「主約款に定める保険期間の始期」と読み替えて適用します。

円換算払込特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 換算基準日
- 第3条 円換算レート
- 第4条 保険料に関する取扱
- 第5条 保険料の前納に関する取扱
- 第6条 保険契約の復活に関する取扱
- 第7条 原保険契約への復旧に関する取扱
- 第8条 特約の復活
- 第9条 特約の解約
- 第10条 特約の復旧
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 主契約の保険料一時払に関する特則

- 第13条 主契約に特別条件付保険特約が付加された場合の特則
- 第14条 主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加された場合の特則
- 第15条 年金開始日の繰下げに関する取扱
- 第16条 契約年齢および性別の誤りの処理の場合の特則
- 第17条 米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加された場合の特則
- 第18条 保険料払込期間の変更に関する取扱
- 第19条 保険期間の変更に関する取扱
- 第20条 保険契約の更新に関する取扱
- 第21条 主契約に保険契約の失効取消に関する特則が適用された場合の取扱

円換算払込特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）に付加することにより、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「保険契約」といいます。）における保険料等の払込に関して、外国通貨を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は主契約の締結の際、会社の定める取扱範囲内で、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申出により、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 前項の規定によりこの特約を付加したときは、保険契約者に通知します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日とします。

第3条（円換算レート）

- 1 主契約にこの特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および主契約に付加されている特約の特約条項（以下、「特約条項」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、外国通貨（主約款および特約条項に規定する取扱通貨とします。以下、同じとします。）で定められた金額を、換算基準日における会社所定の換算レートにより円に換算して、主約款および特約条項の取扱を行います。
- 2 前項に定める会社所定の換算レートは、換算基準日における会社が主として取引する銀行の外国通貨の対顧客電信売相場（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を上まわることはありません。

第4条（保険料に関する取扱）

- 1 主契約が保険料分割払のときは、保険契約者が会社に払い込む第1回保険料または第1回保険料相当額の換算基準日は、次の各号のとおりとします。
 - (1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む場合
保険契約を申し込む日の前日

(2) 前号以外の方法により払い込む場合

払い込む日の前日

2 主契約が保険料一時払のときは、保険契約者が会社に払い込む一時払保険料の換算基準日は、次の各号のとおりとします。この場合、第2条（換算基準日）の「その直前の東京外国為替市場の営業日」を「その直後の東京外国為替市場の営業日」と読み替えます。

(1) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む場合

保険契約を申し込む日

(2) 前号以外の方法により払い込む場合

払い込む日の当日

3 保険契約者が会社に払い込む第2回以後の保険料の換算基準日は、保険料を払い込む日の属する月の前月末日とします。

4 会社は、保険契約者から請求を受けた場合には、本条に定める方法で円に換算した第2回以後の保険料を、遅滞なく保険契約者に通知します。

第5条（保険料の前納に関する取扱）

1 保険契約者は、会社所定の範囲内で、将来の保険料の全部または一部を円に換算して前納することができます。この場合、保険契約者が会社に払い込む保険料前納金の換算基準日は、前納する日とします。

2 前項の場合、第2条（換算基準日）の「その直前の東京外国為替市場の営業日」を「その直後の東京外国為替市場の営業日」と読み替えます。

第6条（保険契約の復活に関する取扱）

主契約を復活する場合、保険契約者が会社に払い込む延滞保険料の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第7条（原保険契約への復旧に関する取扱）

主契約を復旧する場合、保険契約者が会社に払い込む会社所定の金額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第8条（特約の復活）

主契約の復活の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第9条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第10条（特約の復旧）

主契約の復旧の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。

第11条（特約の消滅）

つぎのいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 主約款の規定により、保険金、給付金または年金を支払ったとき

(2) 主契約が前号以外の事由により消滅したとき

第12条（主契約の保険料一時払に関する特則）

主契約が保険料一時払のときは、第4条（保険料に関する取扱）第3項および第4項ならびに第5条（保険料の前納に関する取扱）の規定は適用しません。

第13条（主契約に特別条件付保険特約が付加された場合の特則）

主契約において、特別条件付保険特約が付加された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。

(1) 特別保険料領収法により、保険契約者が会社に支払う特別保険料の換算基準日および円換算については、第4条（保険料に関する取扱）第1項から第3項までおよび第5条（保険料の前納に関する取扱）の規定を準用します。

(2) 復活の際に保険契約者が責任準備金の差額を会社に払い込む場合、その責任準備金の差額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第14条（主契約に疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加された場合の特則）

主契約において、疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約が付加された場合、保険契

約者が会社に支払う疾病障害による保険料払込免除特約または認知症保険料払込免除特約の保険料の換算基準日および円換算については、第4条（保険料に関する取扱）第1項から第3項までおよび第5条（保険料の前納に関する取扱）の規定を準用します。

第15条（年金開始日の繰下げに関する取扱）

主契約の年金開始日を繰下げの場合、保険契約者が会社に払い込む会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第16条（契約年齢および性別の誤りの処理の場合の特則）

契約年齢および性別の誤りの処理で保険契約者が会社に保険料等を払い込む場合、第4条（保険料に関する取扱）第1項から第3項の規定に関わらず、保険料等の換算基準日は、会社に保険料等を払い込む日の前日とします。

第17条（米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加された場合の特則）

この特約が米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合、第11条（特約の消滅）第1号の「主約款の規定により、保険金、給付金または年金を支払ったとき」を「主約款の規定により、死亡保険金を支払ったとき」と読み替えます。

第18条（保険料払込期間の変更に関する取扱）

主契約の保険料払込期間を変更する場合、保険契約者が会社に払い込む会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第19条（保険期間の変更に関する取扱）

主契約の保険期間を変更する場合、保険契約者が会社に払い込む会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、払い込む日の前日とします。

第20条（保険契約の更新に関する取扱）

主契約が更新される場合、保険契約者が会社に払い込む更新後の保険契約の第1回保険料の換算基準日は、保険料を払い込む日の属する月の前月末日とします。

第21条（主契約に保険契約の失効取消に関する特則が適用された場合の取扱）

主契約において、保険契約の失効取消に関する特則が適用された場合、この特則の規定により保険契約者が会社に払い込む延滞保険料の換算基準日は、払い込む日の属する月の前月末日とします。

円換算支払特約条項

目次

この特約の趣旨

- 第1条 特約の締結
- 第2条 換算基準日
- 第3条 円換算レート
- 第4条 保険契約の保険金等の支払に関する取扱
- 第5条 保険料の前納等に関する取扱
- 第6条 解約に関する取扱
- 第7条 保険金額、年金月額または介護年金額の減額に関する取扱
- 第8条 支払方法選択特約、割増年金支払特約または介護割増年金移行特約による年金支払を行う場合の特則
- 第9条 主契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約が付加されている場合の特則
- 第10条 年金開始日の繰下げに関する取扱
- 第11条 年金の一括支払または一時支払に関する取扱

- 第12条 年金の据置に関する取扱
- 第13条 年金開始日の前日における積立金の一時支払に関する取扱
- 第14条 特約の消滅
- 第15条 特別条件付保険特約の消滅に関する取扱
- 第16条 米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則
- 第17条 米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則
- 第18条 保険料払込期間の変更に関する取扱
- 第19条 保険期間の変更に関する取扱
- 第20条 他の個人保険への変換に関する取扱
- 第21条 米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則

円換算支払特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）、保険金等の支払方法の選択に関する特約（以下、「支払方法選択特約」といいます。）または割増年金支払特約に付加することにより、主契約および主契約に付加されている特約（以下、「保険契約」といいます。）における保険金、給付金、年金、積立金および解約返戻金等、支払方法選択特約における年金等および据置保険金等ならびに割増年金支払特約における年金等の支払に関して、外国通貨を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

この特約は保険契約の保険金、給付金、年金または死亡一時金（支払方法選択特約における年金、死亡一時金および据置保険金等ならびに割増年金支払特約における年金等を含みます。以下、「保険金等」といいます。）の支払事由が生じた場合、保険料前納金の残額が払い戻される場合、保険契約を解約する場合、保険契約の保険金額等を減額する場合、主契約の年金開始日を繰上げる場合、主契約の年金の一括支払等を行う場合、主契約の積立金の一時支払を行う場合、主契約の保険料払込期間もしくは保険期間を変更する場合または他の個人保険への変換を行う場合、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。保険金等の支払の場合は、その保険金等の受取人とします。）の申出により、会社の定める取扱範囲内で、主契約、支払方法選択特約または割増年金支払特約に付加して締結します。

第2条（換算基準日）

円の換算の基準となる日を換算基準日といいます。ただし、その日が東京外国為替市場の休業日に当たるときは、その直前の東京外国為替市場の営業日とします。

第3条（円換算レート）

- 1 主契約、支払方法選択特約または割増年金支払特約にこの特約を付加した場合、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）および主契約に付加されている特約の特約条項（以下、「特約条項」といいます。）、支払方法選択特約の特約条項（以下、「支払方法選択特約条項」といいます。）または割増年金支払特約の特約条項（以下、「割増年金支払特約条項」といいます。）の規定にかかわらず、会社は、外国通貨（主約款および特約条項に規定する取扱通貨とします。以下、同じとします。）で定められた金額を、換算基準日における会社所定の換算レートにより円に換算して、主約款、特約条項、支払方法選択特約条項または割増年金支払特約条項の取扱を行います。

2 前項に定める会社所定の換算レートは、換算基準日における会社が主として取引する銀行の外国通貨の対顧客電信買相場（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。）を下まわることはありません。

第4条（保険契約の保険金等の支払に関する取扱）

- 1 会社が保険契約の死亡保険金、高度障害保険金、重度介護保険金、災害死亡保険金、死亡給付金または死亡一時金の受取人に支払う保険契約の死亡保険金、高度障害保険金、災害死亡保険金、死亡給付金または死亡一時金の換算基準日は、必要な書類が会社に到着した日（以下、「書類到着日」といいます。）の前日とします。
- 2 会社が主契約の満期保険金の受取人に支払う主契約の満期保険金の換算基準日は、保険期間満了日（米国ドル建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）またはユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）の場合は主約款に定める年金開始日の前日）とします。
- 3 会社が保険契約の年金の受取人に支払う保険契約の年金の換算基準日は、主約款または特約条項に定める年金支払日の前日とします。
- 4 支払方法選択特約による据置保険金等の換算基準日は、据置期間の満了日の前日とします。ただし、支払方法選択特約条項第11条（年金または据置保険金等の一時支払）第4項に定める一時金または支払方法選択特約条項第9条（据置の内容）第4項に定める据置保険金等を支払う場合、換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- 5 延長定期保険の生存給付金が支払われる場合、会社が給付金の受取人に支払う生存給付金の換算基準日は、延長期間満了の日の前日とします。
- 6 年金額が会社の定める最高年金額をこえたため、会社が保険契約者に支払う年金開始日の前日末における積立金から会社の定める最高年金額を支払うために必要な金額を差し引いた残額の換算基準日は、主約款に定める年金開始日の前日とします。

第5条（保険料の前納等に関する取扱）

- 1 保険料前納金の残額が払い戻される場合、会社が保険契約者（保険金等を支払うときは保険金等の受取人）に払い戻す保険料前納金の残額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- 2 その他保険料が払い戻される場合、前項の規定を準用します。

第6条（解約に関する取扱）

保険契約を解約する場合、会社が保険契約者に支払う解約返戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。ただし、保険契約が失効した日（以下、本条において「失効日」といいます。）から、その日を含めて3年を経過する日の翌日以後に保険契約が解約された場合、換算基準日は、失効日から3年を経過する日とします。

第7条（保険金額、年金月額または介護年金額の減額に関する取扱）

保険契約の保険金額、年金月額または介護年金額を減額する場合、会社が保険契約者に支払う保険金額、年金月額または介護年金額の減額部分の解約返戻金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第8条（支払方法選択特約、割増年金支払特約または介護割増年金移行特約による年金支払を行う場合の特則）

支払方法選択特約、割増年金支払特約または介護割増年金移行特約による年金支払を行う場合で年金を円に換算する場合、第4条（保険契約の保険金等の支払に関する取扱）第3項による他、つぎの各号のとおり年金基金に充当する額または年金原資額を円に換算し取り扱います。ただし、本条の取扱をする場合は、以後外国通貨による支払は行いません。

(1) 支払方法選択特約または割増年金支払特約

年金基金に充当する額を円に換算する場合の換算基準日は、支払方法選択特約条項または割増年金支払特約条項に定める保険金等の請求に必要な書類が到着した日の前日とします。ただし、年金基金に充当する額が満期保険金の場合は、保険期間満了日（米国ドル建年金支払型特殊養老保険またはユーロ建年金支払型特殊養老保険の満期保険金の場合は、主約款に定める年金開始日の前日）、年金基金に充当する額が生存保険金特則の生存保険金の場合は、第1保険期間の満了日とします。

(2) 介護割増年金移行特約

年金原資額を円に換算する場合の換算基準日は、介護割増年金移行特約条項に定める第1回介護年金の支払日の前日とします。

第9条（主契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約が付加されている場合の特則）

主契約にリビング・ニーズ特約または介護前払特約が付加されている場合において、リビング・ニーズ特約の保険金または介護前払特約の介護年金（以下、本条において「保険金等」といいます。）が支払われるときには、会社が保

険金等の受取人に支払う保険金等の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第 10 条（年金開始日の繰下げに関する取扱）

主契約の年金開始日を繰下げの場合、会社が保険契約者に支払う会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第 11 条（年金の一括支払または一時支払に関する取扱）

保険契約の年金の一括支払または一時支払を行う場合、会社が年金の受取人に支払う金額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第 12 条（年金の据置に関する取扱）

主約款の規定により据え置かれた年金を支払う場合、会社が年金の受取人に支払う年金の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第 13 条（年金開始日の前日における積立金の一時支払に関する取扱）

主約款の規定により年金開始日の前日における積立金の一時支払を行う場合、会社が年金受取人に支払う積立金の換算基準日は、主約款に定める年金開始日の前日とします。

第 14 条（特約の消滅）

第 4 条（保険契約の保険金等の支払に関する取扱）から第 13 条（年金開始日の前日における積立金の一時支払に関する取扱）までの規定による円に換算された金額を支払うことにより、この特約は消滅します。

第 15 条（特別条件付保険特約の消滅に関する取扱）

特別条件付保険特約条項第 8 条（特約の消滅）の規定により、主契約に付加されている特別条件付保険特約が消滅する場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 1 条（特約の締結）において、「主契約を解約する場合」とあるのは「特別条件付保険特約条項第 8 条（特約の消滅）の規定により、主契約に付加されている特別条件付保険特約が消滅する場合」と読み替えます。
- (2) 主契約の解約返戻金の差額を支払う場合、会社が保険契約者に支払う解約返戻金の差額の換算基準日は、特別条件付保険特約が消滅する日の前日とします。

第 16 条（米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建介護終身保険（認知症加算型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第 1 回介護年金（諸支払金を含みます。）の換算基準日は、書類到着日の前日とします。
- (2) 第 2 回以後の介護年金の換算基準日は、主約款に定める介護年金支払応当日の前日とします。ただし、会社所定の要介護状態または公的介護保険制度の要介護 2 以上の状態が中断したことにより介護年金が支払われなくなった後、被保険者が新たに第 1 回介護年金の支払事由に該当したときに支払われる介護年金の換算基準日については、前号の規定を準用します。
- (3) 認知症加算年金の換算基準日は、同時に支払われる介護年金の換算基準日と同日とします。

第 17 条（米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合で、生存保険金特則が付加されているときは、生存保険金の換算基準日は、第 1 保険期間の満了日とします。

第 18 条（保険料払込期間の変更に関する取扱）

主契約の保険料払込期間を変更する場合、会社が保険契約者に支払う会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、書類到着日の前日とします。

第 19 条（保険期間の変更に関する取扱）

主契約の保険期間を変更する場合、会社が保険契約者に支払う会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、書類到着日の直後に到来する払込期月（書類到着日の属する払込期月の保険料が払い込まれていない場合は、最後に保険料が払い込まれた払込期月の直後に到来する払込期月）の契約応当日の前日とします。

第20条（他の個人保険への変換に関する取扱）

他の個人保険へ変換する場合、会社が保険契約者に支払う会社の定める計算方法により計算した金額の換算基準日は、他の個人保険への変換により締結された契約の責任開始日の前日とします。

第21条（米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第6条（解約に関する取扱）をつぎのとおり読み替えます。

「第6条（解約に関する取扱）

主契約を解約する場合、会社が保険契約者に支払う解約返戻金の換算基準日は、主約款に定める解約日の前日とします。」

- (2) 第7条（保険金額、年金額または介護年金額の減額に関する取扱）をつぎのとおり読み替えます。

「第7条（保険金額、年金額または介護年金額の減額に関する取扱）

主契約の基本保険金額を減額する場合、会社が保険契約者に支払う保険金額の減額部分の解約返戻金の換算基準日は、主約款に定める減額日の前日とします。」

外国通貨建保険の特別取扱に関する特約条項

目次

この特約の趣旨

第1条 特約の適用

第2条 保険契約者への解約返戻金等の支払または払戻に関する事項

第3条 受取人への満期保険金等の支払に関する事項

第4条 特約の復活

第5条 特約の復旧

第6条 主約款および各特約の特約条項の規定の準用

第7条 米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則

第8条 米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）または米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則

第9条 米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険（無告知型）に付加された場合の特則

外国通貨建保険の特別取扱に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、外国通貨（普通保険約款に規定する取扱通貨とします。以下、同じとします。）建の主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約（以下、「保険契約」といいます。）において、外国通貨にて解約返戻金、責任準備金および満期保険金等の支払ならびに保険料の払戻ができない場合に限り、外国通貨を円に換算して取り扱うことを主な内容とするものです。

第1条（特約の適用）

外国通貨建の保険契約における解約返戻金、責任準備金および満期保険金等の支払ならびに保険料の払戻に関して、会社が外国通貨にて支払または払戻ができない場合に限り、会社はこの特約を主契約に付加して適用します。ただし、会社がこの特約の取扱をするまでに、保険契約者から外国通貨での支払もしくは払戻の申し出があった場合には、この限りではありません。

第2条（保険契約者への解約返戻金等の支払または払戻に関する事項）

会社は、保険契約者へ外国通貨で支払または払戻ができない場合には、つぎに定めるとおり円に換算して取扱います。

- (1) 保険契約を解除した場合、会社は、保険契約者に解約返戻金を支払う日の前日における会社が主として取引する銀行（以下、本条において「取引銀行」といいます。）の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値（1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。以下、同じとします。）を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レートを（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらないものとします。以下、同じとします。）を換算レートとして、解約返戻金を円に換算し、支払います。
- (2) 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金または死亡給付金を支払わない場合、会社は、保険契約者に責任準備金相当額を支払う日の前日における取引銀行の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レートを換算レートとして、責任準備金相当額を円に換算し、支払います。
- (3) 契約年齢および性別の誤りの処理で会社が保険契約者に外国通貨で払い込まれた保険料を払い戻す場合、会社は、必要な書類が会社に到着した日の前日における取引銀行の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レートを換算レートとして、保険料を円に換算し、払い戻します。ただし、円換算払込特約を付加して円で払い込まれた保険料は、実際に払い込まれた保険料を払い戻します。
- (4) 払済保険への変更で会社が保険契約者に解約返戻金の残額を支払う場合、会社は、必要な書類が会社に到着した日の前日における取引銀行の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レートを換算レートとして、解約返戻金の残額を円に換算し、支払います。
- (5) 保険契約が失効した日（以下、本号において「失効日」といいます。）から、その日を含めて3年を経過する日の翌日以後に保険契約が解約されたものとみなして取り扱う場合、会社は、失効日から3年を経過する日の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レートを換算レートとして、解約返戻金を円に換算し、支払います。

(6) 前5号のほか、特約が消滅したことによって特約の解約返戻金または特約の責任準備金を支払う場合、会社は、保険契約者に特約の解約返戻金または特約の責任準備金相当額を支払う日の前日における取引銀行の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レートを換算レートとして、特約の解約返戻金または特約の責任準備金相当額を円に換算し、支払います。

第3条（受取人への満期保険金等の支払に関する事項）

満期保険金受取人または年金受取人へ外国通貨で満期保険金(年金を含みます。以下本条において同じ。)を支払うことができない場合に、保険期間満了日の翌日または年金開始日(第2回以後の年金の場合は、各年金の年金支払日とします。以下本条において同じ。)から、その日を含めて3年を経過する日の翌日以後に満期保険金が請求されたものとみなして取り扱うときは、会社は、保険期間の満了日または年金開始日の前日の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらない）を換算レートとして、満期保険金を円に換算し、支払います。

第4条（特約の復活）

主契約の復活の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第5条（特約の復旧）

主契約の復旧の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

第6条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第7条（米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合の特則）

この特約が米国ドル建特別終身保険（無告知型）またはユーロ建特別終身保険（無告知型）に付加されている場合で、生存保険金特則が付加されているときは、第3条（受取人への満期保険金等の支払に関する事項）を以下のとおり読み替え適用します。

「生存保険金受取人へ外国通貨で生存保険金を支払うことができない場合に、第1保険期間の満了日の翌日から、その日を含めて3年を経過する日の翌日以後に生存保険金が請求されたものとみなして取り扱うときは、会社は、第1保険期間の満了日の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらないものとします。）を換算レートとして、生存保険金を円に換算し、支払います。」

第8条（米国ドル建家族収入保険（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入保険（高度障害療養加算型）または米国ドル建家族収入特約（高度障害療養加算型）もしくはユーロ建家族収入特約（高度障害療養加算型）を付加した主契約に付加された場合の特則）

この特約が米国ドル建家族収入保険(高度障害療養加算型)もしくはユーロ建家族収入保険(高度障害療養加算型)または米国ドル建家族収入特約(高度障害療養加算型)もしくはユーロ建家族収入特約(高度障害療養加算型)を付加した主契約に付加された場合には、つぎの各項のとおり取り扱います。

1 第2条（保険契約者への解約返戻金等の支払または払戻に関する事項）第1号をつぎのとおり読み替えます。

「(1) 保険契約を解除した場合、会社は、保険契約者に解約返戻金（年金の支払事由発生後は、年金の未支払分の全部の現価についての一時支払の請求を受けたものとして計算した金額とします。以下、本号において同じとします。）を支払う日の前日における会社が主として取引する銀行（以下、本条において「取引銀行」といいます。）の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらないものとします。）を換算レートとして、解約返戻金を円に換算し、支払います。」

2 第2条（保険契約者への解約返戻金等の支払または払戻に関する事項）第2号をつぎのとおり読み替えます。

「(2) 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって家族年金または特約家族年金を支払わない場合、会社は、保険契約者に責任準備金相当額を支払う日の前日における取引銀行の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レート（ただし、取引銀行の外国通貨の対顧客電信買相場を下まわらないものとします。）を換算レートとして、責任準備金相当額を円に換算し、支払います。」

第9条(米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)に付加された場合の特則)

この特約が米国ドル建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)またはユーロ建積立利率更改型一時払終身保険(無告知型)に付加されている場合、第2条(保険契約者への解約返戻金等の支払または払戻に関する事項)第1項第2号を以下のとおり読み替え適用します。

「(2) 被保険者の死亡が免責事由に該当したことによって死亡保険金を支払わない場合、会社は、保険契約者に積立金相当額または解約返戻金相当額を支払う日の前日における取引銀行の外国通貨の対顧客電信売買相場の仲値を基準に定めた会社と取引銀行間の取引に用いられる為替レートを換算レートとして、積立金相当額または解約返戻金相当額を円に換算し、支払います。」

保険証券等の電子化に関する特約条項

目次

この特約の趣旨

第1条 特約の締結

第2条 電子証券

第3条 特約の解約

第4条 特約の消滅

第5条 主約款の規定の準用

保険証券等の電子化に関する特約条項

この特約の趣旨

この特約は、主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）および主契約に付加されている特約において、保険証券、年金証書または支払証書（以下、「保険証券等」といいます。）の発行または表示を省略し、保険契約の内容として電磁的方法により提供した事項（以下、「電子証券」といいます。）を、保険証券等の記載事項とみなすことを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

- 1 この特約は主契約の締結の際、主契約の保険契約者（以下、「保険契約者」といいます。）の申出により、主契約に付加して締結します。
- 2 前項の規定にかかわらず、会社の定める取扱範囲内で、主契約の責任開始期以後、保険契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- 3 前項の規定によりこの特約を付加したときは、保険契約者に通知します。

第2条（電子証券）

会社は、この特約が付加された場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、保険証券等の発行または保険証券等への表示を省略することができます。ただし、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）または主契約に付加されている他の特約の特約条項に定めるところにより年金証書または支払証書を発行する時においては、主契約または主契約に付加されている他の特約の保険金等の受取人が保険契約者と同一である場合に限り、
- (2) 保険証券等の発行または保険証券等への表示を省略した場合には、会社は、電子証券を、保険証券等の記載事項とみなします。
- (3) 保険契約の内容に変更が生じた場合には、新たに電子証券を提供します。

第3条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第4条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当した場合には、この特約は消滅するものとします。

- (1) 主約款の規定により、保険契約者が変更されたとき
- (2) 主約款の規定により、年金開始日以後に年金受取人が変更されたとき
- (3) 主約款の規定により、後継年金受取人が年金受取人の権利および義務のすべてを承継したとき
- (4) 主契約が消滅したとき

第5条（主約款の規定の準用）

この特約条項に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

別表

別表1 対象となる高度障害状態

高度障害状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの（備考3. 参照）
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの（備考4. 参照）
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（備考4. 参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後の始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

5. その他

上記1、2および4中の「回復の見込のない場合」ならびに上記3中の「常に介護を要するもの」については、例えば、以下に定める「危篤状態」に短期間該当したときなど、一時的に視力や身体機能等が低下した状態を指すものではなく、仮に継続的な治療等を行ったとしても回復する見込がない状態や、常時かつ永続的に他人の介護を要する状態をいいます。

※「危篤状態」とは、生命の危機が現前に差し迫った状態にあると医師により診断されており、かつ、その差し迫った生命の危機を回避し生命を維持させることを目的とする、手術、酸素吸入、輸液、輸血、止血などの救命治療が施されている状態をさします。

別表2 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとします。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 1 0 (2013年版)準拠」に記載された分類のうち、表2の分類項目のものをいいます(ただし、表2の「除外項目等」欄にあるものを除きます。)

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。(慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。)
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。(被保険者の故意にもとづくものは該当しません。)
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。(身体の内部的原因によるものは該当しません。)

表2 分類項目

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
1. 交通事故 (V 01~V 99)	
2. 不慮の損傷のその他の外因 (W 00~X 59)	
・転倒・転落・墜落 (W 00~W 19)	
・生物によらない機械的な力への曝露 (W 20~W 49)	※つぎのものは除外します。 ・騒音への曝露 (W 42) ・振動への曝露 (W 43)
・生物による機械的な力への曝露 (W 50~W 64)	
・不慮の溺死および溺水 (W 65~W 74)	
・その他の不慮の窒息 (W 75~W 84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神・神経障害の状態にある者の 胃内容物の誤嚥<吸引> (W 78) 気道閉塞を生じた食物の誤嚥<吸引> (W 79) 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥<吸引> (W 80)
・電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露 (W 85~W 99)	※つぎのものは除外します。 ・高圧、低圧および気圧の変化への曝露 (W 94) (高山病など)
・煙、火および火炎への曝露 (X 00~X 09)	
・熱および高温物質との接触 (X 10~X 19)	
・有毒動植物との接触 (X 20~X 29)	
・自然の力への曝露 (X 30~X 39)	※つぎのものは除外します。 ・自然の過度の高温への曝露 (X 30) (日射病、熱射病など)
・有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露 (X 40~X 49)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの ※つぎのものは含まれません。 ・洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒 (ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒) およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・無理ながんばり、旅行および欠乏状態 (X 50~X 57)	※つぎのものは除外します。 ・無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動 (X 50) 中の疾病または体質的要因に基づくものおよび過労 ・旅行および移動 (X 51) (乗り物酔いなど) ・無重力環境への長期滞在 (X 52) ・食糧の不足 (X 53) ・水の不足 (X 54)
・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露 (X 58~X 59)	
3. 加害にもとづく傷害および死亡 (X 85~Y 09)	

分類項目 (基本分類コード)	除外項目等
4. 法的介入および戦争行為 (Y 35～Y 36)	※つぎのものは除外します。 ・合法的処刑 (Y 35.5)
5. 内科的および外科的ケアの合併症 (Y 40～Y 84)	※つぎのものは除外します。 ・疾病の診断、治療を目的としたもの
・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤 (Y 40～Y 59) によるもの	※つぎのものは含まれません。 ・外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など
・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故 (Y 60～Y 69)	
・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具 (Y 70～Y 82) によるもの	
・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの (Y 83～Y 84)	

備考

- 表2の「除外項目等」の欄において「※つぎのものは除外します。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されていても不慮の事故の対象から除外するものを示しています。また、「※つぎのものは含まれません。」と表示される項目は、表2の分類項目中に記載されておらず不慮の事故の対象に含まれないものを注意的に例示したものです。
- 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

別表3 対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（備考1. 参照）
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（備考2. 参照）
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったか、または1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったか、または1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（備考3. 参照）
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの（備考4. (1)および(3)参照）
- (6) 1手の5手指を失ったか、または第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの（備考4. (1)および(2)参照）
- (7) 10足指を失ったもの（備考5. 参照）
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（備考6. 参照）
- (9) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの（備考7. 参照）
- (10) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの（備考8. (1)参照）
- (11) 心臓に人工弁を置換したもの（備考8. (2)参照）
- (12) 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの（備考9. 参照）
- (13) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設もしくは尿路変更術を受けたもの（備考10. (1)および(2)参照）
- (14) 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの（備考10. (3)および(4)参照）

（備考）

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メーターで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においては、また関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

4. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。
- (2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- (3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合または手指の中手指節間関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

5. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 呼吸器の障害

- (1) 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が55Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「酸素療法を受けたもの」とは、日常のかつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日以上継続して受けたものをいいます。

8. 心臓の障害

- (1) 「恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの」には、心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。
- (2) 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。また、人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。

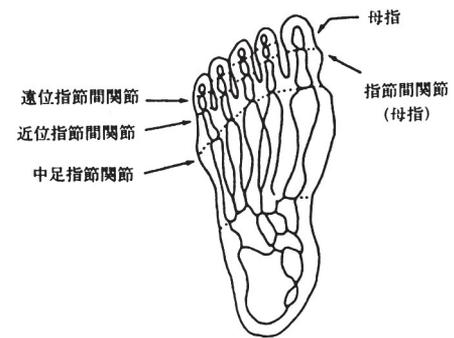
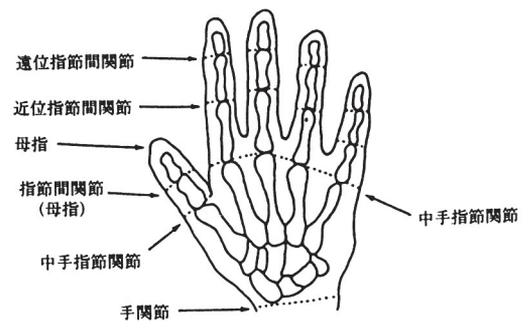
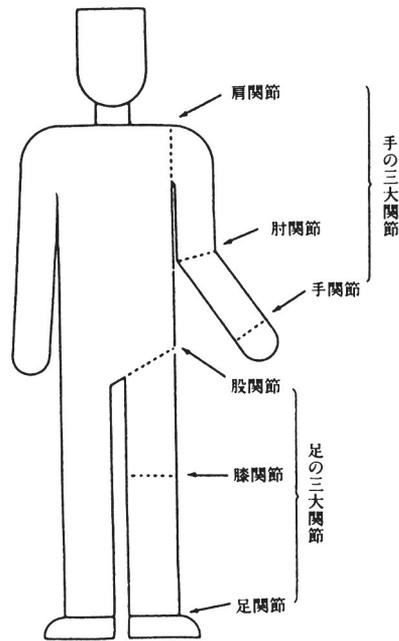
9. 腎臓の障害

- (1) 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチニンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチニン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込のない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- (2) 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- (3) 「腎移植」には、自家腎移植および再移植は含みません。

10. ぼうこうまたは直腸の障害

- (1) 「人工ぼうこう」とは、空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- (2) 「尿路変更術」とは、正常尿流を病変部より腎臓側において体外へ導き排出するものをいいます。
- (3) 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- (4) 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。

<身体部位の名称図>



別表4 請求書類

〔I〕 保険金・年金等の請求の場合

請求項目	必要書類
死亡保険金 死亡給付金 家族年金 災害死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害死亡保険金を請求する場合） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書* (4) 被保険者の住民票（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、死亡保険金受取人。配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 保険金、給付金等の受取人の戸籍抄本（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者） (6) 保険金、給付金等の受取人の印鑑証明書（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者） (7) 保険金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（無解約返戻金型平準定期保険(受取人固定型)の死亡給付金の場合は、保険契約者）（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
高度障害保険金 高度障害年金 災害高度障害保険金 障害給付金 高度障害療養加算年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（災害高度障害保険金または障害給付金を請求する場合） (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票（配偶者傷害特約および子供傷害特約の場合は、その被保険者の戸籍抄本） (5) 保険金、給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 保険金、給付金等の受取人の印鑑証明書 (7) 保険金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
満期保険金 生存保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 満期保険金受取人または生存保険金受取人の戸籍抄本 (4) 満期保険金受取人または生存保険金受取人の印鑑証明書 (5) 満期保険金受取人または生存保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

別表

請求項目	必要書類
保険料払込免除 疾病障害による保険料払込免除 認知症保険料払込免除	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(不慮の事故による保険料払込免除を請求する場合) (3) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証(認知症保険料払込免除を請求する場合) (4) 医師の診断書* (5) 最終の保険料領収証 (6) 保険証券
災害入院給付金 疾病入院給付金 成人病入院給付金 女性疾病入院給付金 災害入院初期給付金 疾病入院初期給付金 災害入院長期給付金 疾病入院長期給付金 災害短期入院給付金 疾病短期入院給付金 災害入院初期プラス給付金 疾病入院初期プラス給付金 災害入院一時金 疾病入院一時金 災害継続入院給付金 疾病継続入院給付金 三大疾病継続入院給付金 三大疾病入院給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類(災害入院に関する給付金等を請求する場合) (3) 医師の診断書* (4) 入院した病院または診療所の入院証明書* (5) 病院または診療所以外において医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていることを証する書類(病院または診療所に入院しているものとみなした給付金等を請求する場合) (6) 被保険者の住民票(配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約および家族入院総合保障特約の場合はその被保険者の戸籍抄本) (7) 給付金等の受取人の戸籍抄本 (8) 給付金等の受取人の印鑑証明書 (9) 給付金等の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (10) 最終の保険料領収証 (11) 保険証券
手術給付金 入院時手術給付金 成人病手術給付金 女性疾病手術給付金 入院中手術給付金 外来手術給付金 放射線治療給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書* (3) 手術等を受けた病院または診療所の手術等の証明書* (4) 被保険者の住民票(配偶者入院総合保障特約、子供入院総合保障特約および家族入院総合保障特約の場合はその被保険者の戸籍抄本) (5) 給付金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書(補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合) (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券

請求項目	必要書類
介護保障移行特約による介護給付金、介護年金、死亡給付金または健康祝金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書*（介護給付金または介護年金を請求する場合） (3) 医師の死亡診断書または死体検案書*（死亡給付金を請求する場合） (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金等の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 介護保障証書
年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (5) 年金証書
死亡一時金（年金開始後）	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 年金受取人の住民票 (4) 死亡一時金受取人の戸籍抄本 (5) 死亡一時金受取人の印鑑証明書 (6) 死亡一時金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金証書
解約返戻金 契約者貸付	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
リビング・ニーズ特約による保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の住民票 (4) リビング・ニーズ特約による保険金受取人の戸籍抄本 (5) リビング・ニーズ特約による保険金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の印鑑証明書（被保険者が請求する場合） (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	必要書類
介護年金 介護給付金 認知症加算年金 介護一時金 重度介護保険金 介護保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 要介護認定の結果について記載された介護保険要介護・要支援等結果通知書または介護保険被保険者証 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 年金、給付金等の受取人の戸籍抄本 (6) 年金、給付金等の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (7) 年金、給付金等の受取人の印鑑証明書 (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
被保険者の死亡の通知	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票 (3) 保険証券 (4) 最終の保険料領収証
先進医療給付金 入院療養給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 事故状況の報告書や交通事故証明書等の不慮の事故であることを証する書類（不慮の事故を原因とする場合） (3) 会社所定の様式による医師の治療証明書 (4) 先進医療に要した費用の支出を証明する書類または入院中の療養に対する費用を証明する書類 (5) 被保険者の住民票 (6) 給付金の受取人の戸籍抄本 (7) 給付金の受取人の印鑑証明書 (8) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (9) 最終の保険料領収証 (10) 保険証券
指定代理請求人による保険金等の請求	指定代理請求人により保険金等の請求を行う場合は、該当項目の請求書類に加えて以下の書類が必要となります。 (1) 指定代理請求人の戸籍抄本 (2) 指定代理請求人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けているときまたは会社が特に提出を求めたとき） (3) 指定代理請求人の印鑑証明書 (4) 指定代理請求人の住民票
特定疾病保険金 がん診断保険金 上皮内がん診断保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書* (3) 被保険者の住民票 (4) 保険金の受取人の戸籍抄本 (5) 保険金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料領収証 (8) 保険証券

請求項目	必要書類
就労不能障害年金 特定障害年金 就労障害サポート年金 就労不能障害一時金	(1) 会社所定の請求書* (2) 被保険者が国民年金法または被用者年金制度に基づき障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 年金または一時金の受取人の戸籍抄本 (6) 年金または一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 年金または一時金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 保険証券
短期就労不能給付金 長期就労不能給付金 特定障害給付金 就労不能サポート一時金	(1) 会社所定の請求書* (2) 被保険者が国民年金法または被用者年金制度に基づき障害基礎年金、障害厚生年金または障害共済年金の支給要件に該当したと認定された場合、その旨を証する書類 (3) 医師の診断書* (4) 被保険者の住民票 (5) 給付金または一時金の受取人の戸籍抄本 (6) 給付金または一時金の受取人の印鑑証明書 (7) 給付金または一時金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (8) 最終の保険料領収証 (9) 保険証券
がん一時給付金 心疾患一時給付金 脳血管疾患一時給付金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の診断書* (3) 入院した病院または診療所の入院証明書* (4) 手術等を受けた病院または診療所の手術等の証明書* (5) 病院または診療所以外において医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていることを証する書類（病院または診療所に入院しているものとみなした給付金を請求する場合） (6) 被保険者の住民票 (7) 給付金の受取人の戸籍抄本 (8) 給付金の受取人の印鑑証明書 (9) 給付金の受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (10) 最終の保険料領収証 (11) 保険証券

[年金支払型特殊養老保険、積立利率変動型年金支払型特殊養老保険、米国ドル建年金支払型特殊養老保険、ユーロ建年金支払型特殊養老保険、予定利率変動型個人年金保険、年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、米国ドル建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）、ユーロ建年金支払型特殊養老保険（引受緩和型）および変額保険（年金型）に関する請求書類一覧]

以下の請求書類の他、保険金の支払に関する請求書類については、上記で特に不都合がなければそれを準用します。

請求項目	必要書類
年金	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証（第1回の年金の場合） (7) 年金証書（第1回の年金の場合は保険証券）
死亡一時金	(1) 会社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書* (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 被保険者の住民票 (7) 年金証書
年金の一括支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 年金証書
年金開始日の前日または前日末における積立金の一時支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票（ただし、被保険者が年金受取人と同一人の場合は不要） (3) 年金受取人の戸籍抄本 (4) 年金受取人の印鑑証明書 (5) 年金受取人にかかる登記事項証明書（補助、保佐、後見もしくは任意後見を受けている場合または会社が特に提出を求めた場合） (6) 最終の保険料領収証 (7) 保険証券

(備考)

1. 上記の書類のうち、*印は会社所定のもので、会社または会社の指定した場所に用意してあります。
2. 上記の書類は、会社に提出してください。
3. 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、必要書類の一部もしくは全部の省略を認めることがあります。また、他の書類による代替や上記の書類の提出に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信することを認めることがあります。
4. この別表は、各保険共用のものとしたので、特定保険については関係のないものがあり、また修正を要するものがあります。特定保険についての特定の場合の必要書類は、お申出があればご案内します。
5. 官公署、会社、工場、組合等の団体（団体の代表者を含みます。以下、「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人（家族年金受取人および死亡給付金受取人を含みます。）とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金（年金および死亡給付金を含みます。）の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下、「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金（家族年金を含みます。）、高度障害保険金（高度障害年金および高度障害療養加算年金を含みます。以下、本項において同じとします。）、特定疾病保険金、がん診断保険金（上皮内がん診断保険金を含みます。）、介護一時金、重度介護保険金または介護保険金の請求の際、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も必要とします。ただし、これらの者が2人以上であるときは、そのうち1人からの提出で足りるものとします。また、被保険者に高度障害保険金、特定疾病保険金、がん診断保険金（上皮内がん診断保険金を含みます。）、介護一時金、重度介護保険金または介護保険金を支払う場合は、書類提出の必要はありません。
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類
 - (3) 保険契約者である団体が受給者本人であることを確認した書類

〔Ⅱ〕 その他手続請求の場合

請求項目	必要書類
[1] 保険契約の復活	(1) 会社所定の申込書 (2) 被保険者についての告知書*（無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）の場合は、被保険者および死亡保険金受取人）
[2] 契約内容の変更 (1) 保険金額、基本死亡保険金額、基準保険金額または年金額の減額、増額(復旧) (2) 年金月額または基本年金月額の減額 (3) 積立金額の減額 (4) 保険料払込方法〈回数〉の変更 (5) 保険期間の変更 (6) 保険料払込期間の変更 (7) 払済保険への変更 (8) 変額払済保険への変更 (9) 延長定期保険への変更 (10) 定額払済終身保険への変更 (11) 変額払済終身保険への変更 (12) 定額延長定期保険への変更 (13) 払済終身保険への変更 (14) 一時払定額終身保険への変更 (15) 年金開始日の繰上げ繰下げ (16) 年金開始日の繰延べ (17) 保険料の変更 (18) 保険料の払込再開 (19) 積立金の一部取崩し (20) 給付倍数または月間支払限度の変更 (21) 保険契約の型の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券 (5) 被保険者についての告知書*（無解約返戻金型平準定期保険（受取人固定型）の場合は、被保険者および死亡保険金受取人）（会社が特に提出を求めた場合）
[3] 保険種類の変換	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[4]（会社への通知による） 保険金受取人の変更 家族年金受取人の変更 年金受取人の変更 後継年金受取人の変更 死亡給付金受取人の変更 介護年金等の受取人の変更指定	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
[5] 遺言による受取人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の同意を証する書類 (3) 遺言書 (4) 保険契約者の相続人であることを証する書類 (5) 保険証券
[6] 保険契約者の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 変更前の保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

請求項目	必要書類
[7] 60歳払込済終身保険への移行	(1) 会社所定の請求書 (2) 妻が被保険者でなくなったことを証する戸籍抄本 (3) 保険契約者の印鑑証明書 (4) 最終の保険料領収証 (5) 保険証券
[8] 終身保険契約申込の特別取扱	(1) 会社所定の申込書 (2) 特別取扱の事由に該当することとなったことを証する戸籍抄本 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[9] 定額保険への変更	(1) 会社所定の申込書 (2) 最終の保険料領収証 (3) 保険証券
[10] 年金種類の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者または年金受取人の印鑑証明書 (3) 保険証券または年金証書 (4) 年金受取人の配偶者の戸籍抄本（会社が特に提出を求めた場合）
[11] 指定代理請求人の変更指定または指定の撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券 (4) 指定代理請求人の住民票（変更指定時のみ）
[12] 買増権保証特約または新買増権保証特約による買増保険契約	(1) 会社所定の申込書 (2) 最終の保険料領収証 (3) 保険証券（特別買増事由による買増権の特別取扱の場合に限りま す。） (4) 特別買増事由による買増権を行使する場合、特別買増事由に該当 することとなったことを証する戸籍抄本
[13] 各特別勘定への繰入比率の指定、変更 積立金の移転	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 最終の保険料領収証 (4) 保険証券
[14] 受取人による保険契約または特約 の継続	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の同意を証する書類 (3) 保険契約者または被保険者の親族であることを証する書類 (4) 債権者等に金銭を支払ったことを証する書類

(備考)

1. 前表と同じとします。

別表 19 身体障害者

身体障害者とは、身体障害者福祉法施行規則第5条（昭和25年4月6日厚生省令第15号）別表第5号（身体障害者障害程度等級表）の障害の級別1級から3級に定める程度の障害の状態（下表）がある者をいいます。

級別	身体障害
1 級	1. 視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの 2. 両上肢の機能を全廃したもの 3. 両上肢を手関節以上で欠くもの 4. 両下肢の機能を全廃したもの 5. 両下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 6. 体幹の機能障害により坐っていることができないもの 7. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの 8. 不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの 9. 心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 10. じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 11. 呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 12. ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 13. 小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの 14. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの 15. 肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2 級	16. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 17. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 18. 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 19. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 20. 両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう） 21. 両上肢の機能の著しい障害 22. 両上肢のすべての指を欠くもの 23. 1上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの 24. 1上肢の機能を全廃したもの 25. 両下肢の機能の著しい障害 26. 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの 27. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 28. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの 29. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの 30. 不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの 31. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの 32. 肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの

級別	身体障害
3級	33. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（17.に該当するものを除く） 34. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 35. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 36. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの 37. 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの） 38. 平衡機能の極めて著しい障害 39. 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失 40. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 41. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 42. 1上肢の機能の著しい障害 43. 1上肢のすべての指を欠くもの 44. 1上肢のすべての指の機能を全廃したもの 45. 両下肢をシヨパー関節以上で欠くもの 46. 1下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの 47. 1下肢の機能を全廃したもの 48. 体幹の機能障害により歩行が困難なもの 49. 不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの 50. 不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの 51. 心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 52. じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 53. 呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 54. ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 55. 小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの 56. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。） 57. 肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

(注)

1. 身体障害の状態が、身体障害者障害程度等級表の4級の障害の2種目以上に重複して該当するために3級とみなされる場合、または4級以下の異なる等級の障害の2種目以上に重複して該当するために3級以上とみなされる場合も本表に該当したものとします。

(備考)

1. 眼の障害
両眼の視力を別々に測定し、良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで障害の程度を認定します。
2. 指を欠くもの
「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいいます。
3. 指の機能障害
「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
4. 上・下肢の障害
 - (1) 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。
 - (2) 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいいます。

■説明事項ご確認のお願い

この冊子には、ご契約についての大切なことから記載されておりますので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に

しおりのページ

●生命保険募集人（当社のライフプランナー）の権限について	8
●契約申込の撤回等（クーリング・オフ）について	9
●保険会社の責任開始時期について	11
●保険金等をお支払いできない場合等について	37
●解約と解約返戻金について	40
●生命保険会社の財産状態の変化に伴う影響の可能性について	48

などは、お申込みの際にぜひご理解いただきたい重要なことからですので、特に注意してご覧ください。

なお、わかりにくい点がございましたら、下記の担当ライフプランナーまたは支社へお気軽にお問合わせください。

ご契約の際には、「契約概要」「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

- 「契約概要」は、保険商品の概要をご理解いただくために必要な情報を記載したものです。
- 「注意喚起情報」は、ご契約の際に、特にご注意ください事項（クーリング・オフ、告知義務、免責、解約と解約返戻金に関するご注意、生命保険会社の財産状態の変化による生命保険契約への影響の可能性について等）を記載したものです。
- 「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項および保険契約者に必要な保険の知識を記載したものです。
- 記載の取扱いは登録日現在における当社の取扱いによるもので、将来変更となることがあります。

保険種類をお選びいただく際には、「保険種類のご案内」をご覧ください。

「保険種類のご案内」は当社のライフプランナーが携帯しております。また、最寄りの支社にもご用意しております。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10

ホームページアドレス <https://www.prudential.co.jp/>

保険に関するお問合わせ・お手続きやご契約に関するご照会・ご不満等につきましては、ライフプランナーまたは下記へお問合わせください。

パートナーフォーユー
カスタマーサービスセンター **0120-810740**